

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|---|----------------------------|-----------|
| 規則第1号 | さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則 | 下 水 道 財 務 課 | 令和7年1月21日 |
| 規則第2号 | さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則 | デジタル改革推進部 | 令和7年1月30日 |
| 規則第3号 | さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー | 令和7年1月30日 |
| 規則第4号 | さいたま市産業振興会館条例施行規則の一部を改正する規則 | 経 済 政 策 課 | 令和7年1月30日 |
| 規則第5号 | さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 | 生 活 衛 生 課 | 令和7年2月12日 |
| 規則第6号 | さいたま市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 | 生 活 衛 生 課 | 令和7年2月12日 |
| 規則第7号 | さいたま市宮桜木駐車場条例施行規則を廃止する規則 | 東日本交流拠点整備課 | 令和7年2月19日 |
| 規則第8号 | さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 水 道 計 画 課 | 令和7年2月25日 |
| 規則第9号 | さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | ゼロカーボン推進戦略課 | 令和7年2月26日 |
| 規則第10号 | さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則の一部を改正する規則 | 高 齢 福 祉 課 | 令和7年3月4日 |
| 規則第11号 | さいたま市高齢者デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則 | 高 齢 福 祉 課 | 令和7年3月4日 |
| 規則第12号 | さいたま市与野本町デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則 | 高 齢 福 祉 課 | 令和7年3月4日 |
| 規則第13号 | さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則 | 保 健 所 管 理 課 | 令和7年3月5日 |
| 規則第14号 | さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則 | 保 健 所 管 理 課 | 令和7年3月5日 |
| 規則第15号 | さいたま市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 | 行 政 透 明 推 進 課 | 令和7年3月5日 |
| 規則第16号 | さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 行 政 透 明 推 進 課 | 令和7年3月5日 |
| 規則第17号 | さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 | 消 防 団 活 躍 推 進 室 | 令和7年3月5日 |
| 規則第18号 | さいたま市開発行為の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 都 市 計 画 課 | 令和7年3月7日 |
| 規則第19号 | さいたま市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則 | 都 市 計 画 課 | 令和7年3月7日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|----------|--|-------------------|-----------|
| 規則第20号 | さいたま市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 | 都 市 計 画 課 | 令和7年3月7日 |
| 規則第21号 | さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則 | 廃 棄 物 対 策 課 | 令和7年3月10日 |
| 規則第22号 | さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則 | 保 健 所 管 理 課 | 令和7年3月13日 |
| 規則第23号 | さいたま市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 保 健 所 管 理 課 | 令和7年3月13日 |
| 規則第24号 | さいたま市柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則 | 保 健 所 管 理 課 | 令和7年3月13日 |
| 規則第25号 | さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則 | 区 政 推 進 部 | 令和7年3月18日 |
| 規則第26号 | さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和7年3月18日 |
| 規則第27号 | さいたま市公印規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和7年3月18日 |
| 規則第28号 | さいたま市職員表彰規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和7年3月18日 |
| 規則第29号 | さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第30号 | さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第31号 | さいたま市聴聞規則の一部を改正する規則 | 総 務 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第32号 | さいたま市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 高 齢 福 祉 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第33号 | さいたま市大崎むつみの里条例施行規則の一部を改正する規則 | 障 害 政 策 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第34号 | さいたま市槻の木条例施行規則の一部を改正する規則 | 障 害 政 策 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第35号 | さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則 | コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第36号 | さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 | 都 市 計 画 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第37号 | さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 建 築 総 務 課 | 令和7年3月21日 |
| 規則第37号の2 | さいたま市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第38号 | さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和7年3月25日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|---|---------------|-----------|
| 規則第39号 | さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 人 事 課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第40号 | さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第41号 | さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第42号 | さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | おいしい給食サポート課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第43号 | さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 | 生 活 衛 生 課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第44号 | さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則 | 消 防 企 画 課 | 令和7年3月25日 |
| 規則第45号 | さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 住 宅 政 策 課 | 令和7年3月27日 |
| 規則第46号 | さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 住 宅 政 策 課 | 令和7年3月27日 |
| 規則第47号 | さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則 | 南 部 児 童 相 談 所 | 令和7年3月28日 |
| 規則第48号 | さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第49号 | さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第50号 | さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第51号 | 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第52号 | さいたま市職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則 | 職 員 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第53号 | さいたま市予算規則の一部を改正する規則 | 財 政 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第54号 | さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 福 祉 総 務 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第55号 | さいたま市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 | 高 齢 福 祉 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第56号 | さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 | 障 害 福 祉 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第57号 | さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則 | 障 害 福 祉 課 | 令和7年3月28日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|--|---------------|-----------|
| 規則第58号 | さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 | 南 部 児 童 相 談 所 | 令和7年3月28日 |
| 規則第59号 | さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則 | 放 課 後 児 童 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第60号 | さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則 | 国 保 年 金 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第61号 | さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 環 境 総 務 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第62号 | さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則 | 病 院 総 務 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第63号 | さいたま市災害救助法施行細則の一部を改正する規則 | 防 災 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第64号 | さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 | 区 政 推 進 部 | 令和7年3月28日 |
| 規則第65号 | さいたま市盆栽四季の家条例施行規則の一部を改正する規則 | 文 化 振 興 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第66号 | さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則 | 文 化 振 興 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第67号 | さいたま市伝統文化施設条例施行規則の一部を改正する規則 | 文 化 振 興 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第68号 | さいたま市体育館条例施行規則の一部を改正する規則 | ス ポ ー ツ 振 興 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第69号 | さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 | 都 市 計 画 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第70号 | さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則 | 消 防 企 画 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第71号 | さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則 | 消 防 企 画 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第72号 | さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則 | 査 察 指 導 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第73号 | さいたま市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則 | 査 察 指 導 課 | 令和7年3月28日 |
| 規則第74号 | さいたま市会計規則の一部を改正する規則 | 出 納 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第75号 | さいたま市契約規則の一部を改正する規則 | 契 約 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第76号 | さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 | 契 約 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第77号 | さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 | 福 祉 総 務 課 | 令和7年3月31日 |

| 規則番号 | 規 則 名 | 所 管 名 | 公 布 年 月 日 |
|--------|--|-------------|-----------|
| 規則第78号 | さいたま市動物の愛護及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 | 生 活 衛 生 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第79号 | さいたま市市営住宅条例施行規則の一部 を改正する規則 | 住 宅 政 策 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第80号 | さいたま市下水道事業財務規則の一部を 改正する規則 | 下 水 道 財 務 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第81号 | さいたま市市税条例施行規則の一部を改 正する規則 | 税 制 課 | 令和7年3月31日 |
| 規則第82号 | さいたま市生活困窮者自立支援法施行細 則の一部を改正する規則 | 生 活 福 祉 課 | 令和7年3月31日 |

さいたま市規則第1号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成17年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (繰替払の範囲) | (繰替払の範囲) |
| <p>第23条 令第21条の8第3号に規定する繰替払することができる経費は、<u>次の各号に掲げるものとし、その支払については、当該各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める収入金を繰り替えて使用させることができる。</u></p> <p>(1) <u>さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）第1条に規定する受益者負担金の一括納付に係る報奨金 当該受益者負担金の収入金</u></p> <p>(2) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者に納付させる収入に係る返還金であつて、次のいずれにも該当するもの 当該収入と同一の収入の予算科目であつて同一の納付場所において収納した収入金</u></p> <p><u>ア 出納員を置く納付場所に設置した電子計算機の誤操作等により、納入義務者の意思に反して地方自治法第231条の2の2第2号の通知をしたこと。</u></p> <p><u>イ 法令、契約等により納付の委託を取り消すことができないこと。</u></p> <p><u>ウ 納入義務者に即時に収入金を返還する必要があること。</u></p> | <p>第23条 令第21条の8第3号に規定する繰替払することができる経費は<u>さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）第1条に規定する受益者負担金の一括納付に係る報奨金とし、同号に規定する収入金は当該受益者負担金とする。</u></p> |
| (繰替払の取扱い) | (繰替払の取扱い) |
| <p>第24条 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関又は出納員は、下水道事業の繰替払（以下「繰替払」という。）をしたときは、債権者の領収書その他証拠となる書類を徴するとともに、納入済通知</p> | <p>第24条 出納取扱金融機関、収納取扱金融機関又は出納員は、下水道事業の繰替払（以下「繰替払」という。）をしたときは、債権者の領収書その他証拠となる書類を徴するとともに、納入済通知</p> |

書に繰替払額を記入して、会計管理者に提出しなければならない。ただし、前条第2号に規定する経費について繰替払をしたときは、この限りでない。

2・3 [略]

4 課長は、前条第2号に規定する経費について繰替払をしたときは、繰替使用計算書を作成しなければならない。

5 課長は、第3項の繰替使用計算書の送付を受けたとき又は前項の繰替使用計算書を作成したときは、振替伝票を発行し、翌月末までに繰替使用額の補填の手続をしなければならない。

(準用規定)

第28条 会計規則第12条から第16条まで、第18条、第23条、第25条から第36条の2まで、第43条から第72条まで、第74条から第79条まで、第81条及び第123条から第125条までの規定は、収入及び支出の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|-----|--------------------------------|
| [略] | | |
| 第123条第1項 | [略] | 法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項 |
| [略] | | |

書に繰替払額を記入して、会計管理者に提出しなければならない。

2・3 [略]

4 課長は、前項の繰替使用計算書の送付を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

(準用規定)

第28条 会計規則第12条から第16条まで、第18条、第23条、第25条から第36条の2まで、第43条から第72条まで、第74条から第79条まで、第81条及び第123条から第125条までの規定は、収入及び支出の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|-----|---|
| [略] | | |
| 第123条第1項 | [略] | 法第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項 |
| [略] | | |

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

さいたま市規則第2号

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|-------|---|--|-------|---|
| (利用者登録) 第5条 [略] 2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。 | | | (利用者登録) 第5条 [略] 2 利用者登録の施設区分ごとの登録の種別及び当該種別が個人の場合の登録の資格については、次の表に定めるとおりとする。 | | |
| 施設区分 | 登録の種別 | 個人の場合の登録の資格 | 施設区分 | 登録の種別 | 個人の場合の登録の資格 |
| [略] | | | [略] | | |
| 屋外スポーツ施設及び屋内スポーツ施設 | [略] | 15歳以上の者（中学校又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在籍する者を除く。） | 屋外スポーツ施設及び屋内スポーツ施設 | [略] | 15歳以上の者（中学校又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在籍する者を除く。） |
| コミュニティ施設 | | 15歳以上の者（中学校に在籍する者を除く。） | コミュニティ施設 | | 15歳以上の者（中学校又は高等学校に在籍する者を除く。） |
| 文化施設 | | 15歳以上の者（中学校に在籍する者を除く。） | 文化施設 | | 15歳以上の者（中学校又は高等学校に在籍する者を除く。） |
| その他施設（子ども家庭総合センターのバン | | 15歳以上の者（中学校に在籍する者を除く。） | その他施設（子ども家庭総合センターのバン | | 15歳以上の者（中学校又は高等学校に在籍する者を除く。） |

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| ドスタジ オ及びダ ンススタ ジオを除 く。) | | |
| [略] | | |

3～6 [略]

別表第3（第11条関係）

| 施設区分 | 帳票を使用する行為 | 帳票名 |
|--|-----------|-----|
| [略] | | |
| 屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設及びその他施設（さいたま市男女共同参画推進センター、さいたま市産業振興会館、さいたま市子ども家庭総合センター及びさいたま市農村広場の運動広場を除く。） | [略] | |
| コミュニティ施設及びその他施設（さいたま市男女共同参画推進センター及びさいたま市産業振興会館に限る。） | | |
| [略] | | |

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| ドスタジ オ及びダ ンススタ ジオを除 く。) | | |
| [略] | | |

3～6 [略]

別表第3（第11条関係）

| 施設区分 | 帳票を使用する行為 | 帳票名 |
|--|-----------|-----|
| [略] | | |
| 屋外スポーツ施設、屋内スポーツ施設及びその他施設（さいたま市子ども家庭総合センター及びさいたま市農村広場の運動広場を除く。） | [略] | |
| コミュニティ施設 | | |
| [略] | | |

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

さいたま市規則第3号

さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則（平成16年さいたま市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 条例第5条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書を交付して行うものとする。</p> <p>(1) 利用の許可 施設予約システム規則に定める<u>利用許可書（一般）</u></p> <p>(2) 許可に係る事項の変更の許可 施設予約システム規則に定める<u>利用変更許可書（一般）</u></p> <p>(利用の取消し)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく前条に規定する<u>許可書</u>を添えて届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第5条 利用者は、条例第11条に規定する使用料を、<u>利用許可書</u>の交付と引換えに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> | <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 条例第5条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより<u>許可書兼領収書</u>を交付して行うものとする。</p> <p>(1) 利用の許可 施設予約システム規則に定める<u>利用許可書兼領収書（一般）</u></p> <p>(2) 許可に係る事項の変更の許可 施設予約システム規則に定める<u>利用変更許可書兼領収書（一般）</u></p> <p>(利用の取消し)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく前条に規定する<u>許可書兼領収書</u>を添えて届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第5条 利用者は、条例第11条に規定する使用料を、<u>利用許可書兼領収書</u>の交付と引換えに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可から適用し、同日前の許可については、なお従前の例による。

さいたま市規則第4号

さいたま市産業振興会館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市産業振興会館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第179号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (利用の許可) 第4条 条例第7条第1項の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に掲げる許可書を交付して行うものとする。 (1) 会館の施設等の利用の許可をした場合 施設予約システム規則に定める <u>利用許可書（一般）</u> (2) 許可に係る事項の変更の許可をした場合 施設予約システム規則に定める <u>利用変更許可書（一般）</u> | (利用の許可) 第4条 条例第7条第1項の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に掲げる許可書を交付して行うものとする。 (1) 会館の施設等の利用の許可をした場合 施設予約システム規則に定める <u>利用許可書兼領収書（一般）</u> (2) 許可に係る事項の変更の許可をした場合 施設予約システム規則に定める <u>利用変更許可書兼領収書（一般）</u> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市産業振興会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可から適用し、同日前の許可については、なお従前の例による。

さいたま市規則第5号

さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--------------|------------|-----|--------------|-------------|-----|
| 別表第2（第10条関係） | | | 別表第2（第10条関係） | | |
| 検査項目 | 検査方法 | 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 基準 |
| 1・2 | [略] | | 1・2 | [略] | |
| 3 | <u>大腸菌</u> | [略] | 3 | <u>大腸菌群</u> | [略] |
| 4 | [略] | | 4 | [略] | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第6号

さいたま市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市公衆浴場法施行細則（平成14年さいたま市規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|------------|-----|-------------|-------------|-----|
| 別表第2（第9条関係） | | | 別表第2（第9条関係） | | |
| 検査項目 | 検査方法 | 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 基準 |
| 1・2 | [略] | | 1・2 | [略] | |
| 3 | <u>大腸菌</u> | [略] | 3 | <u>大腸菌群</u> | [略] |
| 4 | [略] | | 4 | [略] | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市宮桜木駐車場条例施行規則を廃止する規則

さいたま市宮桜木駐車場条例施行規則（平成13年さいたま市規則第161号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第8号

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則（平成24年さいたま市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第8号</u>の規定により同条第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>条例第3条第1号又は第2号に規定する卒業生であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号の卒業生については2年以上、同条第2号の卒業生については3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同条第1号の卒業生については1年以上、同条第2号の卒業生については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) <u>外国の学校において、条例第3条第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道</p> | <p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第6号</u>の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>条例第3条第1号又は第2号に規定する卒業生であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号に規定する卒業生については1年以上、同条第2号に規定する卒業生については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(2) <u>外国の学校において、条例第3条第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道</p> |

部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、条例第4条第1項第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以

部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第3条 条例第4条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、条例第4条第1項第2号又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業生ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下

下である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、前項第1号中「5年以上」、とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第2号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第4号中「1年以上」、とあるのは「6月以上」と、同項第5号中「3年以上」、とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

である専用水道の管理に係る水道技術管理者については、前項第1号中「5年以上」、とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第2号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後のさいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例施行規則第2条第3号及び第3条第1項第4号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

さいたま市規則第9号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（環境への負荷が相当程度大きい事業所）</p> <p>第3条 条例第11条第1項の規則で定める事業所は、次の各号のいずれかに該当する事業所（国又は地方公共団体が設置している事業所を除く。）とする。</p> <p>(1) <u>原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）が1,500キロリットル以上である事業所</u></p> <p>(2) [略]</p> | <p>（環境への負荷が相当程度大きい事業所）</p> <p>第3条 条例第11条第1項の規則で定める事業所は、次の各号のいずれかに該当する事業所（国又は地方公共団体が設置している事業所を除く。）とする。</p> <p>(1) <u>化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第2項に規定する化石燃料をいう。）並びに他人から供給された熱（同条第1項に規定する熱をいう。）及び他人から供給された電気の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の使用量をそれぞれ安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和5年経済産業省令第11号）第1条による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算したものが1,500キロリットル以上である事業所</u></p> <p>(2) [略]</p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第10号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則（平成15年さいたま市規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則 | さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則 |
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この規則は、さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例（平成13年さいたま市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この規則は、さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例（平成13年さいたま市条例第145号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (定義) | (定義) |
| 第2条 この規則において「ケアハウス」とは、条例第2条の規定によりグリーンヒルうらわを構成する施設をいう。 | 第2条 この規則において「 <u>介護老人保健施設</u> 」、「 <u>ケアハウス</u> 」、「 <u>老人デイサービスセンター</u> 」及び「 <u>在宅介護支援センター</u> 」とは、それぞれ条例第2条の規定によりグリーンヒルうらわを構成する施設をいう。 |
| | <u>(介護老人保健施設の業務の実施)</u> |
| | 第3条 <u>介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）、さいたま市介護老人保健施設</u> の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第71号）、 <u>さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号。以下「指定居宅サービス条例」という。）及びさいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第69号。以下「指定介護予防サービス条例」という。）の規</u> |

定に従いサービスを行うものとする。

- 2 介護老人保健施設は、条例第3条第2項の規定による業務を行う場合にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及びさいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）の規定に従いサービスを行うものとする。

（指定短期入所の対象者）

第4条 条例第8条第4項の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児
- (2) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この項において「区分省令」という。）第1条第2号に規定する区分1以上又は障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号。以下「区分告示」という。）第3号に規定する区分1以上に該当し、かつ、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示236号）に適合すると認められた遷延性意識障害者等
- (3) 区分省令第1条第2号に規定する区分1以上又は区分告示第3号に規定する区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等
- (4) 区分省令第1条第6号に規定する区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者
- (5) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

（指定短期入所に係る利用の手続）

第5条 条例第8条第4項第3号に該当する者で介護老人保健施設を利用しようとするものは、身体障害者援護措置申請書（様式第1号）に健康診断書（様式第2号）を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 条例第8条第4項第4号に該当する者に介護老人保健施設を利用させようとする保護者（親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、知的障害者援

護措置申請書（様式第3号）に健康診断書を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、援護の実施機関から前2項に規定する書類に相当する書類の提出があった場合は、前2項に規定する書類の提出を省略することができる。

4 条例第8条第4項第5号に該当する児童に介護老人保健施設を利用させようとする保護者は、障害児援護措置申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、健康診断書（児童用）（様式第5号）を添付しなければならない。

（利用の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、身体障害者援護措置決定通知書（様式第6号）又は身体障害者援護措置申請却下通知書（様式第7号）により、申請者又は援護の実施機関に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、知的障害者援護措置決定通知書（様式第8号）又は知的障害者援護措置申請却下通知書（様式第9号）により、保護者又は援護の実施機関に通知するものとする。

3 市長は、前条第4項の規定による申請があったときは、速やかに、利用の可否を決定し、障害児援護措置決定通知書（様式第10号）又は障害児援護措置申請却下通知書（様式第11号）により保護者に通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3項の規定による利用の許可をしないことができる。

(1) 介護老人保健施設の利用者に利用されていない居室がないとき。

(2) 利用しようとする者が感染性疾患を有し、その疾病が感染するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用しようとする者が団体生活に著しく支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の管理上、利用が不相当であると認められるとき。

第3条 [略]

（ケアハウスの入所の申請）

第4条 ケアハウスに入所しようとする者、その家

第7条 [略]

（ケアハウスの入所の申請）

第8条 ケアハウスに入所しようとする者、その家

族等（次条において「申請者」という。）は、ケアハウスぎんもくせい入所申請書（様式第1号）に市長が別に指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（ケアハウスの利用の決定等）

第5条 [略]

- 2 前条に規定する申請に対する可否の決定は、ケアハウスぎんもくせい入所決定通知書（様式第2号）を申請者に交付することにより行うものとする。
- 3 申請者は、前条の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、ケアハウスぎんもくせい利用変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 [略]

（ケアハウスの入所者の退所）

第6条 [略]

- 2 前項の規定により入所者が退所するときは、ケアハウスぎんもくせい退所届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

族等（次条において「申請者」という。）は、ケアハウスぎんもくせい入所申請書（様式第12号）に市長が別に指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（ケアハウスの利用の決定等）

第9条 [略]

- 2 前条に規定する申請に対する可否の決定は、ケアハウスぎんもくせい入所決定通知書（様式第13号）を申請者に交付することにより行うものとする。
- 3 申請者は、前条の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、ケアハウスぎんもくせい利用変更届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。
- 4 [略]

（ケアハウスの入所者の退所）

第10条 [略]

- 2 前項の規定により入所者が退所するときは、ケアハウスぎんもくせい退所届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（老人デイサービスセンターの業務の実施）

第11条 老人デイサービスセンターは、老人福祉法、介護保険法、指定居宅サービス条例、指定介護予防サービス条例その他の関係法令等の規定に従いサービスを行うものとする。

- 2 老人デイサービスセンターは、条例第3条第3項の規定による業務を行う場合にあつては、障害者総合支援法及び指定障害福祉サービス条例の規定に従いサービスを行うものとする。

（在宅介護支援センターの業務の実施）

第12条 在宅介護支援センターは、総合的な援助を行うために必要な職員を配置し、当該援助の実施に必要な業務を行うものとする。

（利用日等）

第13条 グリーンヒルうらわの各施設の利用日等については、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用日は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月3

第7条 [略]

第8条 [略]

(利用料金の額の承認申請等)

第9条 条例第7条の規定によりケアハウスに係る利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 [略]

(利用料金の減免)

第10条 条例第8条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(指定管理者による管理)

第11条 条例第9条の規定により指定管理者がグリーンヒルうらわの管理に関する業務を行う場合についての第4条、第5条第3項及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

1日までの日を除く。)とする。

(2) 老人デイサービスセンターの利用日は、月曜日から金曜日までの日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)とする。

(3) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション並びに老人デイサービスセンターの利用時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。

(4) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション、老人デイサービスセンター並びに在宅介護支援センターの通常の実施地域は、さいたま市全域とする。

第14条 [略]

第15条 [略]

(利用料金の額の承認申請等)

第16条 条例第13条の規定によりケアハウスに係る利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 [略]

(利用料金の減免)

第17条 条例第22条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(指定管理者による管理)

第18条 条例第23条の規定により指定管理者がグリーンヒルうらわの管理に関する業務を行う場合についての第8条、第9条第3項及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第13条第1号及び第2号の規定にかかわらず、グリーンヒルうらわの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うこと。

(2) 第13条第3号の規定にかかわらず、グリーンヒルうらわの管理上必要があると認めるときに利用時間を延長し、又は市長の承認を得て利用時間を短縮すること。

(臨時のグリーンヒルうらわの管理に関する準用)

第12条 第10条の規定は、条例第10条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において第10条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第13条 [略]

様式第1号 (第4条関係) (表)

ケアハウスぎんもくせい入所申請書

[略]

(宛先)

[略]

様式第1号 (第4条関係) (裏)

[略]

様式第2号 (第5条関係)

[略]

様式第3号 (第5条関係)

ケアハウスぎんもくせい利用変更届

(臨時のグリーンヒルうらわの管理に関する準用)

第19条 第17条の規定は、条例第24条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において第17条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第20条 [略]

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第6条関係)

様式第10号 (第6条関係)

様式第11号 (第6条関係)

様式第12号 (第8条関係) (表)

ケアハウスぎんもくせい入所申請書

[略]

(あて先)

[略]

様式第12号 (第8条関係) (裏)

[略]

様式第13号 (第9条関係)

[略]

様式第14号 (第9条関係)

ケアハウスぎんもくせい利用変更届

| | |
|---|---|
| <p>[略] (宛先) [略]</p> <p><u>様式第4号(第6条関係)</u> ケアハウスぎんもくせい退所届</p> <p>[略] (宛先) [略]</p> | <p>[略] (あて先) [略]</p> <p><u>様式第15号(第10条関係)</u> ケアハウスぎんもくせい退所届</p> <p>[略] (あて先) [略]</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第11号

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第92号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第12号

さいたま市与野本町デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則

さいたま市与野本町デイサービスセンター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第93号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第13号

さいたま市保健所組織規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (組織) 第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 精神保健課 <u>精神保健係</u> 相談・支援第1係 相談・支援第2係 [略] | (組織) 第2条 保健所の内部組織は、次のとおりとする。 [略] 精神保健課 相談・支援第1係 相談・支援第2係 [略] |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第14号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する委任事務）</p> <p>第35条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。）に関する事務（保健衛生局保健部食肉衛生検査所が行うものを除く。）のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法第53条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の指示、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(6) 法第53条第5項の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消しに関すること。</p> | <p>（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する委任事務）</p> <p>第35条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。）に関する事務（保健衛生局保健部食肉衛生検査所が行うものを除く。）のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 法第38条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の指示、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(6) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消しに関すること。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

でも、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

[略]

[略]

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第16号

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年さいたま市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(開始の届出等の公示)</p> <p>第2条 条例第3条第6項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13さいたま市条例第3号）<u>第2条第2項の例により</u>掲示して行うものとする。</p> | <p>(開始の届出等の公示)</p> <p>第2条 条例第3条第6項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13さいたま市条例第3号）<u>に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に</u>掲示して行うものとする。</p> |
| <p>(実施状況の公表)</p> <p>第24条 条例第15条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項をさいたま市公告式条例<u>第2条第2項の例により</u>掲示して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> | <p>(実施状況の公表)</p> <p>第24条 条例第15条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を<u>掲示場</u>に掲示して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> |
| <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>保有個人情報開示決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。</p> <p><u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対</u>して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p><u>この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日</u>の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなりま</p> | <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>保有個人情報開示決定通知書</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。</p> |

す。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

[略]

[略]

様式第14号（第15条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

[略]

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正する決定をしたので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対しても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（ が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

[略]

様式第21号（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

[略]

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止する決定をしたので通知します。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に

[略]

[略]

様式第14号（第15条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

[略]

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正する決定をしたので通知します。

[略]

様式第21号（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

[略]

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止する決定をしたので通知します。

さいたま市規則第17号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成13年さいたま市規則第250号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため、若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) [略]</p> | <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第10条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため、若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) [略]</p> |

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市開発行為の手續に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市開発行為の手續に関する条例施行規則（平成21年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|--|----|--------------------|---------------------------|-------------------|---------------------------|--|--|----|----|--------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|
| <p>(公表)</p> <p>第18条 条例第27条の規定による公表は、事業者又は工事施行者の住所及び氏名並びに公表の理由その他市長が必要と認める事項について、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例により行う。</u></p> | | <p>(公表)</p> <p>第18条 条例第27条の規定による公表は、事業者又は工事施行者の住所及び氏名並びに公表の理由その他市長が必要と認める事項について、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場への掲示その他の方法により行う。</u></p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第11（第16条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区</td> <td><u>都市局都市計画部北部都市計画指導課内</u></td> </tr> <tr> <td>中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区</td> <td><u>都市局都市計画部南部都市計画指導課内</u></td> </tr> </tbody> </table> | | 区域 | 場所 | 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 | <u>都市局都市計画部北部都市計画指導課内</u> | 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | <u>都市局都市計画部南部都市計画指導課内</u> | <p>別表第11（第16条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区</td> <td><u>都市局北部都市計画事務所都市計画指導課内</u></td> </tr> <tr> <td>中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区</td> <td><u>都市局南部都市計画事務所都市計画指導課内</u></td> </tr> </tbody> </table> | | 区域 | 場所 | 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 | <u>都市局北部都市計画事務所都市計画指導課内</u> | 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | <u>都市局南部都市計画事務所都市計画指導課内</u> |
| 区域 | 場所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 | <u>都市局都市計画部北部都市計画指導課内</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | <u>都市局都市計画部南部都市計画指導課内</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 区域 | 場所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 | <u>都市局北部都市計画事務所都市計画指導課内</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | <u>都市局南部都市計画事務所都市計画指導課内</u> | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（平成21年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(開発許可申請書及び添付書類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第30条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、別表に規定する書類等を添付しなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可を要するものを除く。</u>）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。</u>）に係る場合にあっては、別表第9項及び第10項に掲げる書類等を除く。</p> <p style="text-align: center;">(地位の承継承認申請)</p> <p>第9条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するものを除く。</u>）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。</u>）</p> | <p style="text-align: center;">(開発許可申請書及び添付書類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第30条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、別表に規定する書類等を添付しなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあっては、別表第9項及び第10項に掲げる書類等を除く。</p> <p style="text-align: center;">(地位の承継承認申請)</p> <p>第9条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあっては、第2号に掲げる書類を除く。</p> |

)に係る場合にあつては、第2号に掲げる書類を除く。

- (1) [略]
- (2) 申請者の業務経歴書、所得税（法人にあつては、法人税）の前年度の納税証明書及び暴力団員等に該当しないことの誓約書
- (3) [略]

別表（第2条、第3条関係）

| 項 | 書類等の名称 | 縮尺 | 明示する事項 | 備考 |
|-----|--|-----|--------|----|
| [略] | | | | |
| 9 | 申請者の業務経歴書、所得税の前年度の納税証明書及び暴力団員等に該当しないことの誓約書 | [略] | | |
| [略] | | | | |

様式第20号（第14条関係）

| | |
|--------------------|-----|
| 工事取止届出書 (宛先) | |
| [略] | |
| [略] | |
| 許可を受けた土地の所在・地番及び地積 | [略] |
| [略] | |

備考 [略]

様式第21号（第15条関係）

(表面)

| |
|-------|
| [略] |
| 身分証明書 |
| [略] |

(裏面)

| |
|---|
| 都市計画法（抜粋） |
| 第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。 |
| 2～4 [略] |

- (1) [略]
- (2) 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあつては、法人税）の前年度の納税証明書
- (3) [略]

別表（第2条、第3条関係）

| 項 | 書類等の名称 | 縮尺 | 明示する事項 | 備考 |
|-----|--------------------------|-----|--------|----|
| [略] | | | | |
| 9 | 申請者の業務経歴書及び所得税の前年度の納税証明書 | [略] | | |
| [略] | | | | |

様式第20号（第14条関係）

| | |
|--------------------|-----|
| 工事取止届出書 (あて先) | |
| [略] | |
| [略] | |
| 許可を受けた土地の所在・地番及び地籍 | [略] |
| [略] | |

備考 [略]

様式第21号（第15条関係）

(表面)

| |
|-------|
| [略] |
| 身分証明書 |
| [略] |

(裏面)

| |
|---|
| 都市計画法（抜粋） |
| 第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。 |
| 2～4 [略] |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第9条各号列記以外の部分の改正は、同年5月26日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

さいたま市開発登録簿閲覧規則（平成13年さいたま市規則第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 区 域 | 場 所 | 区 域 | 場 所 |
| 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 | 都市局都市計画部北部都市計画指導課内 | 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区 | 都市局北部都市計画事務所都市計画指導課内 |
| 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | 都市局都市計画部南部都市計画指導課内 | 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区 | 都市局南部都市計画事務所都市計画指導課内 |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|--------|----|------|------|------------|--|---------|------|----|------|------|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--------|--|--|--|--|--|---------|------|----|------|------|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">(報告の徴収)</p> <p>第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は処分等に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書等を、当該月の分について翌月10日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がごみである場合 次に掲げる報告書 ア [略] イ <u>一般廃棄物（資源物等）収集運搬状況報告書</u>（様式第25号の2） ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>様式第1号（第4条関係）（裏） 減量化・資源化の実績及び計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="6">前年度の実績</th> </tr> <tr> <th>廃棄物の排出量</th> <th>資源化量</th> <th>合計</th> <th>資源化率</th> <th>処理区分</th> <th>回収・収集業者の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 廃棄物の種類 | 前年度の実績 | | | | | | 廃棄物の排出量 | 資源化量 | 合計 | 資源化率 | 処理区分 | 回収・収集業者の名称 | | | | | | | | <p style="text-align: center;">(報告の徴収)</p> <p>第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は処分等に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書等を、当該月の分について翌月10日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がごみである場合 次に掲げる報告書 ア [略] イ <u>一般廃棄物（資源物）収集運搬状況報告書</u>（様式第25号の2） ウ [略]</p> <p>(2) <u>一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がし尿である場合 し尿収集運搬状況報告書</u>（様式第26号）</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第1号（第4条関係）（裏） 減量化・資源化の実績及び計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="6">前年度の実績</th> </tr> <tr> <th>廃棄物の排出量</th> <th>資源化量</th> <th>合計</th> <th>資源化率</th> <th>処理区分</th> <th>回収・収集業者の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 廃棄物の種類 | 前年度の実績 | | | | | | 廃棄物の排出量 | 資源化量 | 合計 | 資源化率 | 処理区分 | 回収・収集業者の名称 | | | | | | | |
| 廃棄物の種類 | | 前年度の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 廃棄物の排出量 | 資源化量 | 合計 | 資源化率 | 処理区分 | 回収・収集業者の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄物の種類 | 前年度の実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 廃棄物の排出量 | 資源化量 | 合計 | 資源化率 | 処理区分 | 回収・収集業者の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|-----|--|--|--|--|--|--|
| 資源化の対象物 | [略] | | | | | | |
| | 紙ごみ | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |
| 可燃物 | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |
| 資源化の対象物 | [略] | | | | | | |
| | 紙ごみ | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |
| 可燃物 | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------|--------|--|--|--|--|--|--|
| 資源化の対象物 | [略] | | | | | | |
| | 紙ごみ | | | | | | |
| | 缶 瓶 | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |
| 可燃物 | | | | | | | |
| 不燃物 | | | | | | | |
| 粗大ごみ | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |
| 資源化の対象物 | [略] | | | | | | |
| | 紙ごみ | | | | | | |
| | 缶 瓶 | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |
| 可燃物 | | | | | | | |
| 不燃物 | | | | | | | |
| 粗大ごみ | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | |

様式第25号の2(その1)(第24条関係)
 一般廃棄物(資源物等)収集運搬状況報告書
 [略]

(宛先)さいたま市長
 [略]

一般廃棄物(資源物等)の収集運搬状況について
 次のとおり報告します。

[略]

| 排出者 | 収集運搬量 | | | | [略] |
|-----|-------|-------------|-----------------------|----------------------------|-----|
| [略] | [略] | 木 く ず | 食 品 廃 棄 物 | ペ ッ ト ボ ト ル | |
| | | | | | [略] |

[略]

様式第25号の2(その2)(第24条関係)
 一般廃棄物(資源物等)収集運搬状況報告書

[略]

| 排出者 | 収集運搬量 | | | | [略] |
|-----|-------|--------|--------|--------|-----|
| [略] | [略] | 木 く | 食 品 | ペ ッ | |

様式第25号の2(その1)(第24条関係)
 一般廃棄物(資源物)収集運搬状況報告書
 [略]

(あて先)さいたま市長
 [略]

一般廃棄物(資源物)の収集運搬状況について次
 のとおり報告します。

[略]

| 排出者 | 収集運搬量 | | | | [略] |
|-----|-------|----------------------------|--------|--------|-----|
| [略] | [略] | ペ ッ ト ボ ト ル | か ん | び ん | |
| | | | | | [略] |

[略]

様式第25号の2(その2)(第24条関係)
 一般廃棄物(資源物)収集運搬状況報告書

年 月 日

[略]

| 排出者 | 収集運搬量 | | | | [略] |
|-----|-------|--------|--------|--------|-----|
| [略] | [略] | ペ ッ | か ん | び ん | |

さいたま市規則第22号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|-----|---|---------|---|---|--|---|---|---|-----|---|---------|---|---|---|---|---|---|-----|-----|--|---|------|--|------|--|-----|--|---------|--|-----|---|---|-----|---|-----|---|-----|-----|--|
| <p>様式第1号（第2条関係） 病院開設許可申請書</p> <p>[略] (<u>宛先</u>) さいたま市保健所長 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 従業者定員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | ふりがな | | 1 名称 | | [略] | | 6 従業者定員 | | [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> | 栄 | 管 | 養 | 理 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | [略] | [略] | | <p>様式第1号（第2条関係） 病院開設許可申請書</p> <p>[略] (<u>あて先</u>) さいたま市保健所長 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 従業者定員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">[略]</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | ふりがな | | 1 名称 | | [略] | | 6 従業者定員 | | [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | 栄 | [略] | 養 | [略] | 士 | [略] | [略] | |
| ふりがな | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 従業者定員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> | 栄 | 管 | 養 | 理 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> | 栄 | 管 | 養 | 理 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">管</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">理</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> </tr> </table> | 栄 | 管 | 養 | 理 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | 士 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄 | 管 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養 | 理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 士 | 士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 士 | 士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 士 | 士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふりがな | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 従業者定員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">栄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">養</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">士</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | 栄 | [略] | 養 | [略] | 士 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 士 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第2号（第2条関係） 診療所・助産所開設許可申請書</p> <p>[略] (<u>宛先</u>) さいたま市保健所長 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 従業者定員</td> <td></td> </tr> </table> | ふりがな | | 1 名称 | | [略] | | 6 従業者定員 | | <p>様式第2号（第2条関係） 診療所・助産所開設許可申請書</p> <p>[略] (<u>あて先</u>) さいたま市保健所長 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>6 従業者定員</td> <td></td> </tr> </table> | ふりがな | | 1 名称 | | [略] | | 6 従業者定員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふりがな | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 従業者定員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふりがな | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 従業者定員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|-------------|-----------------------|-----|
| [略] | 栄 養 士 | 管 理 栄 養 士 | [略] |
| [略] | | | |

様式第5号（第2条関係）
診療所病床設置許可申請書

[略]
(宛先) さいたま市保健所長
[略]

| | | | | | |
|---------|-----|-------------|-----------------------|-----------------------|-----|
| ふりがな | | | | | |
| 1 | 名 称 | | | | |
| [略] | | | | | |
| 4 従業者定員 | | | | | |
| 職 種 | [略] | 栄 養 士 | 管 理 栄 養 士 | 事 務 員 其 他 | [略] |
| 人 員 | [略] | | | | [略] |
| [略] | | | | | |

様式第7号（第2条関係）
診療所病床設置届

[略]

| | | | | | |
|---------|-----|-------------|-----------------------|-----------------------|-----|
| ふりがな | | | | | |
| 1 | 名 称 | | | | |
| [略] | | | | | |
| 4 従業者定員 | | | | | |
| 職 種 | [略] | 栄 養 士 | 管 理 栄 養 士 | 事 務 員 其 他 | [略] |
| 人 員 | [略] | | | | [略] |
| [略] | | | | | |

様式第9号（第2条関係）
診療所・助産所開設届

[略]
(宛先) さいたま市保健所長

| | | |
|-----|-------------|-----|
| [略] | 栄 養 士 | [略] |
| [略] | | |

様式第5号（第2条関係）
診療所病床設置許可申請書

[略]
(あて先) さいたま市保健所長
[略]

| | | | | |
|---------|-----|-------------|-------------|-----|
| 1 名 称 | | | | |
| [略] | | | | |
| 4 従業者定員 | | | | |
| 職 種 | [略] | 栄 養 士 | 事 務 員 | [略] |
| 人 員 | [略] | | | [略] |
| [略] | | | | |

様式第7号（第2条関係）
診療所病床設置届

[略]

| | | | | |
|---------|-----|-------------|-------------|-----|
| 1 名 称 | | | | |
| [略] | | | | |
| 4 従業者定員 | | | | |
| 職 種 | [略] | 栄 養 士 | 事 務 員 | [略] |
| 人 員 | [略] | | | [略] |
| [略] | | | | |

様式第9号（第2条関係）
診療所・助産所開設届

[略]
(あて先) さいたま市保健所長

[略]

| | | |
|---------|-----------------------|-----|
| ふりがな | | |
| 1 | 名 称 | |
| [略] | | |
| 8 従業者定員 | | |
| [略] | 管 理 栄 養 士 | [略] |
| [略] | | |

様式第14号（第2条関係）

病院・診療所・助産所開設許可(届出)事項変更届

[略]

(宛先) さいたま市保健所長

[略]

| | | |
|------|-----|--|
| ふりがな | | |
| 1 | 名 称 | |
| [略] | | |

[略]

| | | |
|---------|-------------|-----|
| 1 名 称 | | |
| [略] | | |
| 8 従業者定員 | | |
| [略] | 栄 養 士 | [略] |
| [略] | | |

様式第14号（第2条関係）

病院・診療所・助産所開設許可(届出)事項変更届

[略]

(あて先) さいたま市保健所長

[略]

| | | |
|-------|--|--|
| 1 名 称 | | |
| [略] | | |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市医療法施行細則様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第7号、様式第9号及び様式第14号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

規則第 23 号

さいたま市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成 14 年さいたま市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

あん摩マッサージ指圧（はり・きゅう）施術所開設届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

開設者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|----------------|-------|---------|--|--------------------------|
| ふ り が な 名 称 | | | | | | |
| 開 設 の 場 所 | 電話番号 | | | | | |
| 開 設 年 月 日 | 年 月 日 | | | | | |
| 業 務 の 種 類 | <input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧 <input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> きゅう | | | | | |
| 業務に 従事す る施術 者の氏 名等 | 氏 名 | 免許の種類 | 免許証番号 | 免許登録年月日 | 免許証交付者 | 目が見えない者 |
| | | あん摩マッ サージ指圧 | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | <input type="checkbox"/> |
| | | はり | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | |
| | | きゅう | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | |
| | | あん摩マッ サージ指圧 | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | <input type="checkbox"/> |
| | | はり | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | |
| | | きゅう | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | |
| | | あん摩マッ サージ指圧 | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | <input type="checkbox"/> |
| | | はり | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | |
| | | きゅう | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府 県名：） | |

| | | | | |
|----------|-------|--|----------------|-------|
| 構造設備の概要 | 建物の構造 | 棟造階建て階 m ² 計 m ² | | |
| | 施術室 | 面積 | 外気開放面積 | 換気装置 |
| | | m ² | m ² | 有 ・ 無 |
| | | m ² | | |
| | 待合室 | 面積 m ² | | |
| 施術に用いる器具 | | | | |
| 手指等の消毒設備 | | | | |
| 備 | 考 | (業務時間等) | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則様式第1号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

規則第24号

さいたま市柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市柔道整復師法施行細則（平成14年さいたま市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

柔道整復施術所開設届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

開設者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|--------------------------------------|-------------------|----------------|----------------|--|
| ふ り が な 名 称 | | | | |
| 開 設 の 場 所 | 電話番号 | | | |
| 開 設 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 業務に 従事す る柔道 整復師 の氏名 等 | 氏 名 | 免許証番号 | 免許登録年月日 | 免許証交付者 |
| | | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府県名：） |
| | | 第 号 | . . | <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣 <input type="checkbox"/> 知事（都道府県名：） |
| 構造設 備の概 要 | 建物の構造 | 棟 造 階建て 階 | | m ² 計 m ² |
| | 施術室 | 面積 | 外気開放面積 | 換気装置 |
| | | m ² | m ² | 有 ・ 無 |
| | | m ² | | |
| 待合室 | 面積 m ² | | | |
| 施術に用いる器具 | | | | |
| 手指等の消毒設備 | | | | |
| 備 考 | (業務時間等) | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市柔道整復師法施行細則様式第1号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第25号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>区民生活部 [略] 区民課 (1)～(15) [略] (16) <u>国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受付並びに国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせの交付に関する</u>こと。 (17)～(25) [略]</p> <p>第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部 [略] 保険年金課 (1)～(3) [略] (4) <u>国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせの交付及び更新（一斉更新を除く。）に関する</u>こと。 (5)～(11) [略] (12) <u>後期高齢者医療資格確認書及び資格情報のお知らせの引渡しに関する</u>こと。 (13)～(16) [略]</p> <p>（支所の取扱事務）</p> <p>第14条 支所の取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(5) [略]</p> | <p>第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>区民生活部 [略] 区民課 (1)～(15) [略] (16) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受付及び<u>国民健康保険被保険者証（短期被保険者証及び被保険者資格証明書を除く。）</u>の交付に関すること。 (17)～(25) [略]</p> <p>第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部 [略] 保険年金課 (1)～(3) [略] (4) <u>国民健康保険被保険者証の交付及び更新（一斉更新を除く。）に関する</u>こと。 (5)～(11) [略] (12) <u>後期高齢者医療被保険者証の引渡しに関する</u>こと。 (13)～(16) [略]</p> <p>（支所の取扱事務）</p> <p>第14条 支所の取り扱う事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(5) [略]</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(6) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受付並びに国民健康保険資格確認書及び資格情報のお知らせの交付並びに出産育児一時金、葬祭費、特定健康診査等の申請の受付に関する事。</p> <p>(7)~(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>(6) 国民健康保険被保険者の資格に係る届出の受付及び国民健康保険被保険者証（短期被保険者証及び被保険者資格証明書を除く。）の交付並びに出産育児一時金、葬祭費、特定健康診査等の申請の受付に関する事。</p> <p>(7)~(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市文書管理規則の一部を改正する規則

さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（文書の取扱いの原則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 文書は、法令等の定めにより電磁的記録以外での作成若しくは保存が義務付けられている場合又は電磁的記録による管理がふさわしくない場合を除き、電磁的記録による作成又は取得に努めるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（文書の收受）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 第1項の規定により收受した文書のうち、電磁的記録でない文書は、文書主管課長の定めるところにより当該文書に係る電磁的記録を電子文書管理システムに記録するものとする。ただし、電磁的記録でない文書が大量である等の理由により、電磁的記録への変換が困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、同種の文書を定例的若しくは大量に收受するとき、又は第15条第2項各号に規定する手続により起案の処理をすることとなる文書を收受するときは、他の一定の帳簿（電磁的記録により作成するものを含む。）により文書の收受の記録を管理することができる。</u></p> <p><u>5 配布を受けた文書又は直接受領した文書が庁内文書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報記録された文書を除く。第25条第3項におい</u></p> | <p style="text-align: center;">（文書の取扱いの原則）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（文書の收受）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、同種の文書を定例的若しくは大量に收受するとき、又は第15条第2項各号に規定する手続により起案の処理をすることとなる文書を收受するときは、他の一定の帳簿（電磁的記録により作成するものを含む。）により文書の收受の記録を管理することができる。</p> <p>4 配布を受けた文書又は直接受領した文書が庁内文書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報記録された文書を除く。第25条第3項におい</p> |

て同じ。) 、刊行物その他これらに類する文書であるときは、前各項の規定による処理を省略することができる。

(供覧)

第14条 收受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録(ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。以下この条において同じ。)により、又は供覧用紙(様式第4号)を用いて、電子決裁システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は当該システムから出力される帳票等を用いて、関係者に供覧しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された文書(前条第5項に規定する文書を除く。)

2 [略]

(公印)

第23条 施行する文書のうち次の各号のいずれかに該当するものは、さいたま市公印規則(平成13年さいたま市規則第15号)第11条の規定により公印を押し、重要なものについては、契印を押しなければならない。ただし、文書主管課長が認めたものは、この限りでない。

(1) 法令等において公印の押印を要することとされている文書

(2) 相手方の権利又は義務に重大な影響を及ぼす可能性のある文書

(3) 身分、資格、その他特定の事実を証明する文書

(4) 前3号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要であると主務課長が認めた文書

て同じ。) 、刊行物その他これらに類する文書であるときは、前3項の規定による処理を省略することができる。

(供覧)

第14条 收受した文書又は作成した文書で次の各号のいずれかに該当するものは、電子文書管理システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録(ただし、当該電磁的記録の一部について当該システムに記録することが困難な場合は、別に定めるところによる。以下この条において同じ。)により、又は供覧用紙(様式第4号)を用いて、電子決裁システムを使用した供覧は当該システムに所要事項を記録した上で、当該システムに記録した電磁的記録により、又は当該システムから出力される帳票等を用いて、関係者に供覧しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 報告若しくは回答を要しない文書又は周知のために送付された文書(前条第4項に規定する文書を除く。)

2 [略]

(公印)

第23条 施行する文書には、さいたま市公印規則(平成13年さいたま市規則第15号)第11条の規定により公印を押し、重要なものについては、契印を押しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公印の押印を省略することができる。

(1) 軽易な照会、回答、通知、報告及び依頼の文書

(2) 図書類の送付状

(3) 庁内文書

(4) 前3号に掲げるもののほか、文書主管課長が認めたもの

| | |
|---|---|
| <p>(文書の保存期間等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録でない文書のうち第13条第3項本文の規定により当該文書の電磁的記録を電子文書管理システムに記録した文書の保存期間は、別に定めるところによる。</u></p> <p>5 文書の保存期間は、<u>第3項</u>の区分に従い、文書の重要度、利用度等を考慮し、個別フォルダーを単位として、主務課長が定めるものとする。ただし、前条第9項の全庁共通ファイル基準表に係る個別フォルダーの保存期間については、文書主管課長が定めるものとする。</p> <p>6 [略]</p> | <p><u>3 前項の場合において、文書に「(公印省略)」の記載をするものとする。ただし、その必要がないと主務課長が認めるときは、当該記載をしないことができる。</u></p> <p>(文書の保存期間等)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 文書の保存期間は、<u>前項</u>の区分に従い、文書の重要度、利用度等を考慮し、個別フォルダーを単位として、主務課長が定めるものとする。ただし、前条第9項の全庁共通ファイル基準表に係る個別フォルダーの保存期間については、文書主管課長が定めるものとする。</p> <p>5 [略]</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------|-----|------------|---------------------------|------|-----|-----------------|-------|-----|------------|---------------------------|------|-----|----------------|----------------------------------|---|------------------|
| 別表第1（第5条、第8条関係） | | | | | | | 別表第1（第5条、第8条関係） | | | | | | | | | | |
| (1) [略] | | | | | | | (1) [略] | | | | | | | | | | |
| (2) 職印 | | | | | | | (2) 職印 | | | | | | | | | | |
| ア 市長印 | | | | | | | ア 市長印 | | | | | | | | | | |
| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 | 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 | | | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | | | | | |
| 税務専用さいたま市長印 | [略] | [略] | 2 | 市税事務所の主管する事務で市長名をもって発する文書 |] | [略] | 税務専用さいたま市長印 | [略] | [略] | 1 | 個人課税課の主管する事務で市長名をもって発する文書 |] | [略] | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 0 | 個人課税課の主管する事務で市長名をもって発する文書 |] | [略] |
| | | | | | | | | | | | | | | 1 | 北部市税事務所法人課税課の主管する事務で市長名をもって発する文書 |] | 財政局北部市税事務所法人課税課長 |
| | | | 2 | 資産課税課の主管する事務で市長名をもって | | | | | | 2 | 資産課税課の主管する事務で市長名をもって | | | 財政局市税事務所資産課税課長 | | | |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|-----|-------------|-------|---|---|--------------------------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | [略] |
| [略] | | | | | | |
| 都市計 画部専 用さい たま市 長印 | [略] | | | | | |
| 交通政 策部専 用さい たま市 長印 | 3 | て ん 書 | 方 2 7 | 1 | 交通政策 部の主管 する事務 で市長名 をもって 発する文 書 | 都市局 交通政 策部交 通政策 課長 |
| [略] | | | | | | |
| 都心整 備部専 用さい たま市 長印 | [略] | | | | | |
| [略] | | | | | | |
| 食肉中 央卸売 市場専 用さい たま市 長印 | [略] | | | | | |
| 北部都 市計画 指導課 専用さ | 5 | て ん 書 | 方 2 7 | 1 | 北部都市 計画指導 課の主管 する事務 | 都市局 都市計 画部北 部都市 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----|-------------|-------|---|---|---|--------------------------------|
| | | | | | | 発する文 書 | |
| | | | | | | 2 納税調査 課の主管 する事務 で市長名 をもって 発する文 書 | 財政局 市税事 務所納 税調査 課長 |
| | | | | | | [略] | |
| [略] | | | | | | | |
| 都市計 画部専 用さい たま市 長印 | [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | | |
| 都心整 備部専 用さい たま市 長印 | [略] | | | | | | |
| 都市計 画事務 所専用 さいた ま市長 印 | 3 | て ん 書 | 方 2 7 | 2 | 都市計画 事務所の 主管する 事務で市 長名をも って発す る文書 | 都市局 都市計 画事務 所都市 計画指 導課長 | |
| [略] | | | | | | | |
| 食肉中 央卸売 市場専 用さい たま市 長印 | [略] | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------|---|-----|-----|---|-------------------------------|--------------------|
| いたま市長印 | | | | | で市長名をもって発する文書 | 計画指導課長 |
| 南部都市計画指導課専用さいたま市長印 | 5 | てん書 | 方27 | 1 | 南部都市計画指導課の主管する事務で市長名をもって発する文書 | 都市局都市計画部南部都市計画指導課長 |

[略]

イ・ウ [略]

エ 区長印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-------------------------|-------|----|-------------|----|------|-----|
| [略] | | | | | | |
| 区役所区民生活部支所専用さいたま市区長印 | [略] | | 方27 | 16 | [略] | |
| | | | [略] | | | |
| 区役所区民生活部市民の窓口専用さいたま市区長印 | [略] | | 方27 | 9 | [略] | |

オ [略]

カ その他の印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|--------------|-------|----|-------------|----|------|-----|
| [略] | | | | | | |
| さいたま市まちづくり事務 | [略] | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

[略]

イ・ウ [略]

エ 区長印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-------------------------|-------|----|-------------|----|------|-----|
| [略] | | | | | | |
| 区役所区民生活部支所専用さいたま市区長印 | [略] | | 方27 | 16 | [略] | |
| | | | 方21 | 1 | [略] | |
| 区役所区民生活部市民の窓口専用さいたま市区長印 | [略] | | 方27 | 9 | [略] | |
| | | | 方21 | 1 | | |

オ [略]

カ その他の印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|--------------|-------|----|-------------|----|------|-----|
| [略] | | | | | | |
| さいたま市まちづくり事務 | [略] | | | | | |

| |
|----------------|
| 所長印 [略] |
|----------------|

キ 職務代理人印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|---------------------|-------|-----|-------------|----------|------|-----|
| [略] | | | | | [略] | |
| 税務専用さいたま市長職務代理人印 | [略] | | | [略] 4 | | |
| [略] | | | | | | |
| 都市計画部専用さいたま市長職務代理人印 | [略] | | | | | |
| 交通政策部専用さいたま市長職務代理人印 | 2 | てん書 | 方27 | 1 | | |
| [略] | | | | | | |
| 都心整備部専用さいたま市長職務代理人印 | [略] | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------------------------------|----|-----|-----|---|-----------------|--------------------|
| 所長印 さいたま市都市計画事務所 さいたま市長職務代理人印 | 90 | てん書 | 方24 | 2 | 都市計画事務所長名で発する文書 | 都市局都市計画事務所都市計画指導課長 |
| [略] | | | | | | |

キ 職務代理人印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法 (ミリメートル) | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-----------------------|-------|-----|-------------|---------------|------|-----|
| [略] | | | | | [略] | |
| 税務専用さいたま市長職務代理人印 | [略] | | | [略] 1 7 | | |
| [略] | | | | | | |
| 都市計画部専用さいたま市長職務代理人印 | [略] | | | | | |
| [略] | | | | | | |
| 都心整備部専用さいたま市長職務代理人印 | [略] | | | | | |
| 都市計画事務所専用さいたま市長職務代理人印 | 2 | てん書 | 方27 | 2 | | |

| | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|----|
| | | | | |
| [略] | | | | |
| 食肉中央卸売市場専用さいたま市長職務代理者印 | [略] | | | |
| 北部都市計画指導課専用さいたま市長職務代理者印 | 4 | てん書 | 方27 | 1 |
| 南部都市計画指導課専用さいたま市長職務代理者印 | 4 | てん書 | 方27 | 1 |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | [略] | |
| 支所専用さいたま市区長職務代理者印 | [略] | | 方27 | 16 |
| 市民の窓口専用さいたま市区長職務代理者印 | [略] | | 方27 | 9 |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

ク 出納員印

| | | | | |
|------------------------|-----|--|-----|----|
| ま市長職務代理者印 | | | | |
| [略] | | | | |
| 食肉中央卸売市場専用さいたま市長職務代理者印 | [略] | | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |
| [略] | | | [略] | |
| 支所専用さいたま市区長職務代理者印 | [略] | | 方27 | 16 |
| | | | 方21 | 1 |
| 市民の窓口専用さいたま市区長職務代理者印 | [略] | | 方27 | 9 |
| | | | 方21 | 1 |
| [略] | | | | |
| [略] | | | | |

ク 出納員印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-----------|-------|----|------------|----|------|-----|
| さいたま市出納員印 | [略] | | | 3 | [略] | |
| | | | | 2 | | |
| [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | |

ケ 出納員領収印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-------------|-------|----|------------|----|------|-----|
| さいたま市出納員領収印 | [略] | | | 1 | [略] | |
| | | | | 3 | | |
| | | | | 4 | | |
| [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | |

コ 現金取扱員領収印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|---------------|-------|----|------------|----|------|-----|
| さいたま市現金取扱員領収印 | [略] | | | 2 | [略] | |
| | | | | 1 | | |
| | | | | 5 | | |
| [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | |

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-----------|-------|----|------------|----|------|-----|
| さいたま市出納員印 | [略] | | | 3 | [略] | |
| | | | | 6 | | |
| [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | |

ケ 出納員領収印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|-------------|-------|----|------------|----|------|-----|
| さいたま市出納員領収印 | [略] | | | 1 | [略] | |
| | | | | 4 | | |
| | | | | 1 | | |
| [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | |

コ 現金取扱員領収印

| 公印の名称 | ひな形番号 | 書体 | 寸法（ミリメートル） | 個数 | 使用区分 | 保管者 |
|---------------|-------|----|------------|----|------|-----|
| さいたま市現金取扱員領収印 | [略] | | | 2 | [略] | |
| | | | | 1 | | |
| | | | | 6 | | |
| [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第28号

さいたま市職員表彰規則の一部を改正する規則

さいたま市職員表彰規則（平成14年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (死亡した職員の表彰) 第5条 [略] 2 前項の遺族の範囲及び順位については、さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号） <u>第2条の2</u> の規定を準用する。 | (死亡した職員の表彰) 第5条 [略] 2 前項の遺族の範囲及び順位については、さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号） <u>第18条</u> の規定を準用する。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第29号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健衛生局</p> <p style="padding-left: 2em;">保健部</p> <p style="padding-left: 4em;">保健衛生総務課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;">保健係</p> <p style="padding-left: 6em;"><u>口腔保健センター整備係</u></p> <p>[略]</p> <p>福祉局</p> <p style="padding-left: 2em;">生活福祉部</p> <p style="padding-left: 4em;">福祉総務課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;">支援係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>地域福祉推進室</u></p> <p>[略]</p> <p>長寿応援部</p> <p style="padding-left: 2em;">高齢福祉課</p> <p style="padding-left: 4em;">企画施設係</p> <p style="padding-left: 4em;">在宅事業係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>ねんりんピック推進室</u></p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">子育て未来部</p> | <p>(内部組織)</p> <p>第1条 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>保健衛生局</p> <p style="padding-left: 2em;">保健部</p> <p style="padding-left: 4em;">保健衛生総務課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;">保健係</p> <p>[略]</p> <p>福祉局</p> <p style="padding-left: 2em;">生活福祉部</p> <p style="padding-left: 4em;">福祉総務課</p> <p style="padding-left: 6em;">総務係</p> <p style="padding-left: 6em;">支援係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>地域福祉係</u></p> <p>[略]</p> <p>長寿応援部</p> <p style="padding-left: 2em;">高齢福祉課</p> <p style="padding-left: 4em;">企画施設係</p> <p style="padding-left: 4em;">在宅事業係</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">子育て未来部</p> |

幼児政策課
幼児政策係
幼稚園係
幼児教育係
誰でも通園係

[略]

のびのび安心子育て課

施設整備係
保育課
公立保育企画係
公立保育管理係
保育施設支援課
管理・認可外保育係
民間保育第1係
民間保育第2係

[略]

都市局

都市計画部

[略]

都市計画課
都市計画係
まちなみ・景観係
都市施設係
開発調整・盛土規制係
北部都市計画指導課
都市管理係
開発第1係
開発第2係
南部都市計画指導課
都市管理係
開発係

交通政策部

交通政策課
企画調整係
先進モビリティ係
公共交通係
自転車まちづくり推進課
自転車政策係

幼児政策課

幼稚園係
幼児教育係

[略]

のびのび安心子育て課

計画係
施設整備係
保育課
保育企画係
公立保育係
保育施設支援課

民間保育第1係
民間保育第2係
認可外保育係

[略]

都市局

都市計画部

[略]

都市計画課
都市計画係
まちなみ・景観係
都市施設係
開発調整係

交通政策課

企画調整係
公共交通係
自転車まちづくり推進課
自転車政策係
駐車場係

駐車場係

[略]

まちづくり推進部

[略]

市街地整備課

区画整理係

再開発係

都市基盤整備課

整備第1係

整備第2係

[略]

建設局

[略]

建築部

[略]

公共建築課

管理係

建築係

教育施設建築課

建築第1係

建築第2係

公共設備課

設備係

教育施設設備課

設備第1係

設備第2係

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

[略]

区政推進部

(1)～(6) [略]

(7) さいたま市町名町界審議会に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

[略]

まちづくり推進部

[略]

市街地整備課

区画整理係

再開発係

[略]

建設局

[略]

建築部

[略]

営繕課

庁舎等施設係

教育施設係

保全管理課

管理係

保全・耐震係

設備課

庁舎等施設係

教育施設係

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

[略]

区政推進部

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(10) [略]

(11) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

(1) サッカーを核としたスポーツのまちづくりに関すること。

(2)～(19) [略]

[略]

第7条 保健衛生局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健衛生局

保健部

保健衛生総務課

(1)～(9) [略]

(10) (仮称) 口腔保健センターの整備に関するこ
と。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

第7条の2 福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

福祉局

生活福祉部

福祉総務課

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(9) [略]

(10) [略]

第6条の2 スポーツ文化局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

(1) サッカーのまちづくりに関すること。

(2)～(19) [略]

[略]

第7条 保健衛生局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健衛生局

保健部

保健衛生総務課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

第7条の2 福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

福祉局

生活福祉部

福祉総務課

(1) 保健福祉総合計画に関するこ

(2) 地域福祉に係る施策の企画及び調整に関する
こと。

(3) 福祉のまちづくりに関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]

地域福祉推進室

- (1) 保健福祉総合計画に関すること。
- (2) 地域福祉に係る施策の企画及び調整に関する
こと。
- (3) 包括的な支援体制の整備に係る施策の企画及
び調整に関すること。
- (4) 孤独・孤立対策に係る施策の企画及び調整に
関すること。
- (5) ケアラー・ヤングケアラー支援に係る施策の
企画及び調整に関すること。
- (6) 再犯防止・更生保護の推進及び調整に関する
こと。
- (7) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との
連絡調整に関すること。
- (8) 福祉のまちづくりに関すること。

[略]

国保年金課

- (1)～(5) [略]
- (6) 国民健康保険資格確認書の一斉更新に関する
こと。
- (7)～(16) [略]

長寿応援部

高齢福祉課

- (1)～(7) [略]
- (8) 年輪荘、グリーンヒルうらわ、老人福祉セン
ター、健康福祉センター、老人憩いの家、高齢
者生きがい活動センター及び宝来グラウンド・
ゴルフ場の管理に関すること。

- (9)～(12) [略]

ねんりんピック推進室

- (1) 第38回全国健康福祉祭埼玉大会の開催に関
すること。

[略]

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (10) 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会との
連絡調整に関すること。

- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]

[略]

国保年金課

- (1)～(5) [略]
- (6) 国民健康保険被保険者証の一斉更新に関する
こと。
- (7)～(16) [略]

長寿応援部

高齢福祉課

- (1)～(7) [略]
- (8) 年輪荘、グリーンヒルうらわ、老人福祉セン
ター、西楽園、老人憩いの家、高齢者デイサー
ビスセンター、与野本町デイサービスセンター、
高齢者生きがい活動センター及び宝来グラウン
ド・ゴルフ場の管理に関すること。

- (9)～(12) [略]

[略]

第7条の3 子ども未来局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課

(1)～(8) [略]

(9) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関すること。

(10)～(17) [略]

[略]

子育て未来部

幼児政策課

(1)～(4) [略]

(5) 特定教育・保育施設等に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(6) 乳児等通園支援事業者の認可等に関すること。

(7) 乳児等通園支援事業者の指導及び監督に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

のびのび安心子育て課

(1) [略]

(2) [略]

保育課

(1) 公立保育所の保育に係る調査研究、企画及び総合調整に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

環境総務課

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

子ども未来局

子ども育成部

子ども・青少年政策課

(1)～(8) [略]

(9) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導監査に関すること。

(10)～(17) [略]

[略]

子育て未来部

幼児政策課

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

のびのび安心子育て課

(1) 保育所等利用待機児童解消に向けた施策の計画及び推進に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

保育課

(1) 保育の実施に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

環境総務課

(1)～(6) [略]

(7) 外来生物に関すること。

(8) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。

(9) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

環境対策課

(1)～(20) [略]

(21) 水環境及び生物多様性の保全に係る企画及び調整に関すること。

(22) 水環境及び生物多様性の保全に係る普及啓発に関すること。

(23) 地域の生物多様性の増進に関すること。

(24) 水環境ネットワーク及び水辺サポート制度に関すること。

(25) 大宮南部浄化センター、桜環境センターとの生物多様性に係る連絡調整に関すること。

(26) 外来生物に関すること。

(27) 野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲に関すること。

(28) 区役所の野生鳥獣に係る事務の総合調整に関すること。

[略]

施設部

環境施設管理課

(1)～(6) [略]

(7) 桜環境センター及び見沼環境センターの管理に関すること。

(8) 桜環境センター及び見沼環境センターの廃棄物処理手数料の収入事務に関すること。

(9)～(13) [略]

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

都市総務課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

都市計画課

(1)～(12) [略]

(13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

[略]

環境対策課

(1)～(20) [略]

(21) 水環境及び生物多様性の保全に関すること。

[略]

施設部

環境施設管理課

(1)～(6) [略]

(7) 桜環境センターの管理に関すること。

(8) 桜環境センターの廃棄物処理手数料の収入事務に関すること。

(9)～(13) [略]

[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

都市総務課

(1)～(7) [略]

(8) 北部都市計画事務所及び南部都市計画事務所との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

都市計画課

(1)～(12) [略]

(13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に

基づく開発行為等に係る調査、企画及び調整に関すること。

(14)～(15) [略]

(16) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく調査、企画及び調整に関すること。

(17)～(21) [略]

北部都市計画指導課

(1) 都市計画法第53条に規定する許可に関すること。

(2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の処理に関すること。

(3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関すること。

(4) 都市計画関係証明書等の発行に関すること。

(5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の交付に関すること。

(6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に関すること。

(7) 景観計画区域内における行為の届出に関すること。

(8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定による届出の処理に関すること。

(9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）の規定による届出の処理及び指導に関すること。

(10) 都市計画法第29条、第42条及び第43条の規定による許可に関すること。

(11) さいたま市開発行為の手続に関する条例（平成20年さいたま市条例第54号）の規定による開発行為の計画に関する相談、開発行為に係る承認等に関すること。

(12) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による証明書等の交付に関すること。

(13) 都市計画法第80条から第82条までの規定による監督処分等に関すること。

(14) 開発登録簿に関すること。

(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可及び監督処分等に関すること。

南部都市計画指導課

(1) 都市計画法第53条に規定する許可に関すること。

(2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の処理に関すること。

基づく開発行為及び建築行為の許可基準に関すること。

(14)～(15) [略]

(16) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。

(17)～(21) [略]

(22) 北部都市計画事務所都市計画指導課及び南部都市計画事務所都市計画指導課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

- (3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関する
こと。
- (4) 都市計画関係証明書等の発行に関する
こと。
- (5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の
交付に関する
こと。
- (6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に
関する
こと。
- (7) 景観計画区域内における行為の届出に
関する
こと。
- (8) 駐車場法の規定による届出の処理に
関する
こと。
- (9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に
関する
条例の規定による届出の処理及び指導に
関する
こと。
- (10) 都市計画法第29条、第42条及び第43条
の規定による許可に関する
こと。
- (11) さいたま市開発行為の手続に関する
条例の規
定による開発行為の計画に関する相談、
開発行為に係る承認等に関する
こと。
- (12) 都市計画法施行規則第60条の規定による
証明
書等の交付に関する
こと。
- (13) 都市計画法第80条から第82条までの
規定
による監督処分等に関する
こと。
- (14) 開発登録簿に関する
こと。
- (15) 宅地造成及び特定盛土等規制法の
規定に
よる許可及び監督処分等に関する
こと。

交通政策課

- (1) 総合都市交通体系の企画及び調整に
関する
こと。
 - (2) 公共交通の調査研究に関する
こと。
 - (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進の
ためのバリアフリー基本構想及び交通バ
リアフ
リー化の推進に関する
こと。
 - (4) 鉄軌道輸送力の増強促進に関する
こと。
 - (5) 鉄道の駅施設改良等の調整に関する
こと。
 - (6) バス網等の整備促進に関する
こと。
 - (7) 新しい公共交通システムの導入の検
討に
関する
こと。
 - (8) 長距離バスターミナルに関する
こと。
- 自転車まちづくり推進課
- (1) 自転車政策の総合調整に関する
こと。
 - (2) 自転車通行環境の計画に関する
こと。
 - (3) 自動車駐車場及び自転車駐車場の
調査及
び計
画に
関する
こと。
 - (4) 駐車場法（昭和32年法律106号）に
関
する
こと。
 - (5) 北部都市計画事務所都市計画指導課
及び南
部都
市計
画事
務所
都
市計
画指
導課
の駐
車場
関
係事
務（
他
の所
管に
属す
るも
のを
除く。
）に
係
る連

交通政策部

交通政策課

- (1) 総合都市交通体系の企画及び調整に関すること。
- (2) 公共交通の調査研究に関すること。
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進のためのバリアフリー基本構想及び交通バリアフリー化の推進に関すること。
- (4) 鉄軌道輸送力の増強促進に関すること。
- (5) 鉄道の駅施設改良等の調整に関すること。
- (6) バス網等の整備促進に関すること。
- (7) 先進的なモビリティの導入の検討に関すること。
- (8) 長距離バスターミナルに関すること。
- (9) 部内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 部内の連絡調整に関すること。
- (11) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。

自転車まちづくり推進課

- (1) 自転車政策の総合調整に関すること。
- (2) 自転車通行環境の計画に関すること。
- (3) 自動車駐車場及び自転車駐車場の調査及び計画に関すること。
- (4) 駐車場法に関すること。
- (5) 北部都市計画指導課及び南部都市計画指導課の駐車場関係事務（他の所管に属するものを除く。）に係る連絡調整に関すること。
- (6) 区役所の開発協議に伴う自動車駐車場及び自転車等駐車場の事前協議に係る事務の総合調整に関すること。
- (7) 市営自動車駐車場及び市営自転車駐車場に関すること。
- (8) 放置自転車対策に関すること。

[略]

まちづくり推進部

[略]

市街地整備課

- (1)～(4) [略]
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条に規定する許可（市施行の土地区画

絡調整に関すること。

- (6) 区役所の開発協議に伴う自動車駐車場及び自転車等駐車場の事前協議に係る事務の総合調整に関すること。
- (7) 市営自動車駐車場及び市営自転車駐車場に関すること。
- (8) 放置自転車対策に関すること。

[略]

まちづくり推進部

[略]

市街地整備課

- (1)～(4) [略]
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条に規定する許可に関すること。

整理事業に係るものを除く。）に関すること。

(6)～(8) [略]

都市基盤整備課

(1) 局内のまちづくりの推進に係る土木工事に関すること。

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

建築部

建築総務課

(1)～(11) [略]

(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定及び適合性判定に関すること。

(13)～(19) [略]

[略]

公共建築課

(1) 市有建築物（教育施設以外の施設）の新築、増改築及び改修工事に関すること。

(2) 市有建築物の予防保全に係る調査、調整及び支援に関すること。

(3) 営繕部門の連絡調整に関すること。

教育施設建築課

(1) 市有建築物（教育施設）の新築、増改築及び改修工事に関すること。

公共設備課

(1) 市有建築物（教育施設以外の施設）の建築設備工事に関すること。

教育施設設備課

(1) 市有建築物（教育施設）の建築設備工事に関すること。

[略]

(6)～(8) [略]

[略]

第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

建設局

[略]

建築部

建築総務課

(1)～(11) [略]

(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出、認定及び適合性判定に関すること。

(13)～(19) [略]

[略]

営繕課

(1) 市有建築物の新築、増改築及び維持改修工事に関すること。

保安全管理課

(1) 市有建築物の保全計画及び予防保全工事に関すること。

(2) 市有建築物の耐震計画及び耐震工事に関すること。

設備課

(1) 市有建築物の建築設備工事に関すること。

[略]

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第30号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">南部児童相談所</p> <p style="padding-left: 4em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">企画調整係</p> <p style="padding-left: 4em;">心理相談第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">心理相談第2係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第2係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第3係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第4係</p> <p style="padding-left: 4em;">里親推進係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第2係</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>児童保護第3係</u></p> <p>[略]</p> <p>環境局</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">施設部</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>クリーンセンター大崎</u></p> | <p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p style="padding-left: 2em;">子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">南部児童相談所</p> <p style="padding-left: 4em;">管理係</p> <p style="padding-left: 4em;">企画調整係</p> <p style="padding-left: 4em;">心理相談第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">心理相談第2係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第2係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第3係</p> <p style="padding-left: 4em;">家庭支援第4係</p> <p style="padding-left: 4em;">里親推進係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第1係</p> <p style="padding-left: 4em;">児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>環境局</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 2em;">施設部</p> <p>[略]</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>東部環境センター</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>管理係</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>施設係</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>業務係</u></p> <p style="padding-left: 4em;">クリーンセンター大崎</p> |

管理係
施設係
業務第1係
業務第2係

[略]
都市局
[略]

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]
環境局
[略]
施設部

西部環境センター

- (1) 廃棄物の焼却に関する事。
- (2) [略]
- (3) 施設の管理及び運営に関する事。
- (4)～(6) [略]

クリーンセンター大崎

- (1)・(2) [略]
- (3) 施設の管理及び運営に関する事。
- (4)～(6) [略]

大宮南部浄化センター

管理係
施設係
業務係

[略]
都市局
[略]

北部都市計画事務所

都市計画指導課

都市管理係

開発第1係

開発第2係

南部都市計画事務所

都市計画指導課

都市管理係

開発係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]
環境局
[略]
施設部

西部環境センター

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関する事。
- (2) [略]
- (3) 施設の管理に関する事。
- (4)～(6) [略]

東部環境センター

- (1) 廃棄物の焼却及び破砕に関する事。
- (2) 資源物の選別及び処分に関する事。
- (3) 施設の運転計画に関する事。
- (4) 施設の管理に関する事。
- (5) リサイクルの普及事業に関する事。
- (6) 施設、業務用備品及び器材の維持管理に関する事。
- (7) 業務上の事故防止に関する事。
- (8) 廃棄物処理手数料の収納に関する事。

クリーンセンター大崎

- (1)・(2) [略]
- (3) 施設の管理に関する事。
- (4)～(6) [略]

大宮南部浄化センター

- (1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関する事。

(1) 施設の管理及び運営に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

クリーンセンター西堀

(1) 施設の管理及び運営に関すること。

(2) [略]

[略]

都市局

交通政策部

自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(1) 放置自転車の整理及び撤去並びに保管及び処分に関すること。

[略]

(2) し尿処理施設の管理及び運営に関すること。

(3) [略]

(4) 各種記録の作成及び報告に関すること。

(5) [略]

クリーンセンター西堀

(1) 家庭吸込下水の管理及び指導に関すること。

(2) し尿処理施設の管理及び運営に関すること。

(3) 各種記録の作成及び報告に関すること。

(4) [略]

[略]

都市局

都市計画部

自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(1) 放置自転車の整理及び撤去並びに保管及び処分に関すること。

[略]

北部都市計画事務所

都市計画指導課

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条に規定する許可に関すること。

(2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の処理に関すること。

(3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関すること。

(4) 都市計画関係証明書等の発行に関すること。

(5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の交付に関すること。

(6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に関すること。

(7) 景観計画区域内における行為の届出に関すること。

(8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定による届出の処理に関すること。

(9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）の規定による届出の処理及び指導に関すること。

(10) 都市計画法第29条、第42条及び第43条の規定による許可に関すること。

(11) さいたま市開発行為の手続に関する条例（平成20年さいたま市条例第54号）の規定による開発行為の計画に関する相談、開発行為に係る承認等に関すること。

(12) 都市計画法施行規則第60条の規定による証

明書等の交付に関すること。

(13) 都市計画法第80条から第82条までの規定による監督処分等に関すること。

(14) 開発登録簿に関すること。

(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による許可及び監督処分等に関すること。

(16) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

南部都市計画事務所

都市計画指導課

(1) 都市計画法第53条に規定する許可に関すること。

(2) 都市計画法第58条の2の規定による届出の処理に関すること。

(3) 都市計画道路、用途地域等の指導に関すること。

(4) 都市計画関係証明書等の発行に関すること。

(5) 都市計画に係る図書の頒布及び資料の交付に関すること。

(6) 屋外広告物の許可、除却及び届出に関すること。

(7) 景観計画区域内における行為の届出に関すること。

(8) 駐車場法の規定による届出の処理に関すること。

(9) さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の規定による届出の処理及び指導に関すること。

(10) 都市計画法第29条、第42条及び第43条の規定による許可に関すること。

(11) さいたま市開発行為の手続に関する条例の規定による開発行為の計画に関する相談、開発行為に係る承認等に関すること。

(12) 都市計画法施行規則第60条の規定による証明書等の交付に関すること。

(13) 都市計画法第80条から第82条までの規定による監督処分等に関すること。

(14) 開発登録簿に関すること。

(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可及び監督処分等に関すること。

(16) 所内の業務委託に係る入札（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

(所管区域)

第6条 [略]

2 都市局北部都市計画事務所及び南部都市計画事

[略]

(所管区域)

第6条 [略]

2 [略]

別表第1 (第2条関係)

| 所属 | 第1類事業所 | 第2類事業所 | 第3類事業所 |
|---------------------|--------|--|--------|
| [略] | | | |
| 環境局施設部 | | 西部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 | |
| [略] | | | |
| 経済局農業政策部 | [略] | | |
| 都市局交通政策部自転車まちづくり推進課 | [略] | | |
| [略] | | | |

別表第2 (第2条関係)

| 事業所 | 位置 |
|-------|-----|
| [略] | |
| 計量検査所 | [略] |

務所の所管区域は、次のとおりとする。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 都市局北部都市計画事務所 | 西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域 |
| 都市局南部都市計画事務所 | 中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区の区域 |

3 [略]

別表第1 (第2条関係)

| 所属 | 第1類事業所 | 第2類事業所 | 第3類事業所 |
|---------------------|------------------------|--|--------|
| [略] | | | |
| 環境局施設部 | | 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 | |
| [略] | | | |
| 経済局農業政策部 | [略] | | |
| 都市局 | 北部都市計画事務所 南部都市計画事務所 | | |
| 都市局都市計画部自転車まちづくり推進課 | [略] | | |
| [略] | | | |

別表第2 (第2条関係)

| 事業所 | 位置 |
|-----------|----------------------|
| [略] | |
| 計量検査所 | [略] |
| 北部都市計画事務所 | さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 |
| 南部都市計画事務所 | さいたま市中央区下 |

| | |
|-----|--|
| | |
| [略] | |

| | |
|-----|------------|
| | 落合5丁目7番10号 |
| [略] | |

別表第3（第7条関係）

| 事業所 | 事業所に置かれる長 |
|---|-----------|
| 東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 男女共同参画相談室 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター セカンドライフ支援センター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所 | [略] |
| [略] | |

別表第3（第7条関係）

| 事業所 | 事業所に置かれる長 |
|---|-----------|
| 東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 男女共同参画相談室 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 こころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター セカンドライフ支援センター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 療育センターさくら草 療育センターひなぎく 西部清掃事務所 東部清掃事務所 西部環境センター <u>東部環境センター</u> クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター <u>北部都市計画事務所</u> <u>南部都市計画事務所</u> 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所 | [略] |
| [略] | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(さいたま市予算規則の一部改正)
- 2 さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように

改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 区役所等 次に掲げる事務所をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則別表第1 財政局の項に規定する北部市税事務所及び南部市税事務所並びに同表建設局の項に規定する北部建設事務所及び南部建設事務所</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 区役所等 次に掲げる事務所をいう。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>さいたま市事業所事務分掌規則別表第1 財政局の項に規定する北部市税事務所及び南部市税事務所、同表都市局の項に規定する北部都市計画事務所及び南部都市計画事務所並びに同表建設局の項に規定する北部建設事務所及び南部建設事務所</u></p> |

さいたま市規則第31号

さいたま市聴聞規則の一部を改正する規則

さいたま市聴聞規則（平成13年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（聴聞の期日における審理の公開）</p> <p>第9条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所をさいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の規定による市のホームページに設置した掲示場に掲示するものとする。<u>ただし、同項に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、当該行政庁の事務所の掲示場に掲示するものとする。</u></p> <p><u>2 行政庁は、前項の規定による掲示を行ったときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（聴聞の期日における審理の公開）</p> <p>第9条 行政庁は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨並びに聴聞の期日及び場所を<u>当該行政庁の事務所の掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">（県条例に基づく聴聞の手続）</p> <p>第12条 第3条から前条までの規定は、県条例の規定に基づき行政庁が行う聴聞に関する手続について準用する。この場合において、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項、<u>第9条第1項</u>並びに第11条中「法」とあるのは「県条例」と読み替えるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">（県条例に基づく聴聞の手続）</p> <p>第12条 第3条から前条までの規定は、県条例の規定に基づき行政庁が行う聴聞に関する手続について準用する。この場合において、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項、<u>第9条</u>並びに第11条中「法」とあるのは「県条例」と読み替えるものとする。</p> |
| <p style="text-align: center;">（市条例に基づく聴聞の手続）</p> <p>第13条 第3条から第11条までの規定は、市条例の規定に基づき行政庁が行う聴聞に関する手続について準用する。この場合において、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項、<u>第9条第1項</u>並びに第11条中「法」とあるのは「市条例」と読み替えるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">（市条例に基づく聴聞の手続）</p> <p>第13条 第3条から第11条までの規定は、市条例の規定に基づき行政庁が行う聴聞に関する手続について準用する。この場合において、第3条第1項、第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項、<u>第9条</u>並びに第11条中「法」とあるのは「市条例」と読み替えるものとする。</p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第32号

さいたま市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市老人福祉センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | |
|---|-------|--|---------|--|-------|---|---------|
| <p>(個人利用の手続)</p> <p>第2条 個人でセンターを利用しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を提示し、口頭による申請を行わなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市健康福祉センター条例施行規則</u>（平成13年さいたま市規則第86号）第2条第3項第1号の<u>健康福祉センター利用証</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）（裏）</p> <table border="1"><tr><td>1 [略]</td></tr><tr><td>2 この利用証により、<u>さいたま市健康福祉センター</u>を利用することができます。</td></tr><tr><td>3～5 [略]</td></tr></table> | 1 [略] | 2 この利用証により、 <u>さいたま市健康福祉センター</u> を利用することができます。 | 3～5 [略] | <p>(個人利用の手続)</p> <p>第2条 個人でセンターを利用しようとする者は、次の各号のいずれかの書類を提示し、口頭による申請を行わなければならない。ただし、市長が特に提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則</u>（平成13年さいたま市規則第86号）第2条第3項第1号の<u>健康福祉センター西楽園利用証</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）（裏）</p> <table border="1"><tr><td>1 [略]</td></tr><tr><td>2 この利用証により、<u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u>を利用することができます。</td></tr><tr><td>3～5 [略]</td></tr></table> | 1 [略] | 2 この利用証により、 <u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u> を利用することができます。 | 3～5 [略] |
| 1 [略] | | | | | | | |
| 2 この利用証により、 <u>さいたま市健康福祉センター</u> を利用することができます。 | | | | | | | |
| 3～5 [略] | | | | | | | |
| 1 [略] | | | | | | | |
| 2 この利用証により、 <u>さいたま市健康福祉センター西楽園</u> を利用することができます。 | | | | | | | |
| 3～5 [略] | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のさいたま市老人福祉センター条例施行規則の規定により交付された老人福祉センター利用証は、この規則による改正後のさいたま市老人福

社センター条例施行規則の規定により交付された老人福祉センター利用証とみなす。

さいたま市規則第33号

さいたま市大崎むつみの里条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大崎むつみの里条例施行規則（平成19年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (契約) 第2条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。 (1) 条例第2条第1号アから <u>ウ</u> までに掲げる生活介護、自立訓練及び就労継続支援（これらの支援のうち条例第4条第1項第3号及び第4号に規定する者に係る支援を除く。） (2)～(4) [略] | (契約) 第2条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。 (1) 条例第2条第1号アから <u>エ</u> までに掲げる生活介護、自立訓練、 <u>就労移行支援</u> 及び就労継続支援（これらの支援のうち条例第4条第1項第3号及び第4号に規定する者に係る支援を除く。） (2)～(4) [略] |
| (工賃) 第5条 市長は、毎月、 <u>生活介護又は就労継続支援</u> において行われる <u>生産活動に従事している者</u> に対して、その者の <u>当該生産活動に係る従事時間、内容等</u> に応じて工賃を支払うものとする。 2 [略] | (工賃) 第5条 市長は、毎月、 <u>就労移行支援等の利用者</u> に対して、その者の <u>就労時間及び作業能力</u> に応じて工賃を支払うものとする。 2 [略] |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第34号

さいたま市梶の木条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市梶の木条例施行規則（平成17年さいたま市規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(契約)</p> <p>第2条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第3条第1号及び第2号</u>の生活介護及び就労継続支援（これらの支援のうち条例第5条第1項第3号及び第4号に規定する者に係る支援を除く。）</p> <p>(2) <u>条例第3条第3号ア</u>に掲げる基本相談支援及び同号イに掲げる計画相談支援</p> <p>(3) <u>条例第3条第4号</u>の障害児相談支援</p> <p>(工賃)</p> <p>第5条 市長は、毎月生活介護又は就労継続支援に<u>おいて行われる生産活動に従事している者</u>に対して、その者の<u>当該生産活動に係る従事時間、内容等</u>に応じて工賃を支払うものとする。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(契約)</p> <p>第2条 次に掲げる支援を利用する者は、当該支援を利用しようとするときは、市長と契約を締結しなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第3条第1号から第3号までの生活介護、就労移行支援及び就労継続支援</u>（これらの支援のうち条例第5条第1項第3号及び第4号に規定する者に係る支援を除く。）</p> <p>(2) <u>条例第3条第4号ア</u>に掲げる基本相談支援及び同号イに掲げる計画相談支援</p> <p>(3) <u>条例第3条第5号</u>の障害児相談支援</p> <p>(工賃)</p> <p>第5条 市長は、毎月利用者に対して、その者の<u>就労時間及び作業内容等</u>に応じて、工賃を支払うものとする。</p> <p>2 [略]</p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----------------|------------------|-----------|-------------|-----|-----------------|--------------|-----|------------|-------------|
| 別表（第6条関係） | | | | | 別表（第6条関係） | | | | |
| 1・2 [略] | | | | | 1・2 [略] | | | | |
| 3 東大宮コミュニティセンター | | | | | 3 東大宮コミュニティセンター | | | | |
| | 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 | | 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
| 舞台装置 | <u>司会者用</u> | <u>1台</u> | <u>100円</u> | [略] | 舞台装置 | 講演台 | [略] | [略] | [略] |
| | 講演台 | [略] | [略] | | | [略] | | | |
| | [略] | [略] | [略] | | | [略] | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 音響・映像設備 | [略] | [略] | [略] | [略] | 音響・映像設備 | [略] | [略] | [略] | スクリーンを含まない。 |
| | [略] | [略] | [略] | | | [略] | | | |
| | <u>アップライトピアノ</u> | <u>1台</u> | <u>530円</u> | | | <u>音楽室のみ</u> | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 備考 [略] | | | | | 備考 [略] | | | | |
| 4～6 [略] | | | | | 4～6 [略] | | | | |
| 7 西部文化センター | | | | | 7 西部文化センター | | | | |

| 名称 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|------------------|-----|-------------|-------|
| 舞台設備 | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |
| 音響・映像設備 | [略] | [略] | [略] |
| ビデオプロジェクター | [略] | [略] | ホールのみ |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ドラムセット | [略] | [略] | [略] |
| アップライトピアノ | 1台 | 530円 | 音楽室のみ |
| [略] | | | |
| 備考 [略] | | | |
| 8 与野本町コミュニティセンター | | | |
| 名称 | 単位 | 使用料 (1回につき) | 備考 |
| 音響・映 | [略] | [略] | [略] |

| 名称 | 単位 | 使用料 | 備考 |
|------------------|-----|-------------|-------|
| 舞台設備 | [略] | [略] | [略] |
| アップライトピアノ | 1台 | 530円 | 〃 |
| [略] | | | |
| 音響・映像設備 | [略] | [略] | [略] |
| 16ミリ 映写機 | 1式 | 1,100円 | ホールのみ |
| ビデオプロジェクター | [略] | [略] | 〃 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ビデオカメラ | 1式 | 530円 | [略] |
| ビデオテープレコーダー | 1台 | 200円 | [略] |
| レーザーディスクプレーヤー | 1台 | 200円 | [略] |
| レーザーカラオケセット | 1式 | 530円 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| パワーDMXミキサー | 1台 | 100円 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ドラムセット | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |
| 備考 [略] | | | |
| 8 与野本町コミュニティセンター | | | |
| 名称 | 単位 | 使用料 (1回につき) | 備考 |
| 音響・映 | [略] | [略] | [略] |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 像設備 | [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | | |

備考 [略]

9 上峰コミュニティホール

| 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
|------|-----|------------|-----|
| 映像設備 | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

備考 [略]

10～13 [略]

14 岩槻駅東口コミュニティセンター

| 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
|----------|---------|------------|------|
| [略] | | | |
| 照明・音響・映像 | ベースアンプ | 1台 | 100円 |
| | 音響・照明装置 | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

備考 [略]

15～21 [略]

22 武蔵浦和コミュニティセンター

| 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
|------|------------|------------|----------|
| [略] | | | |
| 映像設備 | データプロジェクター | [略] | 多目的ホールのみ |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

備考 [略]

23 [略]

| | | | | |
|-----|---------|----|------|-----|
| 像設備 | スライド映写機 | 1式 | 220円 | [略] |
| [略] | | | | |

備考 [略]

9 上峰コミュニティホール

| 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
|------|----------------|------------|------|
| 映像設備 | [略] | [略] | [略] |
| | オーバーヘッドプロジェクター | 1式 | 570円 |
| [略] | | | |

備考 [略]

10～13 [略]

14 岩槻駅東口コミュニティセンター

| 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
|----------|---------|------------|-----|
| [略] | | | |
| 照明・音響・映像 | 音響・照明装置 | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

備考 [略]

15～21 [略]

22 武蔵浦和コミュニティセンター

| 名称 | 単位 | 使用料（1回につき） | 備考 |
|------|------------|------------|-----|
| [略] | | | |
| 映像設備 | DLPプロジェクター | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |

備考 [略]

23 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第36号

さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。
(土地への立入りの通知)

第3条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（様式第1号）により行うものとする。

(障害物の伐除等の事前の通知)

第4条 法第6条第2項の規定による障害物又は土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等事前通知書（様式第2号）により行うものとする。

(障害物の伐除の通知)

第5条 法第6条第3項後段の規定による障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除通知書（様式第3号）により行うものとする。

(証明書等の様式)

第6条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、障害物伐除等許可証（様式第5号）とする。

(住民への周知)

第7条 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（様式第6号）とする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可（法第15条第1項の規定により、当該許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類）

第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土若しくは切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う部分の求積図
- (2) 工事主が法人の場合にあっては、前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業経歴書
- (3) 工事主が個人の場合にあっては、前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (4) 工事主が、次のアからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - オ 法人であって、その役員のうちにエに該当する者があるもの
 - カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (5) 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力がある者であることを証するための次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 事業経歴書

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し

エ 技術者名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の協議)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(様式第7号)に省令第7条第1項各号(第7号から第9号まで及び第12号を除く。)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第8号)に省令第7条第2項各号(第5号から第7号まで及び第10号を除く。)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書(様式第9号)により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第11条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書(様式第10号)により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第11号)に省令第7条第1項各号(第7号から第9号まで及び第12号を除く。)に掲げる書類のうち、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式

第12号)に省令第7条第2項各号(第5号から第7号まで及び第10号を除く。)
に掲げる書類のうち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

3 法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書により行うものとする。
(宅地造成等に関する工事の完了検査の手続)

第13条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の中間検査の手続)

第14条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

(定期の報告)

第15条 工事主は、法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書(様式第13号)により行うものとする。

(法第12条第1項及び第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第16条 省令第88条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願(様式第14号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事の着手の届出)

第17条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書(様式第15号)を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出等)

第18条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事を廃止したときは、当該工事をしようとした土地又は当該工事に着手した土地について災害の防止のため必要な措置を講じるとともに、速やかに工事廃止届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

土地立入通知書

様

さいたま市長



宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、下記のとおりあなたの占有する土地に立ち入って測量又は調査を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------------------|---------------|
| 1 立 入 り の 目 的 | |
| 2 立 ち 入 る 土 地 の 区 域 | |
| 3 立 入 り の 期 日 | 年 月 日 時から 時まで |
| 4 測量又は調査を行う者の所属、職及び氏名 | |

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

障害物伐除等事前通知書

様

さいたま市長



宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、測量又は調査を行うため、下記のとおりあなた所有又は占有する土地に立ち入り、障害物を伐除し又は土地に試掘等を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|----------------|---------------|
| 1 行為の目的 | |
| 2 行為の内容 | |
| 3 行為の場所 | |
| 4 行為の期日 | 年 月 日 時から 時まで |
| 5 行為者の所属、職及び氏名 | |

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

障害物伐除通知書

様

さいたま市長



宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第3項前段の規定により、測量又は調査を行うため、下記のとおりあなたの所有又は占有する土地に立ち入り、障害物の伐除を行いましたので、同項後段の規定により通知します。

記

| | |
|----------------|---------------|
| 1 行為の目的 | |
| 2 行為の内容 | |
| 3 行為の場所 | |
| 4 行為の日時 | 年 月 日 時から 時まで |
| 5 行為者の所属、職及び氏名 | |

様式第4号（第6条関係）

（表）

| | | |
|--|-----------|-----|
| 身分証明書 | | 第 号 |
| 次の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、同法第6条第1項の規定により障害物を伐除し、若しくは土地に試掘等を行い、又は同法第24条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。 | | |
| 所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日 | 年 月 日生 | |
| | 年 月 日交付 | |
| | 年 月 日まで有効 | |
| さいたま市長 | | 印 |

（裏）

| |
|---|
| 宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋） |
| （基礎調査のための土地の立入り等） 第5条 都道府県知事（略）は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。（以下略） |
| （基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等） 第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（略）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（略）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。（以下略） |
| （立入検査） 第24条 都道府県知事は（略）必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。（以下略） |

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

障害物伐除等許可証

様

さいたま市長



宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

| | |
|----------------|---------------|
| 1 行 為 の 目 的 | |
| 2 行 為 の 内 容 | |
| 3 行 為 の 場 所 | |
| 4 行 為 の 期 日 | 年 月 日 時から 時まで |
| 5 責任者の所属、職及び氏名 | |
| 6 条 件 | |

様式第6号（第7条関係）

周知措置報告書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条の規定による、宅地造成等に関する工事の内容を周知させるための措置を、下記のとおり講じたので報告します。

記

| | | |
|---------|---------------------|---|
| 1 | 工事をする土地の 所在地及び地番 | |
| 2 | 周知の方法 | 該当する事項（□印）にレ印を付けてください。※1 □ 説明会を開催 □ 書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布 □ 当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民に閲覧 |
| 説明会内容※2 | 3 | 日 時 年 月 日 時 分 |
| | 4 | 場 所 |
| | 5 | 住民参加人数 名 |
| | 6 | 説明概要 |
| | 7 | 住民の意見等 |
| | 8 | 住民の意見等 に対する回答 |

※1 上記の内容が実施されたことがわかる書類を添付してください

※2 説明会内容については、説明会を実施した場合に記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

さいたま市長

申出者 氏名

| | | | | | |
|----|---------------------------|--------------------|--------|-------------|------|
| 1 | 工事主住所氏名 | | | | |
| 2 | 設計者住所氏名 | | | | |
| 3 | 工事施行者住所氏名 | | | | |
| 4 | 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) | (緯度： | 度 | 分 | 秒、 |
| | | 経度： | 度 | 分 | 秒) |
| 5 | 土地の面積 | 平方メートル | | | |
| 6 | 工事着手前の土地利用状況 | | | | |
| 7 | 工事完了後の土地利用 | | | | |
| 8 | 盛土のタイプ | 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土 | | | |
| 9 | 土地の地形 | 溪流等への該当 有・無 | | | |
| 10 | ア 盛土又は切土の高さ | メートル | | | |
| | イ 盛土又は切土をする 土地の面積 | 平方メートル | | | |
| | ウ 盛土又は切土の土量 | 盛土 | 立方メートル | | |
| | | 切土 | 立方メートル | | |
| | エ 擁壁 | 番号 | 構造 | 高さ | 延長 |
| | | | | メートル | メートル |
| | オ 崖面崩壊防止施設 | 番号 | 種類 | 高さ | 延長 |
| | | | | メートル | メートル |
| | カ 排水施設 | 番号 | 種類 | 内法寸法 | 延長 |
| | | | | センチ メートル | メートル |
| | | | | センチ メートル | メートル |
| | キ | 崖面の保護の方法 | | | |
| | ク | 崖面以外の地表面の 保護の方法 | | | |
| | ケ | 工事中の危害防止の ための措置 | | | |
| コ | その他の措置 | | | | |
| サ | 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| シ | 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| ス | 工程の概要 | | | | |
| 11 | その他必要な事項 | | | | |

(第2面)

| ※ 受 付 欄 | ※ 決 裁 欄 | ※ 協 議 に 当 た っ て 付 し た 条 件 | ※ 協 議 番 号 欄 |
|---|---------|------------------------------|-------------|
| 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員氏名 | | | 係員氏名 |
| <p>〔注意〕</p> <p>(1) ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>(2) 2は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>(3) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>(4) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>(5) 8は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>(6) 9は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>(7) 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> | | | |

※ 2部提出してください。

土石の堆積に関する工事の協議書

| | | | | |
|---|--|---|-------------|--|
| 宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。 年 月 日 さいたま市長 申出者 氏名 | | | | |
| 1 | 工 事 主 住 所 氏 名 | | | |
| 2 | 設 計 者 住 所 氏 名 | | | |
| 3 | 工 事 施 行 者 住 所 氏 名 | | | |
| 4 | 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度) | (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒) | | |
| 5 | 土 地 の 面 積 | 平方メートル | | |
| 6 | 工 事 の 目 的 | | | |
| 7 工 事 の 概 要 | ア 土石の堆積の最大堆積高さ | メートル | | |
| | イ 土石の堆積を行う土地の面積 | 平方メートル | | |
| | ウ 土石の堆積の最大堆積土量 | 立方メートル | | |
| | エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 | | | |
| | オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 | | | |
| | カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 | | | |
| | キ 空地の設置 | 番 号 | 空 地 の 幅 | |
| | | | メートル | |
| | | | メートル | |
| | ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 | | | |
| | ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 | | | |
| | コ 工事中の危害防止のための措置 | | | |
| | サ その他の措置 | | | |
| シ 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| ス 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| セ 工程の概要 | | | | |
| 8 | そ の 他 必 要 な 事 項 | | | |
| ※ 受 付 欄 | ※ 決 裁 欄 | ※ 協 議 に 当 た っ て 付 した 条 件 | ※ 協 議 番 号 欄 | |
| 年 月 日 | | | 年 月 日 | |
| 第 号 | | | 第 号 | |
| 係員氏名 | | | 係員氏名 | |

(第2面)

〔注意〕

- (1) ※印のある欄は記入しないでください。
- (2) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- (3) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- (4) 7リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- (5) 8は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

※ 2部提出してください。

様式第9号（第10条、第12条関係）

第 号
年 月 日

協議成立通知書

様

さいたま市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項（同法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の条件を付して協議が成立しましたので通知します。

記

| | |
|------------------------------------|------------------------|
| 1 工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 | |
| 2 工 事 主 住 所 氏 名 | |
| 3 協 議 番 号 | 第 号 |
| 4 協 議 対 象 行 為 | 宅地造成・特定盛土等・土石の堆積 |
| 5 工 事 の 期 間 | (自) 年 月 日 (至) 年 月 日 |
| 6 条 件 | |

様式第10号（第11条関係）

軽微な変更の届出書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|--|-----------|--|
| 1 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号) | 年 月 日 第 号 | |
| 2 工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 | | |
| 3 軽 微 な 変 更 の 内 容 | ア 事 項 | |
| | イ 変更前 | |
| | ウ 変更後 | |
| | エ 理 由 | |

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 3 項において準用する法第 1 5 条第 1 項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

さいたま市長

申出者 氏名

| | | | | | |
|-------------|---------------------------|------------------|--------|---------|------|
| 1 | 工事主住所氏名 | | | | |
| 2 | 設計者住所氏名 | | | | |
| 3 | 工事施行者住所氏名 | | | | |
| 4 | 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) | (緯度: | 度 | 分 | 秒、 |
| | | 経度: | 度 | 分 | 秒) |
| 5 | 土地の面積 | 平方メートル | | | |
| 6 | 工事着手前の土地利用状況 | | | | |
| 7 | 工事完了後の土地利用 | | | | |
| 8 | 盛土のタイプ | 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土 | | | |
| 9 | 土地の地形 | 溪流等への該当 有・無 | | | |
| 10 工事の概要 | ア 盛土又は切土の高さ | メートル | | | |
| | イ 盛土又は切土をする土地の面積 | 平方メートル | | | |
| | ウ 盛土又は切土の土量 | 盛土 | 立方メートル | | |
| | | 切土 | 立方メートル | | |
| | エ 擁壁 | 番号 | 構造 | 高さ | 延長 |
| | | | | メートル | メートル |
| | オ 崖面崩壊防止施設 | 番号 | 種類 | 高さ | 延長 |
| | | | | メートル | メートル |
| | カ 排水施設 | 番号 | 種類 | 内法寸法 | 延長 |
| | | | | センチメートル | メートル |
| | | | | センチメートル | メートル |
| | キ 崖面の保護の方法 | | | | |
| | ク 崖面以外の地表面の保護の方法 | | | | |
| | ケ 工事中の危害防止のための措置 | | | | |
| | コ その他の措置 | | | | |
| サ 工事着手予定年月日 | 年 月 日 | | | | |
| シ 工事完了予定年月日 | 年 月 日 | | | | |
| ス 工程の概要 | | | | | |

(第2面)

| | | | |
|--|----------|----------------|---------|
| 11 | その他必要な事項 | | |
| 12 | 変更の理由 | | |
| 13 | 協議番号 | | |
| | | 第 号 | |
| ※ 受付欄 | ※ 決裁欄 | ※ 協議に当たって付した条件 | ※ 協議番号欄 |
| 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員氏名 | | | 係員氏名 |
| <p>〔注意〕</p> <p>(1) ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>(2) 2は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</p> <p>(3) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>(4) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>(5) 8は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>(6) 9は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>(7) 11は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> | | | |

※ 2部提出してください。

土石の堆積に関する工事の変更協議書

| | | |
|--|--|---------------------------|
| <p>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>さいたま市長</p> <p style="text-align: center;">申出者 氏名</p> | | |
| 1 | 工事主住所氏名 | |
| 2 | 設計者住所氏名 | |
| 3 | 工事施行者住所氏名 | |
| 4 | 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) | (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒) |
| 5 | 土地の面積 | 平方メートル |
| 6 | 工事の目的 | |
| 7 工事の概要 | ア 土石の堆積の最大堆積高さ | メートル |
| | イ 土石の堆積を行う土地の面積 | 平方メートル |
| | ウ 土石の堆積の最大堆積土量 | 立方メートル |
| | エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 | |
| | オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 | |
| | カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 | |
| | キ 空地の設置 | 番号 空地の幅 メートル メートル |
| | ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 | |
| | ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置 | |
| | コ 工事中の危害防止のための措置 | |
| | サ その他の措置 | |
| | シ 工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| | ス 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| セ 工程の概要 | | |
| 8 | その他必要な事項 | |
| 9 | 変更の理由 | |
| 10 | 協議番号 | 第 号 |

(第2面)

| ※ 受 付 欄 | ※ 決 裁 欄 | ※ 協議に当たって 付 した 条 件 | ※ 協 議 番 号 欄 |
|--|---------|-----------------------|-------------|
| 年 月 日 | | | 年 月 日 |
| 第 号 | | | 第 号 |
| 係員氏名 | | | 係員氏名 |
| <p>〔注意〕</p> <p>(1) ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>(2) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>(3) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>(4) 7リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>(5) 8は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p> | | | |

※ 2部提出してください。

様式第13号（第15条関係）

定期報告書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定により、工事の実施状況等について、下記のとおり報告します。

記

| | | |
|-----------------------------------|--|--------------|
| 共通 | 1 工事が施行される土地の所在地 | |
| | 2 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号) | 年 月 日 第 号 |
| | 3 前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入) | 年 月 日 |
| 宅地造成 又は 特定盛土 等に関する 工事 | 4 報告の時点における盛土又は切土の高さ | メートル |
| | 5 報告の時点における盛土又は切土の面積 | 平方メートル |
| | 6 報告の時点における盛土又は切土の土量 | 立方メートル |
| | 7 報告の時点における擁壁等 に関する工事の施行状況 | |
| 土石の堆積に 関する工事 | 8 報告の時点における土石の堆積の高さ | メートル |
| | 9 報告の時点における土石の堆積の面積 | 平方メートル |
| | 10 報告の時点における堆積 されている土石の土量 | 立方メートル |
| | 11 前回の報告の時点から新たに堆積された 土石の土量及び除却された土石の土量 | 立方メートル |

様式第14号（第16条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願

| | | | | |
|---|-------|-----------------------|------|-----------|
| さいたま市長 申請者（建築主） 住所 氏名 （ 法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者名 ） 電話番号 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の建築（建設）計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（法第12条第1項・法第16条第1項）の規定に適合していることを証明願います。 | | ※1 手 数 料 年 月 日 | | |
| 1 建築（建設）をする土地の所在地及び地番 | | | | |
| 2 建築（建設）計画の概要 | 工種の種別 | | 敷地面積 | 平方メートル |
| | 用 途 | | 建築面積 | 平方メートル |
| | 構 造 | | のべ面積 | 平方メートル |
| 3 盛土で生じる崖の高さ | | | | メートル |
| 4 切土で生じる崖の高さ | | | | メートル |
| 5 盛土又は切土をする土地の面積 | | | | 平方メートル |
| 6 法第12条第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等 | | | | 年 月 日 第 号 |
| 7 法第16条第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等 | | | | 年 月 日 第 号 |
| ※1 第 号 上記の建築（建設）計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法（法第12条第1項・法第16条第1項）の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">さいたま市長</div> | | | | |

※1 ※1には、記入しないでください。

※ 2部提出してください。

様式第15号（第17条関係）

工事着手届出書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による許可に係る工事に着手しましたので、さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | |
|---|--------------------------------------|-----------|
| 1 | 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号) | 年 月 日 第 号 |
| 2 | 工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 | |
| 3 | 工 事 着 手 年 月 日 | 年 月 日 |
| 4 | 工 事 完 了 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 5 | 工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名 | 電話番号 |
| 6 | 設 計 者 住 所 ・ 氏 名 | 電話番号 |
| 7 | 現 場 責 任 者 住 所 ・ 氏 名 | 電話番号 |
| ※ | 処 | ※ |
| 理 | | 受 |
| 欄 | | 付 |
| | | 欄 |

※ ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第16号（第18条関係）

工事廃止届出書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による許可に係る工事を廃止しましたので、さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|--------|---|---|---|---|---|
| 1 | 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号) | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 | |
| 2 | 工事をする土地の 所在地及び地番 | | | | | | |
| 3 | 土地の面積 | 平方メートル | | | | | |
| 4 | 廃止の理由 | | | | | | |
| ※ | 処 | | | | | ※ | 受 |
| | 理 | | | | | | 付 |
| | 欄 | | | | | | 欄 |

※ ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第17号（第18条関係）

申請取下書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による許可の申請を取り下げますので、さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第18条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | |
|-------------------|------------------|
| 1 工事の受付番号 | 年 月 日第 号 |
| 2 工事をする土地の所在地及び地番 | |
| 3 土地の面積 | 平方メートル |
| 4 取下げの理由 | |
| ※ 処 理 欄 | ※ 受 付 欄 |

※ 印のある欄は、記入しないでください。

さいたま市規則第37号

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年さいたま市規則第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書)</p> <p>第2条 <u>省令第13条</u>の規定により<u>省令第5条</u>の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）に必要な書類及び図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に係る内容が<u>省令第5条</u>の軽微な変更に該当していると認める場合には、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(市長が必要と認める図書等)</p> <p>第3条</p> | <p style="text-align: center;">(建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書)</p> <p>第2条 <u>省令第11条</u>の規定により<u>省令第3条</u>の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）に必要な書類及び図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に係る内容が<u>省令第3条</u>の軽微な変更に該当していると認める場合には、建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(市長が必要と認める図書等)</p> <p>第3条 <u>省令第12条第1項</u>に規定する市長が必要と認める図書は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していることを示す書類（建築物全体を評価しているものに限る。）の交付を受けている場合 当該書類の写し</u></p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「住</u></p> |

省令第20条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出しようとする建築物で、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合 当該適合性判定の通知書又はその写し
- (3) 法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「住宅品質確保法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (5) 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (6) [略]

住宅品質確保法」という。）第6条第1項の設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下この条において「住宅性能表示基準」という。）別表1の断熱等性能等級の等級4以上及び一次エネルギー消費量等級の等級4以上に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し

- (3) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

2 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の確認の申請書を併せて提出しようとする建築物で、同法第6条の3第4項の規定による構造計算適合性判定が必要な場合 当該適合性判定の通知書又はその写し
- (3) 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (4) 住宅品質確保法第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (5) 住宅品質確保法第6条第1項の設計住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級5以上及び一次エネルギー消費量等級の等級6に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し
- (6) [略]

3 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又はこれに代わる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物エネルギー消

- 費性能基準（法第2条第1項第3号の基準をいう。次号において同じ。）に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (2) 住宅品質確保法第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- (3) 法第12条第6項の適合判定通知書の交付を受けている場合 当該適合判定通知書の写し
- (4) 省令第25条第1項（省令第28条において準用する場合も含む。）の通知を受けた場合（建築物全体で認定を受けた場合に限る。） 当該通知書の写し
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の通知を受けた場合 当該通知書の写し
- (6) 住宅品質確保法第6条第3項の建設住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4以上及び一次エネルギー消費量等級の等級4以上に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該建設住宅性能評価書の写し
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合 市長が別に定める図書

（建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書）

第4条 第2条の規定は、省令第28条の規定により省令第25条の軽微な変更^{に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者について準用する。}この場合において、第2条第1項中「第13条」とあるのは「第28条」と、「第5条」とあるのは「第25条」と、「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）」とあるのは「建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第3号）」と、第2条第2項中「第5条」とあるのは「第25条」と、「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）」とあるのは「建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

（申請等の取下げ）

第5条 法第11条第1項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第2項の規定により提出した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、計画取下げ書（様式第5号）を市長に提出しなけれ

（建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書）

第4条 第2条の規定は、省令第29条の規定により省令第26条の軽微な変更^{に該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者について準用する。}この場合において、第2条第1項中「第11条」とあるのは「第29条」と、「第3条」とあるのは「第26条」と、「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第1号）」とあるのは「建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書（様式第3号）」と、第2条第2項中「第3条」とあるのは「第26条」と、「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書（様式第2号）」とあるのは「建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

（申請等の取下げ）

第5条 法第12条第1項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第2項の規定により提出した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、計画取下げ書（様式第5号）を市長に提出しなけれ

ばならない。

2 前項の規定は、法第12条第2項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第3項の規定により通知した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第11条第1項の規定により提出」とあるのは「法第12条第2項の規定により通知」と、「同条第2項の規定により提出」とあるのは「同条第3項の規定により通知」と読み替えるものとする。

3 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、認定（変更認定）申請取下げ届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第6条 法第31条第1項の認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、法第32条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 法第32条のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第7号）

(2) [略]

（取りやめる旨の申出）

第7条 法第31条第1項の認定建築主は、法第37条に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第9号）に省令第24条第2項の通知書（法第31条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第27条において読み替えて準用する省令第24条第2項の通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

ばならない。

2 前項の規定は、法第13条第2項の規定により通知した建築物エネルギー消費性能確保計画又は同条第3項の規定により通知した変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第12条第1項の規定により提出」とあるのは「法第13条第2項の規定により通知」と、「同条第2項の規定により提出」とあるのは「同条第3項の規定により通知」と読み替えるものとする。

3 法第34条第1項若しくは法第41条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、認定（変更認定）申請取下げ届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第6条 法第36条第1項の認定建築主は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、法第37条の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 法第37条のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 工事完了報告書（様式第7号）

(2) [略]

2 法第41条第2項の認定を受けた者は、法第43条第1項の規定により基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められたときは、前項第2号の状況報告書に必要な図書を添えて市長に報告しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第7条 法第36条第1項の認定建築主は、法第37条に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式第9号）に省令第25条第2項の通知書（法第36条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項の通知書）を添えて市長に提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第5条の軽微な変更^{（注）}に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

担当者

担当者

備考 [略]

様式第2号（第2条関係）
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

[略]

さいたま市長

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更^{（注）}に該当していることを証明します。

[略]

様式第3号（第4条関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第25条の軽微な変更^{（注）}に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

担当者

[略]

備考 [略]

様式第4号（第4条関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

[略]

さいたま市長

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更^{（注）}に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

担当者印

担当者印

備考 [略]

様式第2号（第2条関係）
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書

[略]

さいたま市長 印

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更^{（注）}に該当していることを証明します。

[略]

様式第3号（第4条関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第26条の軽微な変更^{（注）}に該当していることを証する書面の交付を申請します。

[略]

[略]

担当者印

[略]

備考 [略]

様式第4号（第4条関係）
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書

[略]

さいたま市長 印

下記の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上

計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更¹に該当していることを証明します。

[略]

様式第5号（第5条関係）

計画取下げ書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| [略] | | | |
| 担当者 | | 担当者 | |

備考 [略]

様式第6号（第5条関係）

認定（変更認定）申請取下げ届

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| [略] | | | |
| 担当者 | | 担当者 | |

備考 [略]

様式第7号（第6条関係）

工事完了報告書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| [略] | | | |
| 担当者 | | 担当者 | |

備考 [略]

様式第8号（第6条関係）

状況報告書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| [略] | | | |
| 担当者 | | 担当者 | |

備考 [略]

様式第9号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更²に該当していることを証明します。

[略]

様式第5号（第5条関係）

計画取下げ書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|------|--|------|--|
| [略] | | | |
| 担当者印 | | 担当者印 | |

備考 [略]

様式第6号（第5条関係）

認定（変更認定）申請取下げ届

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|------|--|------|--|
| [略] | | | |
| 担当者印 | | 担当者印 | |

備考 [略]

様式第7号（第6条関係）

工事完了報告書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|------|--|------|--|
| [略] | | | |
| 担当者印 | | 担当者印 | |

備考 [略]

様式第8号（第6条関係）

状況報告書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | |
|------|--|------|--|
| [略] | | | |
| 担当者印 | | 担当者印 | |

備考 [略]

様式第9号（第7条関係）

取りやめる旨の申出書

[略]

| |
|-----|
| [略] |
|-----|

| | | | | | | | |
|--------|--|-----|--|--------|--|------|--|
| [略] | | | | [略] | | | |
| 担当者 | | 担当者 | | 担当者印 | | 担当者印 | |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第37号の2

さいたま市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------|---|--------------|--|
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 職 種 名 | 職務名 | 職 種 名 | 職務名 |
| 事務 職 員 | <u>局長、公室長、本部長、区長、理事、会計管理者、事務局長、総合政策監、情報統括監、危機管理監、部長、室長、所長、広報監、行政管理監、副理事、副区長、館長、次長、副館長、事務局次長、参事、課長、副所長、事務長、副参事、場長、園長、区会計管理者、課長補佐、所長補佐、室長補佐、館長補佐、場長補佐、主幹、副園長、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、係長、主査、主任、主事、保育士</u> | 事務 職 員 | <u>局長、本部長、理事、総合政策監、会計管理者、情報統括監、危機管理監、行政管理監、副理事、区長、副区長、公室長、部長、事務局長、室長、次長、事務局次長、広報監、参事、所長、課長、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副所長、館長、副館長、館長補佐、園長、場長、場長補佐、区会計管理者、事務長、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、副園長、係長、主査、主任、主事、保育士</u> |
| 技術 職 員 | <u>局長、区長、理事、部長、副理事、副区長、所長、次長、室長、参事、課長、副館長、場長、工事検査員、副参事、課長補佐、所長補佐、室長補佐、場長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、係長、主査、主任、技師、医務監、院長、副院長、院長補佐、科長、医長、医師、歯科医師、技師長、副科長、副技師長、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、副看護部長、学院長、看護師長、副看護師長、教務主任、臨床指導員、保健師、専任教員、助産師、看護師</u> | 技術 職 員 | <u>局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、看護師長、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、副科長、副技師長、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師</u> |
| [略] | | [略] | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第38号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第12条 [略]</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同条第2項又は第3項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）第20条の規定による<u>学校の休業その他これに準じるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はそ</u></p> | <p>第12条 [略]</p> <p>2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同条第2項又は第3項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該請求に係る子が<u>条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p>(22) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつ</p> |

の子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間

(23)・(24) [略]

2・3 [略]

ては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間

(23)・(24) [略]

2・3 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第39号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の病気休暇）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 前項の病気休暇は、<u>有給</u>の休暇とする。</p> <p>3・4 〔略〕</p> | <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の病気休暇）</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 前項の病気休暇は、<u>無給</u>の休暇とする。</p> <p>3・4 〔略〕</p> |
| <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の特別休暇）</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号から第11号までに掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(15) 〔略〕</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する</u>会計年度任用職員が、</p> | <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の特別休暇）</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号から第11号までに掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である<u>ものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(15) 〔略〕</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である<u>ものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する</u>会計年度任用職員が、その子の<u>看護</u>（規則第</p> |

その子の看護等（規則第21条第1項第22号に規定する看護等をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

(6)・(7) [略]

3・4 [略]

21条第1項第22号に規定する看護をいう。
）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

(6)・(7) [略]

3・4 [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) [略]</p> | <p>（休業補償を行わない場合）</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) [略]</p> |

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市特定非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (休業補償) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合、 <u>労役場留置</u> の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) [略] | (休業補償) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘留、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。 (1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合、 <u>労役場留置</u> の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) [略] |

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------|------------------------------|-------------|------------------------------|-------------|-------------------------------------|-------------|---|-------------|--|---|----|---------|------------------------------|-------------|------------------------------|-------------|-------------------------------------|-------------|---|-------------|
| <p>附 則</p> <p>1 [略] (学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p>2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「<u>313円</u>」とあるのは「260円」と、「<u>381円</u>」とあるのは「317円」と、「<u>367円</u>」とあるのは「314円」と、「<u>419円</u>」とあるのは「355円」とする。</p> | | <p>附 則</p> <p>1 [略] (学校給食費の徴収に関する特例)</p> <p>2 当分の間、別表第2の左欄に掲げる児童又は生徒に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「<u>309円</u>」とあるのは「260円」と、「<u>376円</u>」とあるのは「317円」と、「<u>363円</u>」とあるのは「314円」と、「<u>414円</u>」とあるのは「355円」とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2（第3条関係） | | 別表第2（第3条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一食当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>313円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>381円</u></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>381円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食</td> <td><u>367円</u></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 一食当たりの額 | 小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>313円</u> | 中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>381円</u> | 中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>381円</u> | 特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食 | <u>367円</u> | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一食当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>309円</u></td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>376円</u></td> </tr> <tr> <td>中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</td> <td><u>376円</u></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食</td> <td><u>363円</u></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 一食当たりの額 | 小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>309円</u> | 中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>376円</u> | 中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>376円</u> | 特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食 | <u>363円</u> |
| 区分 | 一食当たりの額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>313円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>381円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>381円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食 | <u>367円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 一食当たりの額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校の児童及び当該児童と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>309円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>376円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中等教育学校前期課程の生徒及び当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者 | <u>376円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別支援学校の小学部の児童並びに中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。）並びに当該児童又は生徒と同等の学校給食 | <u>363円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-----------------------|---|-----------------------|
| <p>の提供を受ける者</p> <p>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</p> <p>備考 [略]</p> | <p><u>4 1 9 円</u></p> | <p>の提供を受ける者</p> <p>特別支援学校の中学部及び高等部の生徒（小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。）並びに当該生徒と同等の学校給食の提供を受ける者</p> <p>備考 [略]</p> | <p><u>4 1 4 円</u></p> |
|---|-----------------------|---|-----------------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に提供された学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。

| | | | |
|----------------|-----|---------------------------------|-----|
| [略] | | [略] | |
| 営業 施設 情報 | [略] | 食管・食監・調・製・ 栄・管栄・船舶・と畜・ 食鳥 | [略] |
| | [略] | | [略] |
| | [略] | | [略] |
| [略] | | [略] | |

様式第8号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------|-----------------------------|
| <u>様式第8号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第9号（第4条関係）</u> [略] |
| <u>様式第9号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第10号（第4条関係）</u> [略] |
| <u>様式第10号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第11号（第4条関係）</u> [略] |
| <u>様式第11号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第12号（第4条関係）</u> [略] |
| <u>様式第12号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第13号（第4条関係）</u> [略] |
| <u>様式第13号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第14号（第4条関係）</u> [略] |
| <u>様式第14号（第4条関係）</u> [略] | <u>様式第15号（第4条関係）</u> [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正及び様式第

8号を削る改正規定並びに様式第9号を様式第8号とし、様式第10号から様式第15号までを1号ずつ繰り上げる改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第2号、様式第3号及び様式第9号から様式第15号までの規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第44号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (分掌事務) 第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 救急課 (1)・(2) [略] <u>(3) 救急隊の運用（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] [略] 2 [略] | (分掌事務) 第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 [略] 救急課 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] [略] 2 [略] |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第45号

さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
さいたま市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年さいたま市規則第116号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(市長が必要と認める図書等)</p> <p>第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(申請の取下げ)</p> <p>第4条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請取下げ届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(取りやめる旨の届出)</p> <p>第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（様式第7号）に認定通知書（低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた者にあつては変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。</p> | <p style="text-align: center;">(市長が必要と認める図書等)</p> <p>第2条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(申請の取下げ)</p> <p>第4条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請取下げ届（様式第3号）<u>の正本及び副本</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 市長は、前項の副本に承認印を押し、申請をした者に返却するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(取りやめる旨の届出)</p> <p>第7条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（様式第7号）<u>の正本及び副本</u>に認定通知書（低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた者にあつては変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 市長は、前項の副本に承認印を押し、認定建築</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>様式第1号（第3条関係） 軽微変更該当証明書交付申請書</p> <p>[略]</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同令第44条の軽微な変更^{（略）}に該当していることを証する書面の交付を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>備考 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容がわかる図書を添えてください。</p> <p>様式第2号（第3条関係） 軽微変更該当証明書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長</p> <p>下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更^{（略）}に該当していることを証明します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第5条関係） 認定しない旨の通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第8条関係） 認定を取り消す旨の通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長</p> <p>[略]</p> | <p><u>主に返却するものとする。</u></p> <p>様式第1号（第3条関係） 軽微変更該当証明書交付申請書</p> <p>[略]</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画<u>（非住宅部分に係る部分に限る。）</u>の変更が同令第44条の軽微な変更^{（略）}に該当していることを証する書面の交付を申請します。</p> <p>[略]</p> <p>備考 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類及び変更の内容がわかる図書を添えてください。</p> <p>様式第2号（第3条関係） 軽微変更該当証明書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長 印</p> <p>下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画<u>（非住宅部分に係る部分に限る。）</u>の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更^{（略）}に該当していることを証明します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第5条関係） 認定しない旨の通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長 印</p> <p>[略]</p> <p>様式第8号（第8条関係） 認定を取り消す旨の通知書</p> <p>[略]</p> <p>さいたま市長 印</p> <p>[略]</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第46号

さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年さいたま市規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(申請の取下げ)</p> <p>第6条 認定申請、変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第7項までの規定による変更の認定申請をいう。）又は法第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、長期優良住宅認定申請取下届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> | <p>(申請の取下げ)</p> <p>第6条 認定申請、変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第7項までの規定による変更の認定申請をいう。）又は法第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、長期優良住宅認定申請取下届（様式第1号）<u>の正本及び副本</u>を市長に提出しなければならない。</p> |
| <p>2 市長は、前項の副本に承認印を押し、申請をした者に返却するものとする。</p> | <p>2 市長は、前項の副本に承認印を押し、申請をした者に返却するものとする。</p> |
| <p>(取りやめる旨の申出)</p> <p>第9条 法第14条第1項第2号の規定による申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめる旨の届出書（様式第4号）に省令第6条の認定通知書（法第8条第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けた者は省令第9条の変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。</p> | <p>(取りやめる旨の申出)</p> <p>第9条 法第14条第1項第2号の規定による申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめる旨の届出書（様式第4号）<u>の正本及び副本</u>に省令第6条の認定通知書（法第8条第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けた者は省令第9条の変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。</p> |
| <p>(容積率の特例の許可の申請の取下げ)</p> <p>第12条 法第18条第1項の規定による許可の申請を取り下げようとする者は、許可申請取下届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> | <p>(容積率の特例の許可の申請の取下げ)</p> <p>第12条 法第18条第1項の規定による許可の申請を取り下げようとする者は、許可申請取下届（様式第6号）<u>の正本及び副本</u>を市長に提出しなければならない。</p> |
| <p>(工事取止届)</p> <p>第13条 法第18条第1項の規定による許可を受けた建築物の工事を取りやめようとする者は、工事取止届（様式第7号）に省令第18条第2項の</p> | <p>(工事取止届)</p> <p>第13条 法第18条第1項の規定による許可を受けた建築物の工事を取りやめようとする者は、工事取止届（様式第7号）<u>の正本及び副本</u>に省令第</p> |

| | |
|---|--|
| <p>許可通知書を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>様式第2号（第7条関係） 認定しない旨の通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第5号（その1）（第10条関係） 認定を取り消す旨の通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第5号（その2）（第10条関係） 認定を取り消す旨の通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第6号（第12条関係） 許可申請取下届 [略]</p> <p>備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。</p> <p>様式第7号（第13条関係） 工事取止届 [略]</p> <p>備考 1 [略] 2 [略]</p> | <p>18条第2項の許可通知書を添えて市長に届け出なければならない。</p> <p>様式第2号（第7条関係） 認定しない旨の通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第5号（その1）（第10条関係） 認定を取り消す旨の通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第5号（その2）（第10条関係） 認定を取り消す旨の通知書 [略] さいたま市長 [略]</p> <p>様式第6号（第12条関係） 許可申請取下届 [略]</p> <p>備考 <u>1.</u> 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。 <u>2.</u> 2部提出のこと。</p> <p>様式第7号（第13条関係） 工事取止届 [略]</p> <p>備考 1 [略] <u>2.</u> 2部提出のこと。 3 [略]</p> |
|---|--|

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第47号

さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市児童相談所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(委任事務)</p> <p>第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 法第28条第1項から第3項までの規定による措置に関すること。</u></p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 法第33条の6第1項から第4項までの規定による児童自立生活援助に関すること。</u></p> <p>(18)・(19) [略]</p> <p><u>(20) 法第56条第3項の規定による報告又は書類の閲覧若しくは資料の提供の求めに関すること。</u></p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p>(27) [略]</p> <p><u>(28) 児童虐待防止法第9条の3第1項から第5項まで（第4項を除く。）の規定による臨検、捜索等に関すること。</u></p> <p>(29)・(30) [略]</p> <p><u>(31) 児童虐待防止法第13条の規定による施設入所等の措置の解除、解除に係る助言及び委託に</u></p> | <p>(委任事務)</p> <p>第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>法第28条第1項、第2項ただし書及び第4項に規定する児童虐待等の場合（法第31条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）における措置に関すること。</u></p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p><u>(17) 法第33条の6第1項の規定による日常生活上の援助等の実施及び実施の委託並びにその他の適切な援助に関すること。</u></p> <p>(18)・(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>(26) [略]</p> <p><u>(27) 児童虐待防止法第9条の3第1項及び第2項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員の臨検、捜索等に関すること。</u></p> <p><u>(28) 児童虐待防止法第9条の3第3項の規定による許可状の請求に関すること。</u></p> <p>(29)・(30) [略]</p> |

関すること。

(32) 児童虐待防止法第13条の2の規定による施設入所等の措置の解除時等の安全確認等に関すること。

(33) 児童虐待防止法第13条の5の規定による審議会への報告に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第48号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 事業 (第14条—<u>第28条</u>)</p> <p>第4章 会計 (<u>第29条—第31条</u>)</p> <p>第5章 補則 (<u>第32条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、掛金として、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「給料の月額等」という。）の1,000分の5（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を、毎月納入しなければならない。この場合において、給料の月額等が、496,000円を超えるとき又はさいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）別表第1に定める技能職給料表職務の級1級5号給の給料月額に満たないときは、それぞれ当該額をもって給料の月額等とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げる会員以外の会員 給料の月額（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第7条及び第8条の規定により算出された額並びにさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第2条、さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）第4条第1項、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に</p> | <p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 事業 (第14条—<u>第29条</u>)</p> <p>第4章 会計 (<u>第30条—第32条</u>)</p> <p>第5章 補則 (<u>第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、掛金として、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「給料の月額等」という。）の1,000分の5（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を、毎月納入しなければならない。この場合において、給料の月額等が、496,000円を超えるとき又はさいたま市技能職員の給与に関する規則（平成13年さいたま市規則第40号）別表第1に定める技能職給料表職務の級1級5号給の給料月額に満たないときは、それぞれ当該額をもって給料の月額等とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げる会員以外の会員 給料の月額（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第7条及び第8条の規定により算出された額並びにさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条、<u>さいたま市長等の給与の特例に関する条例（令和5年さいたま市条例第45号）の規定の適用を受ける場合は、その適用を受けたもの</u>）、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第2条、さいたま市技能職員の</p> |

関する条例第2条第1項（さいたま市技能職員の給与に関する規則第7条第1項及びさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第28条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）第2条第2項の給料の月額をいう。）

2～6 [略]

（給付の種類）

第15条 前条に規定する給付事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

（葬祭料）

第23条 会員の親族（配偶者等及びその親族を含む。）が死亡した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める葬祭料を給付する。

(1)・(2) [略]

(3) 会員又は配偶者等の父母（養父母があるときは養父母に限る。） 30,000円

(4) [略]

（弔慰金）

第24条 会員であった者が在職中に死亡したときは、弔慰金として30万円を給付する。

（ワーク・ライフ・バランス支援給付金）

第27条 会員がレクリエーション、自己啓発活動、宿泊施設（理事長が別に定める宿泊を伴わない施設を含む。）の利用その他のワーク・ライフ・バランスの実現に資する活動を行ったときは、各事業年度につき、会員1人当たり13,000円を限度とし、ワーク・ライフ・バランス支援給付金を給付する。

第28条 [略]

給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第43号）第4条第1項、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第1項（さいたま市技能職員の給与に関する規則第7条第1項及びさいたま市水道局企業職員の給与に関する規程第28条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）第2条第2項の給料の月額をいう。）

2～6 [略]

（給付の種類）

第15条 前条に規定する給付事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 宿泊施設等利用給付金

(9) [略]

(10) [略]

（葬祭料）

第23条 会員の親族（配偶者等及びその親族を含む。）が死亡した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める葬祭料を給付する。

(1)・(2) [略]

(3) 会員又は配偶者等の父母（養父母があるときは養父母に限る。） 45,000円

(4) [略]

（弔慰金）

第24条 会員であった者が在職中に死亡したときは、弔慰金として50万円を給付する。

（宿泊施設等利用給付金）

第27条 会員が宿泊施設（理事長が別に定める宿泊を伴わない施設を含む。）を利用したときは、各事業年度につき、会員1人当たり1万円を限度とし、宿泊施設利用給付金を給付する。

（ワーク・ライフ・バランス支援給付金）

第28条 会員がレクリエーション、自己啓発活動その他のワーク・ライフ・バランスの実現に資する活動を行ったときは、各事業年度につき、会員1人当たり8,000円を限度とし、ワーク・ライフ・バランス支援給付金を給付する。

第29条 [略]

| | |
|-----------------|-----------------|
| <u>第29条</u> [略] | <u>第30条</u> [略] |
| <u>第30条</u> [略] | <u>第31条</u> [略] |
| <u>第31条</u> [略] | <u>第32条</u> [略] |
| <u>第32条</u> [略] | <u>第33条</u> [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員互助会条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後のレクリエーション、自己啓発活動、宿泊施設（理事長が別に定める宿泊を伴わない施設を含む。）の利用その他のワーク・ライフ・バランスの実現に資する活動（以下「レクリエーション等」という。）に係る給付について適用し、同日前のレクリエーション等に係る給付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第23条及び第24条の規定は、この規則の施行の日以後の死亡に係る給付について適用し、同日前の死亡に係る給付については、なお従前の例による。

さいたま市規則第49号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(期末手当又は勤勉手当の支給制限)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、第18条第1項及び第19条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当又は勤勉手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当又は勤勉手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第23条 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、給与条例の適用を受ける常勤職員の例により、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪につ</p> | <p style="text-align: center;">(期末手当又は勤勉手当の支給制限)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、第18条第1項及び第19条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当又は勤勉手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当又は勤勉手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第23条 任命権者は、支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、給与条例の適用を受ける常勤職員の例により、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪につ</p> |

いて拘禁刑以上の刑が定められているもの
に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）
第6編に規定する略式手続によるものを除く。
）をされ、その判決が確定していない場合
(2) [略]

いて禁錮以上の刑が定められているもの
に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6
編に規定する略式手続によるものを除く。）を
され、その判決が確定していない場合
(2) [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につ
き起訴をされた者は、この規則による改正後のさいたま市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例施行規則第23条第1号の規定の適用については、拘
禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

さいたま市規則第50号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|-----------|------------|---------------------------------|----|-----|----|-----------|------------|---|----|-----|----|
| 別表（第2条関係） | | | | | | 別表（第2条関係） | | | | | |
| 種類 | 業務内容 | 対象者 | 基準 | 支給額 | 備考 | 種類 | 業務内容 | 対象者 | 基準 | 支給額 | 備考 |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| 清掃業務手当 | [略] | [略] | | [略] | | 清掃業務手当 | [略] | [略] | | [略] | |
| | 廃棄物処理施設の業務 | クリーンセンター大崎、西部環境センター及び環境施設管理課の職員 | | [略] | | | 廃棄物処理施設の業務 | クリーンセンター大崎、 <u>東部環境センター</u> 、西部環境センター及び環境施設管理課の職員 | | [略] | |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| 備考 [略] | | | | | | 備考 [略] | | | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第51号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（平成26年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（条例第16条第4項の規則で定める事業）</p> <p>第9条の2 条例第16条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第22条 受給資格者又は条例第16条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、<u>同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、</u>条例第16条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退</p> | <p style="text-align: center;">（条例第16条第4項の規則で定める事業）</p> <p>第9条の2 条例第16条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの</p> <p>(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）</p> <p>第22条 受給資格者又は条例第16条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては<u>就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手</u></p> |

職手当支給申請書（様式第21号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えてもとの任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第16条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第25号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えてもとの任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第18号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| <u>様式第18号</u> （第22条関係） [略] | <u>様式第19号</u> （第22条関係） [略] |
| <u>様式第19号</u> （第22条関係） [略] | <u>様式第20号</u> （第22条関係） [略] |
| <u>様式第20号</u> （第22条関係） [略] | <u>様式第21号</u> （第22条関係） [略] |
| <u>様式第21号</u> （第22条関係） [略] | <u>様式第22号</u> （第22条関係） [略] |

様式第22号 (第22条関係)
[略]

様式第23号 (第22条関係)
[略]

様式第24号 (第22条関係)
[略]

様式第23号 (第22条関係)
[略]

様式第24号 (第22条関係)
[略]

様式第25号 (第22条関係)
[略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市職員の退職手当の支給制限等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の退職手当の支給制限等に関する規則（平成22年さいたま市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>様式第2号（その1）（裏）（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>（支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。） (3) 〔略〕 </div> <p>備考 〔略〕</p> | <p>様式第2号（その1）（裏）（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>（支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。） (3) 〔略〕 </div> <p>備考 〔略〕</p> |
| <p>様式第2号（その2）（裏）（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>（支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第3号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上 </div> | <p>様式第2号（その2）（裏）（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>（支払差止処分の取消し） この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第3号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 〔略〕 (2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の </div> |

の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

様式第2号(その3)(裏)(第3条関係)

[略]

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第3号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

(1) [略]

(2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

様式第2号(その3)(裏)(第3条関係)

[略]

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次の各号のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、第3号に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。

(1) [略]

(2) この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び前号に掲げる場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、さいたま市教職員退職手当条例第28条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日の翌日から起算して6箇月を経過した場合

(3)・(4) [略]

備考 [略]

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市規則第53号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------|--|--------------|---|
| 別表第1（第16条関係） | | 別表第1（第16条関係） | |
| 費目等 | 様式の区分 | 費目等 | 様式の区分 |
| [略] | | [略] | |
| 委託料 | △ 法令に基づく施設入所委託料、診療報酬審査支払委託料、妊産婦健康診査委託料、介護認定調査委託料、介護報酬審査支払委託料及び <u>予防接種委託料</u> ◎ | 委託料 | △ 法令に基づく施設入所委託料、診療報酬審査支払委託料、妊産婦健康診査委託料、介護認定調査委託料、介護報酬審査支払委託料、 <u>予防接種に係る委託料及び風しんの追加的対策に係る風しん抗体検査等委託料</u> ◎ |
| [略] | | [略] | |
| 備考 [略] | | 備考 [略] | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 様式第1号（第6条関係） 診 断 書 | 様式第1号（第6条関係） 診 断 書 |
| [略] | [略] |
| 上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 年 月 日 医療機関の所在地 名 称 診療担当者 氏 名 | 上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局 番 年 月 日 医療機関の所在地 名 称 診療担当者 氏 名 [㊟] |

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第7条関係)

災害援護資金借入申込書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

借入申込者
連帯保証人

次のとおり、災害援護資金を借り入れたく申し込みます。

| | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|---|------------|----------------------------|---------|----------|
| 受付日 | 受付番号 | | 受付者 | 貸付番号 | | |
| 被災日時 | 年 月 日 時 | | 災害名 | | | |
| 被害の種類 | 1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害 | | 被害場所 | | | |
| 返す方法 | 1 年賦 2 半年賦 3 月賦 | | いつまでに返せますか | 年 月(回) | | |
| 借入申込者について | フリガナ氏名 | フリガナ現住所 | | 個人番号 | 年月日生(歳) | |
| | フリガナ現住所 | (方) | | 郵便番号 | 電話番号 | |
| | 職業 | 勤務先の名称と所在地 | | | | |
| | 氏名 | 世帯主と続柄 | 年齢 | 健否 | 職業 | 収入(月収) 円 |
| 世帯の状況と収入 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 収入合計 | | 円 | | 支出合計 円 | | |
| 資産の状況 | 土地 | (1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ² | 住居の状況 | (1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居 | | |
| | 建物 | (1)自宅 m ² (2)その他 m ² | 生活保護 | 年月日から受給(生住教医) | | |
| | 負債 | (内容) (金額) 円 | | | | |
| 連帯保証人 | 氏名 | | 男・女 | | 年月日生(歳) | |
| | 現住所 | | | | | |
| 証人 | 職業 | | 月収 円 | 申込者との関係 | 家族数 人 | |
| | 土地 | (1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ² | 勤務先 | 名称 | | |
| | 建物 | (1)自宅 m ² (2)その他 m ² | 所在地 電話 | | | |
| この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況 | | | | (状況) (有・無) | | |
| この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無 | | | | (有・無) | | |

| | | | | | | | |
|--------|-----------|-------|------------|-------|----|------------|-----|
| 資金の用途 | 資金の使い方総額 | 円 | 資金の内訳 | 合計 | 円 | | |
| | に | 円 | 災害援護資金で | | 円 | | |
| | に | 円 | 手持資金で | | 円 | | |
| | に | 円 | その他()で | | 円 | | |
| | に | 円 | | | | | |
| 被害者の状況 | 被災時の具体的状況 | | | | 負傷 | 全治 箇月 | |
| | 住居の被害 | (1)全壊 | | (2)半壊 | | | |
| | | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 | 品名 | 現在購入に要する費用 | 被害額 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | 合計 | |

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------------------------|------|--|------|---------------------------------|---|--|----|
| 様式第13号（第16条関係） 災害援護資金償還免除申請書 | | | | 様式第13号（第16条関係） 災害援護資金償還免除申請書 | | | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 借受人又はその相 続人 | フリガナ | | 個人番号 | | | | |
| | 氏名 | | 男・女 | | 年 | | 日生 |
| | [略] | | | | | | |
| 保証人 | フリガナ | | 個人番号 | | | | |
| | 氏名 | | 男・女 | | 年 | | 日生 |
| | [略] | | | | | | |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第55号

さいたま市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市老人福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第126号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 別表（第11条関係） (1) 養護老人ホーム被措置者又は養護委託による被措置者費用徴収基準 [略] 備考 [略] (2) 扶養義務者費用徴収基準 [略] 備考 1・2 [略] 3 「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1)・(2) [略] 4～6 [略] | 別表（第11条関係） (1) 養護老人ホーム被措置者又は養護委託による被措置者費用徴収基準 [略] 備考 [略] (2) 扶養義務者費用徴収基準 [略] 備考 1・2 [略] 3 「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項及び第13条の2第1項から第6項まで</u> 4～6 [略] |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第56号

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成15年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 様式第28号（第12条関係） [略] 年金支給停止事由発生・消滅届 | | 様式第28号（第12条関係） [略] 年金支給停止事由発生・消滅届 | |
| [略] | | [略] | |
| 支給停止事由発生の内容 | 1 [略] 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。 3 [略] | 支給停止事由発生の内容 | 1 [略] 2 心身障害者が <u>懲役・禁錮の刑</u> に処せられ、刑の執行を受けている。 3 [略] |
| 支給停止事由消滅の内容 | 1 [略] 2 心身障害者が <u>拘禁刑</u> の執行を解かれた。 3 [略] | 支給停止事由消滅の内容 | 1 [略] 2 心身障害者が <u>懲役・禁錮の刑</u> の執行を解かれた。 3 [略] |
| [略] | | [略] | |

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市規則第57号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------------|-----------------|---------------------|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 別表（第2条、第4条関係） | | | 別表（第2条、第4条関係） | | |
| 使用料等の名称 | 減額又は免除の区分及びその内容 | | 使用料等の名称 | 減額又は免除の区分及びその内容 | |
| | 区分 | 内容 | | 区分 | 内容 |
| [略] | | | [略] | | |
| さいたま市健康福祉センター西楽園の使用料等 | | | さいたま市老人福祉センター東楽園の使用料等 | 免除 | |
| [略] | | | [略] | | |
| さいたま市健康福祉センター東楽園の使用料等 | 減額 | 左記使用料等の額の2分の1に相当する額 | さいたま市健康福祉センター西楽園の使用料等 | [略] | |
| [略] | | | [略] | | |
| [略] | | | さいたま市宮桜木駐車場の使用料等 | 減額 | 左記使用料等の額の2分の1に相当する額 |
| [略] | | | [略] | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第58号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(一時保護児童の所持物の売却の方法)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記載して、<u>14日間さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第4号）第2条第2項に規定する市のホームページに設置した掲示場への掲示の方法により掲示するものとする。ただし、特別の事由があるときは、14日間さいたま市役所掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。</u></p> <p>(一時保護児童の所持物の返還の公告)</p> <p>第18条 法第33条の2の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、<u>14日間さいたま市公告式条例第2条第2項に規定する市のホームページに設置した掲示場への掲示の方法により掲示するものとする。ただし、特別の事由があるときは、14日間さいたま市役所掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>貴重と認められる物については、さいたま市報に掲載して公告するものとする。</u></p> | <p>(一時保護児童の所持物の売却の方法)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の規定による公告は、競売に付する物の名称、種類、数量及び形状、担当職員の氏名、競売の場所及び日時その他必要な事項を記載して、<u>7日間当該児童相談所又は最寄りの掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(一時保護児童の所持物の返還の公告)</p> <p>第18条 法第33条の2第4項の規定による公告は、物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、<u>14日間当該児童相談所又は最寄りの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、さいたま市報に掲載して行うものとする。</u></p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第59号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成13年さいたま市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|--|---------------|---|
| 別表（第2条、第4条関係） | | 別表（第2条、第4条関係） | |
| 階層区分 | 指導料 (月額) | 階層区分 | 指導料 (月額) |
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） <u>、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯</u> | A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） <u>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</u> |
| [略] | | [略] | |
| 備考 1・2 [略] 3 この表において「 <u>里親等</u> 」とは、 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親をいう。</u> | | 備考 1・2 [略] | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第60号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災が生じた日に特定被災区域（同条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所を有していた納税義務者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった区域若しくは同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長若しくは都道府県知事に対して行った住民の避難に関する指示の対象となった区域であるため避難を行った世帯又は特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯に属する納税義務者に限る。）に係る国民健康保険税を減免するときは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる国民健康保険税について、同表右欄に定める割合によるものとする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。</p> |

| 納税義務者の区分 | 減免の対象となる国民健康保険税 | 減免の割合 |
|--|-----------------|-------|
| 1 次項に掲げる者以外の者 | [略] | [略] |
| 2 平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯並びに令和4年度及び令和5年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円以下のもの | [略] | [略] |

| 納税義務者の区分 | 減免の対象となる国民健康保険税 | 減免の割合 |
|--|-----------------|-------|
| 1 次項及び第3項に掲げる者以外の者 | [略] | [略] |
| 2 <u>平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、</u> 平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯並びに令和4年度及び令和5年度に指定を解除された特定復興再生拠点区域に居住しているため避難を行った世帯に属する者であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年 | [略] | [略] |

| | | | | | |
|---|-----|---|--|---|---|
| | | | <p>基準所得合算額 という。)が60 0万円以下のもの 3 <u>令和5年4月2</u> <u>日以降令和5年度</u> <u>に指定を解除され</u> <u>た特定復興再生拠</u> <u>点区域に居住して</u> <u>いるため避難を行</u> <u>った世帯に属する</u> <u>者であって、当該</u> <u>世帯に属する国民</u> <u>健康保険の被保険</u> <u>者に係る前年基準</u> <u>所得合算額が60</u> <u>0万円を超えるも</u> <u>の</u></p> | <p><u>令和7年3</u> <u>月31日ま</u> <u>でに納期限</u> <u>が到来する</u> <u>ものうち、</u> <u>令和6年4</u> <u>月分から9</u> <u>月分までに</u> <u>相当する月</u> <u>割算定額</u></p> | <p>所得割額 及び均等 割額の合 計額の1 <u>00分の</u> <u>100</u></p> |
| 5 | [略] | 5 | [略] | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第61号

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (公表) 第3条 条例第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる <u>いずれか</u> の方法により行うものとする。 (1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例により</u> 掲示する方法 <u>(2) 前号</u> に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法 | (公表) 第3条 条例第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する</u> 掲示場に掲示する方法 <u>(2) インターネット</u> を利用する方法 <u>(3) 前2号</u> に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法 |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第62号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p>内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 <u>血液内科</u> 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター スポーツ医学総合センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 <u>血液内科</u> 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p> | <p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p>内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター スポーツ医学総合センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p> |

(1)～(5) [略]
[略]

(職員)

第5条 [略]

2～16 [略]

17 看護部に副看護部長、副看護師長、調整幹、
専門幹、参与、主幹、臨床指導員又は主査を置く
ことができる。

18～23 [略]

別表第2 (第13条関係)

| | | |
|---------------|-------------------|--------|
| [略] | | |
| 予防 接種 料 | [略] | |
| | 带状疱疹ワクチン | [略] |
| | RSウイルスワクチン | 5,000円 |
| | 新型コロナウイルスワ クチン | 5,000円 |
| [略] | | |

備考 [略]

別表第3 (第14条関係)

| | | |
|-----|----------------------|------------------|
| 診断書 | [略] | |
| | 自動車損害賠償責任 保険診断書 | 1通につき 5, 000円 |
| | [略] | |
| 証明書 | [略] | |
| | 自動車損害賠償責任 保険診療証明書 | 1通につき 5, 000円 |
| | [略] | |

様式第2号 (第8条関係)

誓約書

私は、さいたま市立病院へ入院するに当たり、次
の事項を守ることを誓約いたします。

1 [略]

2 入院費等は、期日までにお支払いします。

3 [略]

[略]

(1)～(5) [略]
[略]

(職員)

第5条 [略]

2～16 [略]

17 看護部に副看護部長、副看護師長、調整幹、
専門幹、主幹、臨床指導員又は主査を置くことが
できる。

18～23 [略]

別表第2 (第13条関係)

| | | |
|---------------|----------|-----|
| [略] | | |
| 予防 接種 料 | [略] | |
| | 带状疱疹ワクチン | [略] |
| | | |
| [略] | | |

備考 [略]

別表第3 (第14条関係)

| | | |
|-----|----------------------|------------------|
| 診断書 | [略] | |
| | 自動車損害賠償責任 保険診断書 | 1通につき 3, 000円 |
| | [略] | |
| 証明書 | [略] | |
| | 自動車損害賠償責任 保険診療証明書 | 1通につき 3, 000円 |
| | [略] | |

様式第2号 (第8条関係) (その1)

誓約書

私は、さいたま市立病院へ入院するに当たり、次
の事項を守ることを連帯保証人とともに誓約いたし
ます。

1 [略]

2 入院費等は、期日までにお支払いします。また、
延滞した場合は患者又は連帯保証人が遅滞なくお
支払い(連帯保証人にとっては、極度額30万円
の範囲内に限る。)します。

3 [略]

[略]

フリガナ
連帯保証人 氏名 職業
(自署)

住所 続柄

連絡先

[略]

[略]

(注)

- 1 連帯保証人は、入院患者とは別世帯の独立した生計を営む成年者で、原則としてさいたま市内に住所を有するものとする。
- 2 連帯保証人欄は、連帯保証人自身が自署すること。

様式第2号（第8条関係）（その2）

誓約書

私は、さいたま市立病院へ入院するに当たり、次の事項を守ることを連帯保証人とともに誓約いたします。

- 1 入院中は、入院についての規律及び療養上の指示を守ります。
- 2 入院費等は、期日までにお支払いします。また、延滞した場合は患者又は連帯保証人が遅滞なくお支払い（連帯保証人にあつては、極度額70万円の範囲内に限る。）します。
- 3 貸与品、備品等を紛失、破損、汚損等した場合は、貴院の指示に従い弁償金を支払います。

記載日： 年 月 日

入院日： 年 月 日

フリガナ

患 者 氏 名 職 業

住 所 患者番号

フリガナ

保 護 者 氏 名 職 業

（患者が未成年のとき）住 所 続 柄

フリガナ

連帯保証人 氏 名 職 業

（自署）

住 所 続 柄

連絡先

（宛先）さいたま市立病院長

(注)

- 1 連帯保証人は、入院患者とは別世帯の独立した生計を営む成年者で、原則としてさいたま市内に住所を有するものとする。
- 2 連帯保証人欄は、連帯保証人自身が自署すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市立病院管理規則別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の交付に係る手数料について適用し、同日前の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市規則第63号

さいたま市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市災害救助法施行細則（令和2年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>様式第1号（その1）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> | <p>様式第1号（その1）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> |
| <p>様式第1号（その2）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> | <p>様式第1号（その2）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> |
| <p>様式第1号（その3）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> | <p>様式第1号（その3）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> |
| <p>様式第1号（その4）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> | <p>様式第1号（その4）（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">公用令書（保管等）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> |

様式第2号(第3条関係)

[略]

公用変更令書(保管等)

[略]

氏名(名称)

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

公用変更令書(保管等)

[略]

氏名(名称)

[略]

㊞

様式第3号(第3条関係)

[略]

公用取消令書(保管等)

[略]

氏名(名称)

[略]

様式第3号(第3条関係)

[略]

公用取消令書(保管等)

[略]

氏名(名称)

[略]

㊞

様式第5号(第5条関係)

| | |
|------------|-------|
| 受領調書 | |
| [略] | |
| さいたま市職員 | |
| | 受領者氏名 |
| 物資所有者(占有者) | |
| | 立会人氏名 |
| [略] | |

様式第5号(第5条関係)

| | |
|------------|-------|
| 受領調書 | |
| [略] | |
| さいたま市職員 | |
| | 受領者氏名 |
| 物資所有者(占有者) | |
| | 立会人氏名 |
| [略] | |

様式第6号(第6条関係)

[略]

損失補償請求書

[略]

氏名(名称)

[略]

様式第6号(第6条関係)

[略]

損失補償請求書

[略]

氏名(名称)

[略]

㊞

様式第7号(第7条関係)

(表)

[略]

公用令書(従事)

[略]

氏名(名称)

[略]

(裏)

[略]

1~3 [略]

4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第32条第1号の規定により、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第7号(第7条関係)

(表)

[略]

公用令書(従事)

[略]

氏名(名称)

[略]

(裏)

[略]

1~3 [略]

4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第32条第1号の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第8号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

| | |
|--|--|
| <p>[略]</p> <p>公用取消令書（従事）</p> <p>[略]</p> <p>氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>実費弁償請求書</p> <p>[略]</p> <p>氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第13条関係）</p> <p>災害救助法による 療養・休業・障害 扶助金支給 遺族・葬祭・打切 申請書</p> <p>[略]</p> <p>氏 名（名 称）</p> <p>[略]</p> | <p>[略]</p> <p>公用取消令書（従事）</p> <p>[略]</p> <p>氏 名（名 称） ㊞</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>実費弁償請求書</p> <p>[略]</p> <p>氏 名（名 称） ㊞</p> <p>[略]</p> <p>様式第12号（第13条関係）</p> <p>災害救助法による 療養・休業・障害 扶助金支給 遺族・葬祭・打切 申請書</p> <p>[略]</p> <p>氏 名（名 称） ㊞</p> <p>[略]</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第7号の改正（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市規則第64号

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮区役所駐車場条例施行規則（平成30年さいたま市規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | |
|--|-----|---------------------|--------------------------|-----|-----|--|-----|---------------------|-----|---------------------|-----|
| <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="169 927 778 1155"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>福祉局障害福祉部障害者更生相談センター</td></tr><tr><td><u>都市局都市計画部北部都市計画指導課</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> | [略] | 福祉局障害福祉部障害者更生相談センター | <u>都市局都市計画部北部都市計画指導課</u> | [略] | [略] | <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="836 927 1445 1155"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>福祉局障害福祉部障害者更生相談センター</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td><u>都市局北部都市計画事務所</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> | [略] | 福祉局障害福祉部障害者更生相談センター | [略] | <u>都市局北部都市計画事務所</u> | [略] |
| [略] | | | | | | | | | | | |
| 福祉局障害福祉部障害者更生相談センター | | | | | | | | | | | |
| <u>都市局都市計画部北部都市計画指導課</u> | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | |
| 福祉局障害福祉部障害者更生相談センター | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | |
| <u>都市局北部都市計画事務所</u> | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第65号

さいたま市盆栽四季の家条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市盆栽四季の家条例施行規則（平成13年さいたま市規則第169号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----------|-----|------|----------------------|-----------|-----|------|--|
| 別表（第6条関係） | | | | 別表（第6条関係） | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 | 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 拡声装置 | [略] | | <u>ワイヤレスマイク</u> を含む。 | 拡声装置 | [略] | | <u>レコードプレーヤー</u> 、 <u>マイク</u> 及び <u>カセットプレーヤー</u> を含む。 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 備考 | [略] | | | 備考 | [略] | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第66号

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市文化会館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第171号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|-----|-----|------|------|--|-------------------|-----|-----|--------|------|-----|
| 別表（第6条関係） | | | | | 別表（第6条関係） | | | | | | |
| 1 文化センター | | | | | 1 文化センター | | | | | | |
| (1) [略] | | | | | (1) [略] | | | | | | |
| (2) リハーサル室、練習室、集会室、和室、茶室、多目的ホール及び展示室の附属設備の利用料金 | | | | | (2) リハーサル室、練習室、集会室、和室、茶室、多目的ホール及び展示室の附属設備の利用料金 | | | | | | |
| 名称 | | 単位 | 利用料金 | | 備考 | 名称 | | 単位 | 利用料金 | | 備考 |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| 集会室 ・和室 ・茶室 | [略] | [略] | [略] | | [略] | 集会室 ・和室 ・茶室 | [略] | [略] | [略] | | [略] |
| [略] | | | | | | スクリーン | | 1台 | 200円 | | 移動型 |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| (3) その他の附属設備の利用料金 | | | | | (3) その他の附属設備の利用料金 | | | | | | |
| 名称 | | 単位 | 利用料金 | | 備考 | 名称 | | 単位 | 利用料金 | | 備考 |
| [略] | | [略] | [略] | | [略] | [略] | | [略] | [略] | | [略] |
| CDプレーヤー スクリーン | | 1台 | 200円 | | 移動型 | CDプレーヤー | | | | | |
| 備考 [略] | | | | | 備考 [略] | | | | | | |
| 2 市民会館おおみや | | | | | 2 市民会館おおみや | | | | | | |
| (1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金 | | | | | (1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金 | | | | | | |
| 名称 | | 単位 | 利用料金 | | 備考 | 名称 | | 単位 | 利用料金 | | 備考 |
| [略] | | | 大ホール | 小ホール | | [略] | | | 大ホール | 小ホール | |
| 舞台設備 | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | 舞台設備 | [略] | [略] | 1,100円 | 二 | [略] |
| [略] | | | | | | スモークマシン | | 1台 | 1,100円 | | 二 |

| [略] | | | |
|---------------------|-----|---------|-----|
| (2)・(3) [略] | | | |
| 備考 [略] | | | |
| 3 市民会館いわつき | | | |
| (1) ホールの附属設備の利用料金 | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| [略] | | | |
| 音響設備 | [略] | [略] | [略] |
| カセットテープレコーダー | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| その他 | [略] | [略] | [略] |
| 空調料 (送風) | [略] | [略] | [略] |
| 空調料 (暖房) | [略] | 7,850 円 | [略] |
| 空調料 (冷房) | [略] | 8,900 円 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (2) ホール以外の附属設備の利用料金 | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (3) その他の附属設備の利用料金 | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| プロジェクター | 1 台 | 570 円 | |
| スクリーン | 1 台 | 200 円 | 移動型 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 [略] | | | |

| [略] | | | |
|---------------------|-----|---------|-----|
| (2)・(3) [略] | | | |
| 備考 [略] | | | |
| 3 市民会館いわつき | | | |
| (1) ホールの附属設備の利用料金 | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| [略] | | | |
| 音響設備 | [略] | [略] | [略] |
| カセットテープレコーダーA | [略] | [略] | [略] |
| [略] | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| その他 | [略] | [略] | [略] |
| 空調料 | [略] | [略] | [略] |
| 空調料 (暖房) | [略] | 3,140 円 | [略] |
| 空調料 (冷房) | [略] | 4,190 円 | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| (2) ホール以外の附属設備の利用料金 | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 | 備考 |
| プロジェクター | 1 台 | 570 円 | |
| スクリーン | 1 台 | 200 円 | 移動型 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 備考 [略] | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第67号

さいたま市伝統文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市伝統文化施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第173号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|----------------------|-----|-----------------|-----|----------------------|-----|-----------------|-----|
| 別表（第6条関係） | | | | 別表（第6条関係） | | | |
| (1) [略] | | | | (1) [略] | | | |
| (2) 氷川の杜文化館の附属設備利用料金 | | | | (2) 氷川の杜文化館の附属設備利用料金 | | | |
| 名称 | 単位 | 利用料金 (1回につき) | 備考 | 名称 | 単位 | 利用料金 (1回につき) | 備考 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| <u>拡声装置</u> | | | | <u>ワイヤレスセット</u> | | | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| <u>プロジェクター</u> | | | | <u>ビデオプロジェクター</u> | | | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第68号

さいたま市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市体育館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | | |
|-------------|-----|-----|----------|-------------|----|--|----|----------|----|
| 別表第2（第5条関係） | | | | 別表第2（第5条関係） | | | | | |
| 1 〔略〕 | | | | 1 〔略〕 | | | | | |
| 2 大宮体育館 | | | | 2 大宮体育館 | | | | | |
| 種別 | | 単位 | 額（1回につき） | 摘要 | 種別 | | 単位 | 額（1回につき） | 摘要 |
| 〔略〕 | | | | 〔略〕 | | | | | |
| フロアシート | | 〔略〕 | | フロアシート | | | | 〔略〕 | |
| 空調設備 | 競技場 | 1時間 | 2,800円 | | | | | | |
| 備考 〔略〕 | | | | 備考 〔略〕 | | | | | |
| 3～5 〔略〕 | | | | 3～5 〔略〕 | | | | | |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市体育館条例施行規則別表第2の2 大宮体育館の表空調設備の項の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

さいたま市規則第69号

さいたま市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------|--|--|----|
| 別表第2（第7条関係） | | 別表第2（第7条関係） | |
| 1 条例第6条の許可の基準 | | 1 条例第6条の許可の基準 | |
| 広告物の種類 | 基準 | 広告物の種類 | 基準 |
| [略] | | [略] | |
| 建造物から独立した公告 | <p>市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院、埼玉県知事が指定した災害拠点病院又は救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定による告示を受けた救急病院若しくは救急診療所の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合</p> <p>(2) [略]</p> | <p>建造物から独立した公告</p> <p>市街化区域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合</p> <p>(2) [略]</p> | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）</p> | <p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院、<u>埼玉県知事が指定した災害拠点病院又は救急病院等を定める省令第2条第1項の規定による告示を受けた救急病院若しくは救急診療所の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合</u></p> <p>(2) [略]</p> | <p>市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）</p> | <p>1・2 [略]</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 医療法第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合</p> <p>(2) [略]</p> |
| <p>[略]</p> | <p>[略]</p> | | |
| <p>2～4 [略]</p> | <p>2～4 [略]</p> | | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第70号

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------|-----|----|--|---------------|-----|----|---|
| 別表（第2条関係） | | | | 別表（第2条関係） | | | |
| (1) 男性消防吏員の服制 | | | | (1) 男性消防吏員の服制 | | | |
| 品名 | 区分 | 摘要 | | 品名 | 区分 | 摘要 | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 冬服 | [略] | | | 冬服 | [略] | | |
| | バンド | 製式 | <u>黒色の合成繊維の織物とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。</u> 前金具の中央に消防章を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。 | | バンド | 製式 | 紺色の革製又は合成皮革製とする。 前金具の中央に消防章を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| (2) [略] | | | | (2) [略] | | | |
| (3) 消防隊の服制 | | | | (3) 消防隊の服制 | | | |
| 品名 | 区分 | 摘要 | | 品名 | 区分 | 摘要 | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 活動服 | [略] | | | 活動服 | [略] | | |
| | バンド | 製式 | <u>男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。</u> | | バンド | 製式 | 紺色の合成繊維の織物とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。 前金具の中央に消防章を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| (4) 救急隊の服制 | | | | (4) 救急隊の服制 | | | |
| 品名 | 区分 | 摘要 | | 品名 | 区分 | 摘要 | |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 冬救 | [略] | | | 冬救 | [略] | | |
| | バ | 製式 | <u>白色の合成繊維に反射糸を</u> | | バ | 製式 | <u>白の合成皮革とし、前金具</u> |

| | | |
|----|-----|---|
| 急服 | バンド | <p>入れた織物とし、その一端には、ほつれ止めの金具を付ける。</p> <p>前金具の中央に消防章を付ける。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとする。</p> |
|----|-----|---|

[略]

(5) 救助隊の服制

| 品名 | 区分 | 摘要 |
|-----|-----|---------------------|
| [略] | [略] | [略] |
| 救助服 | バンド | 男性消防吏員の服制の冬服と同様とする。 |

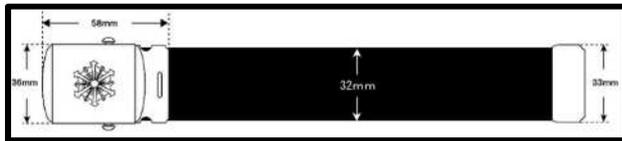
[略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

男性消防吏員

[略]

バンド
製式



[略]

消防隊

[略]

[略]

救急隊

[略]

冬救急服（バンド）
製式

| | | |
|----|-----|---|
| 急服 | バンド | <p>の色は、銀色とする。</p> <p>形状及び寸法は、図のとおりとし、<u>図中斜線部分に白の反射テープを付ける。</u></p> <p>形状及び寸法は、<u>図のとおりとする。</u></p> |
|----|-----|---|

[略]

(5) 救助隊の服制

| 品名 | 区分 | 摘要 |
|-----|-----|-------------------|
| [略] | [略] | [略] |
| 救助服 | バンド | 消防隊の服制の活動服と同様とする。 |

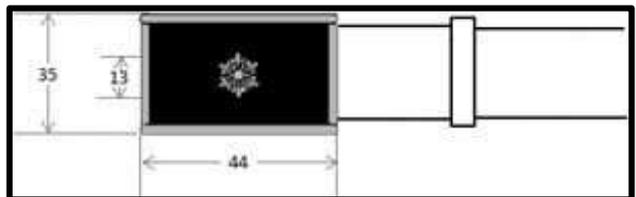
[略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

男性消防吏員

[略]

バンド
製式

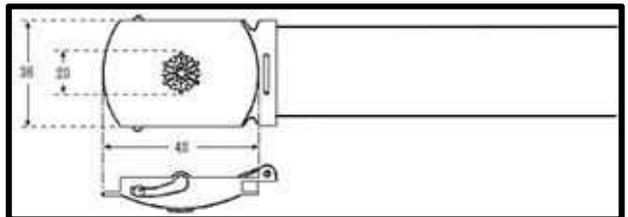


[略]

消防隊

[略]

バンド
製式

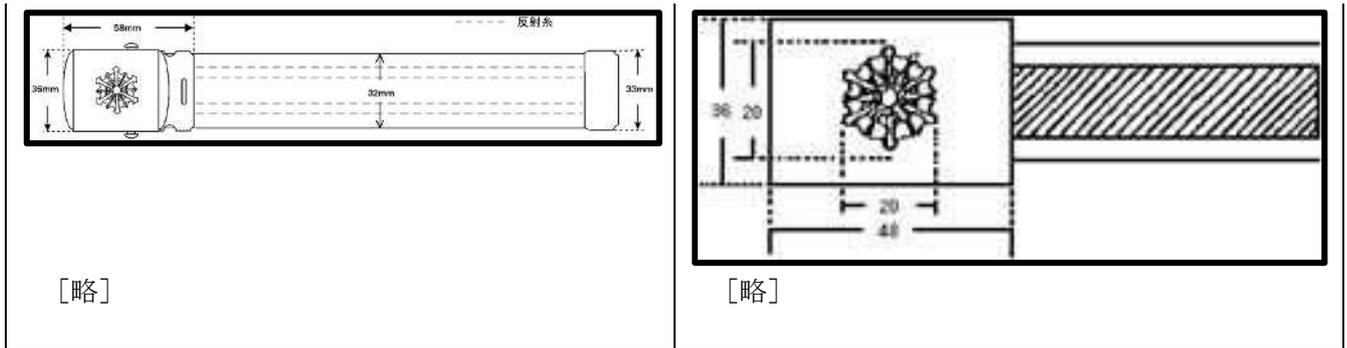


[略]

救急隊

[略]

冬救急服（バンド）
製式



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づくバンドについては、この規則による改正後のさいたま市消防吏員服制規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされたバンドの使用期間は、令和10年3月31日までとする。

さいたま市規則第71号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|-----|-------------|-----|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 品名 | | 品名 | |
| 使用期間 | | 使用期間 | |
| [略] | | [略] | |
| 活動服 | [略] | 活動服 | [略] |
| | ズボン | | ズボン |
| | 3年 | | 3年 |
| [略] | | [略] | |
| | | バンド | |
| | | 3年 | |
| [略] | | [略] | |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき給与されている活動服のバンドの使用については、なお従前の例による。

さいたま市規則第72号

さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則

さいたま市火災予防規則（平成13年さいたま市規則第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (公示の方法) 第2条の2 省令第1条に規定する市長が定める方法は、 <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の規定による市のホームページに設置した掲示場に掲示することとする。ただし、同項に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、同条例別表に規定する掲示場並びに消防局、消防署及び出張所に掲示することとする。</u> | (公示の方法) 第2条の2 省令第1条に規定する市長が定める方法は、 <u>次のとおりとする。</u> <u>(1) さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。</u> <u>(2) 消防局、消防署及び出張所に掲示すること。</u> <u>(3) インターネットを利用すること。</u> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第73号

さいたま市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市危険物の規制に関する規則（平成13年さいたま市規則第245号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(公示の方法) 第12条 府令第7条の5に規定する市長が定める方法は、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の規定による市のホームページに設置した掲示場に掲示することとする。ただし、同項に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、同条例別表に規定する掲示場並びに消防局、消防署及び出張所に掲示することとする。</u></p> | <p>(公示の方法) 第12条 府令第7条の5に規定する市長が定める方法は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。</u>(2) <u>消防局、消防署及び出張所に掲示すること。</u>(3) <u>インターネットを利用すること。</u> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第74号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>目次 第1章～第8章 [略] <u>第9章 削除</u> 第10章～第15章 [略] 附則</p> <p style="text-align: center;">（会計管理者等に対する通知）</p> <p>第20条 [略] 2 前項の場合において、課所長等が、同項の規定による通知に代えて会計管理者の承認を得た電子計算機による財務会計システム（以下「<u>財務会計システム</u>」という。）を用いて入力したときは、会計管理者等へ当該通知をしたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（歳入欠損の取扱い）</p> <p>第40条 課所長等は、歳入に欠損となったものがあるときは、不納欠損伺兼通知書を作成し、直ちに<u>会計管理者</u>に送付しなければならない。</p> <p><u>2 前項の場合において、課所長等が、同項の規定による送付に代えて財務会計システムを用いて入力したときは、会計管理者へ当該送付をしたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">（資金前渡）</p> <p>第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略] <u>(23) 口座振替の方法による支払が困難な場合の給付金</u></p> <p style="text-align: center;">（前渡金の精算）</p> <p>第78条 資金前渡を受けた者は、第75条第1号</p> | <p>目次 第1章～第8章 [略] <u>第9章 決算（第110条）</u> 第10章～第15章 [略] 附則</p> <p style="text-align: center;">（会計管理者等に対する通知）</p> <p>第20条 [略] 2 前項の場合において、課所長等が、同項の規定による通知に代えて会計管理者の承認を得た電子計算機による財務会計システムを用いて入力したときは、会計管理者等へ当該通知をしたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">（歳入欠損の取扱い）</p> <p>第40条 課所長等は、歳入に欠損となったものがあるときは、不納欠損伺兼通知書を作成し、直ちに<u>会計管理者等</u>に送付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡）</p> <p>第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">（前渡金の精算）</p> <p>第78条 資金前渡を受けた者は、第75条第1号</p> |

に該当する前渡金にあつては翌月10日までに、同条第2号に該当する前渡金にあつてはその支払後10日以内に証拠書類を市長に提出し、精算しなければならない。

2～4 [略]

第9章 削除

第110条 削除

(公金の徴収及び収納に関する事務の委託)

第124条 [略]

2 [略]

3 指定公金事務取扱者は、徴収した歳入及び収納した歳入等を会計管理者（会計管理者が認めた指定納付受託者又は指定公金事務取扱者を經由して会計管理者に払い込む場合を含む。）又は指定金融機関等に払い込まなければならない。この場合において、徴収及び収納した期間を記載した納入済通知書その他の書類（電磁的記録を含む。）を添えなければならない。

4・5 [略]

(公金の支出に関する事務の委託)

第125条 市長は、指定公金事務取扱者（公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を、指定公金事務取扱者が公金の支払を行う前に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、会計管理者と協議の上、指定公金事務取扱者が公金の支払を行った後において資金を交付することができる。

2 指定公金事務取扱者の資金の管理、支払及び精算については、前渡金の例による。ただし、前項ただし書の規定による場合は、この限りでない。

3 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

| 設置箇所 | 出納員となる者 | 委任事務 |
|------------------|---------|------|
| [略] | | |
| | | [略] |
| 総務局総務部アーカイブズセンター | [略] | |

に該当する前渡金にあつては翌月10日までに、同条第2号に該当する前渡金にあつてはその用件終了後10日以内に証拠書類を市長に提出し、精算しなければならない。

2～4 [略]

第9章 決算

(決算調書の作成)

第110条 課所長等は、その所管に属する歳入歳出決算事項別明細書を出納閉鎖後速やかに作成し、会計管理者に報告しなければならない。

(公金の徴収及び収納に関する事務の委託)

第124条 [略]

2 [略]

3 指定公金事務取扱者は、徴収した歳入及び収納した歳入等を指定金融機関等に払い込まなければならない。

4・5 [略]

(公金の支出に関する事務の委託)

第125条

指定公金事務取扱事務者（公金の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）の資金の管理、支払及び精算については、前渡金の例による。

2 [略]

別表第1（第6条、第9条関係）

| 設置箇所 | 出納員となる者 | 委任事務 |
|------------------|----------|------|
| [略] | | |
| 総務局総務部総務課 | 課長の職にある者 | [略] |
| 総務局総務部アーカイブズセンター | [略] | |

| | |
|--------------------------------|------------|
| [略] | |
| [略] | [略] |
| 保健衛生局健康科学研究センター保健科学課 | |
| 福祉局生活福祉部福祉総務課 | |
| 福祉局生活福祉部地域福祉推進室 | 室長の職にある者 |
| 福祉局生活福祉部国保年金課 | 課長の職にある者 |
| [略] | |
| [略] | |
| 子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課 | 課長の職にある者 |
| 子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課 | |
| 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草 | [略] [略] |
| [略] | |
| 環境局施設部西部環境センター | [略] |
| [略] | |
| [略] | |
| 都市局都市計画部都市計画課 | [略] |

| | |
|--------------------------------|----------|
| [略] | |
| [略] | [略] |
| 保健衛生局健康科学研究センター保健科学課 | |
| 保健衛生局健康科学研究センター生活科学課 | |
| 保健衛生局健康科学研究センター環境科学課 | |
| 福祉局生活福祉部福祉総務課 | |
| 福祉局生活福祉部国保年金課 | |
| [略] | |
| [略] | |
| 子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課 | 課長の職にある者 |
| 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草 | [略] |
| 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターひなぎく | |
| [略] | |
| 環境局施設部西部環境センター | [略] |
| 環境局施設部東部環境センター | |
| [略] | |
| [略] | |
| 都市局都市計画部都市計画課 | [略] |

都市局都市計画
部北部都市計画
指導課

都市局都市計画
部南部都市計画
指導課

[略]

都市局みどり公
園推進部南部公
園整備課

都市局まちづく
り推進部都市基
盤整備課

[略]

[略]

[略]

建設局建築部建
築総務課

[略]

教育委員会事務
局管理部教育財
務課

[略]

[略]

教育委員会事務
局学校教育部館
岩少年自然の家

[略]

[略]

人事委員会事務
局任用調査課

[略]

[略]

[略]

都市局みどり公
園推進部南部公
園整備課

[略]

[略]

都市局北部都市
計画事務所都市
計画指導課

[略]

都市局南部都市
計画事務所都市
計画指導課

建設局土木部河
川課

建設局建築部建
築総務課

[略]

教育委員会事務
局管理部教育財
務課

教育委員会事務
局管理部学校施
設整備課

[略]

[略]

教育委員会事務
局学校教育部館
岩少年自然の家

[略]

教育委員会に置
かれる高等学校

校長の職にある
者

[略]

選挙管理委員会
事務局選挙課

[略]

人事委員会事務
局任用調査課

[略]

別表第3（第7条、第9条関係）

| 設置箇所 | 現金取扱員となる者 | 委任事務 |
|--|-----------|------|
| 総務局総務部 アーカイブズ センター | [略] | [略] |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 福祉局生活福祉部福祉総務課 | | |
| 福祉局生活福祉部地域福祉推進室 | | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 子ども未来局 子ども家庭総合センター南部 児童相談所 | | |
| 子ども未来局 子ども家庭総合センター子ども 家庭支援課 | | |
| [略] | | |
| 子ども未来局 総合療育センターひまわり 学園療育センターさくら草 | | |
| [略] | | |
| 環境局施設部 西部環境センター | | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |

別表第3（第7条、第9条関係）

| 設置箇所 | 現金取扱員となる者 | 委任事務 |
|--|-----------|------|
| 総務局総務部 行政透明推進課 | [略] | [略] |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 福祉局生活福祉部福祉総務課 | | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |
| 子ども未来局 子ども家庭総合センター南部 児童相談所 | | |
| [略] | | |
| 子ども未来局 総合療育センターひまわり 学園療育センターさくら草 | | |
| 子ども未来局 総合療育センターひまわり 学園療育センターひなぎく | | |
| [略] | | |
| 環境局施設部 西部環境センター | | |
| 環境局施設部 東部環境センター | | |
| [略] | | |
| [略] | | |
| [略] | [略] | |

| | |
|--------------------|--|
| 教育委員会事務局学校教育部高校教育課 | |
| [略] | |

| | |
|--------------------|--|
| 教育委員会事務局学校教育部高校教育課 | |
| 教育委員会に置かれる高等学校 | |
| [略] | |

別表第6（第36条関係）

| 科目 | 口座番号 |
|---|------|
| 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、事業所税、市たばこ税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、市営霊園管理料（墓地管理料）、介護保険料、放課後児童クラブ指導料、市営住宅等使用料、市営住宅等駐車場使用料、学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金及び財務会計システムを用いて納入通知書又は納付書を作成する科目 | [略] |

別表第6（第36条関係）

| 科目 | 口座番号 |
|---|------|
| 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）、事業所税、市たばこ税、国民健康保険税、保育料、後期高齢者医療保険料、市営霊園管理料（墓地管理料）、介護保険料、放課後児童クラブ指導料、学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金 | [略] |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第6の改正（「及び財務会計システムを用いて納入通知書又は納付書を作成する科目」を加える部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

さいたま市規則第75号

さいたま市契約規則の一部を改正する規則

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（入札参加者の資格）</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 市長は、前項に規定する資格を定めたときは、さいたま市契約公報若しくは新聞への掲載又は<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例による掲示</u>その他の方法により公示しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（入札の公告）</p> <p>第3条 令第167条の6第1項に規定する公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに、さいたま市契約公報若しくは新聞への掲載又は<u>さいたま市公告式条例第2条第2項の例による掲示</u>その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日前までに短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（随意契約によることができる額）</p> <p>第20条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>300万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>150万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>100万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け <u>50万円</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u></p> | <p style="text-align: center;">（入札参加者の資格）</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 市長は、前項に規定する資格を定めたときは、さいたま市契約公報若しくは新聞への掲載又は<u>掲示場への掲示</u>その他の方法により公示しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">（入札の公告）</p> <p>第3条 令第167条の6第1項に規定する公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに、さいたま市契約公報若しくは新聞への掲載又は<u>掲示場への掲示</u>その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日前までに短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（随意契約によることができる額）</p> <p>第20条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>160万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>(5) 物件の貸付け <u>30万円</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第76号

さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2</u> 前項の公告は、さいたま市契約公報により行うものとする</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p>第6条 市長は、特定調達契約について指名競争入札に付そうとするときは、特例政令第7条第1項の規定による公示を前条第1項及び第2項の規定の例によりしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、第1項の公示の日以後に行うものとする。この場合において、当該通知は、前条第1項に規定する期間内に行われなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2</u> 一連の調達契約のうち最初の契約に係る前項の公告において、当該最初の契約以外の契約に係る同項の公告を、その入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を記載した場合は、当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、同項中「40日前」を「24日前」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p><u>3</u> 第1項の公告は、さいたま市契約公報により行うものとする</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p>第6条 市長は、特定調達契約について指名競争入札に付そうとするときは、特例政令第7条第1項の規定による公示を前条第1項から第3項までの規定の例によりしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、第1項の公示の日以後に行うものとする。この場合において、当該通知は、前条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する期間内に行われなければならない。</p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第77号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則等の一部を改正する規則

第1条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|--|-------------|--|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 1・2 [略] | | 1・2 [略] | |
| 3 公共交通機関の施設 | | 3 公共交通機関の施設 | |
| 項 | 生活関連施設 | 項 | 生活関連施設 |
| | 特定生活関連施設 | | 特定生活関連施設 |
| [略] | | [略] | |
| 2 | 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル | | すべての施設 |
| 4～6 [略] | | 4～6 [略] | |
| 別表第2（第3条関係） | | 別表第2（第3条関係） | |
| 建築物に関する整備基準 | | 建築物に関する整備基準 | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備項目 | 整備基準 |
| 1～4 [略] | | 1～4 [略] | |
| 5 便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。(6)及び(7)において同じ。）は、次に掲げるものであること。 ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるもの | 5 便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。(6)及び(7)において同じ。）は、次に掲げるものであること。 ア 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるもの |

として次に掲げる構造を有する便房（以下この表において「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。

(7)～(9) [略]

イ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 別表第1の1 建築物の表1の項（幼稚園に限る。）、2の項から5の項まで、6の項（(3)を除く。）、7の項、8の項(1)、10の項（福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等（日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。）が利用するものに限る。）、11の項（児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものに限る。）、12の項、13の項及び15の項(1)に掲げる生活関連施設で床面積の合計が500平方メートル以上のもの並びに同表21の項に掲げる生活関連施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア～ウ [略]

(7) [略]

6 浴室等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。

(1)・(2) [略]

(3) 水洗器具は、容易に操作することができるものとする。

(4) [略]

7～12 [略]

として次に掲げる構造を有する便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。

(7)～(9) [略]

イ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 別表第1の1 建築物の表1の項（幼稚園に限る。）、2の項から5の項まで、6の項（(4)を除く。）、7の項、8の項(1)、10の項（福祉ホームその他これに類するもので主として障害者等（日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。）が利用するものに限る。）、11の項（児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するものに限る。）、12の項、13の項及び15の項(1)に掲げる生活関連施設で床面積の合計が500平方メートル以上のもの並びに同表21の項に掲げる生活関連施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。

ア～ウ [略]

(7) [略]

6 浴室等

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。

(1)・(2) [略]

(3) 水栓器具は、容易に操作することができるものとする。

(4) [略]

7～12 [略]

| | |
|-----------------|--|
| 13 移動等 円滑化経路 | <p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に <u>車椅子使用者用駐車施設</u> を設ける場合 当該 <u>車椅子使用者用駐車施設</u> から利用居室までの経路</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> |
| 14～19 [略] | |

| | |
|-----------------|--|
| 13 移動等 円滑化経路 | <p>(1) 次のアからエまでに掲げる場合には、それぞれ当該アからエまでに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に <u>車いす使用者用駐車施設</u> を設ける場合 当該 <u>車いす使用者用駐車施設</u> から利用居室までの経路</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> |
| 14～19 [略] | |

別表第4（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|-----------------|---|
| 1～5 [略] | |
| 6 視覚障害者誘導用ブロック等 | <p>(1) 通路その他これらに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と <u>車両等（公共交通事業者が旅客の運送事業の用に供する車両及び自動車をいう。以下同じ。）</u> の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床</p> |

別表第4（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|-----------------|--|
| 1～5 [略] | |
| 6 視覚障害者誘導用ブロック等 | <p>(1) 通路その他これらに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と <u>鉄道車両（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。以下同じ。）</u> の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、</p> |

面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。

(2)～(4) [略]

7 便所

(1) [略]
 (2) 便所を設ける場合は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(3) 車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものであること。
 ア～カ [略]

キ [略]

(4) (2)の便房が設けられた便所の出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房があることを、(2)の便房の出入口には車椅子

点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。

(2)～(4) [略]

7 便所

(1) [略]
 (2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を設けることとすること。

(3) みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。

ア～カ [略]

キ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を1以上設けること。

ク [略]

| | | | | |
|----------------------|--|----------------------|---|--|
| | <p><u>子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房であることを表示する標識を設けること。</u></p> <p>(5) <u>(2)の便房が設けられた便所以外に便所を設ける場合は、準車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。</u></p> <p>(6) <u>車椅子使用者便房又は準車椅子使用者用便房を設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。</u> ア～ウ [略]</p> <p>(7) [略]</p> | | <p>(4) <u>みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、次に掲げる構造を有する便所（以下「ゆとりブース」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。</u> ア <u>腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</u> イ <u>車椅子使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。</u></p> <p>(5) <u>みんなのトイレ又はゆとりブースを設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p> | |
| <p>8 移動等円滑化された経路</p> | <p>(1) <u>公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を乗降場ごとに1以上設けること。</u></p> <p>(2) <u>移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えること。</u></p> <p>(3) <u>公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用</u></p> | <p>8 移動等円滑化された経路</p> | <p>(1) <u>公共用通路と鉄道車両の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を乗降場ごとに1以上設けること。</u></p> <p>(2) <u>移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えること。</u></p> <p>(3) <u>公共交通機関の施設に隣接し、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用</u></p> | |

される他の施設の傾斜路（(6)に掲げる基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（(7)に掲げる基準に適合するものに限る。）を利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができるものとする。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とすること。

(4)～(6) [略]

(7) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものであること。

ア～ケ [略]

コ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字を設けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造のものとすること。

サ～セ [略]

(8) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(9) [略]

(10) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。

(11) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（(12)において「乗継ぎ経路」とい

される他の施設の傾斜路（(6)に掲げる基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（(7)に掲げる基準に適合するものに限る。）を利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と鉄道車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができるものとする。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とすること。

(4)～(6) [略]

(7) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものであること。

ア～ケ [略]

コ 籠内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造のものとすること。

サ～セ [略]

(8) [略]

う。)のうち、(2)から(9)までの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けること。

(12) 主たる乗継ぎ経路と(11)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。

(13) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通じる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通じる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しない場合は、この限りでない。

9 [略]

10 乗降場

(1)・(2) [略]

(3) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通じる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。

(4) バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものであること。

ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚

9 [略]

10 プラットホーム

(1)・(2) [略]

| | |
|-------|--|
| | <p>障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p> |
| 11～14 | [略] |
| 15 標識 | <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> |

| | |
|-------|-------------|
| | |
| 11～14 | [略] |
| 15 標識 | (1)～(6) [略] |

別表第5（第3条関係）

公園に関する整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|--------------------------------------|--|
| 1・2 [略] | |
| 3 階段（その踊場を含む。） | <p>主たる園路に階段又は段を設ける場合、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字を設けること。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> |
| 4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。） | <p>傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を設けること。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> |
| 5 屋根付広場 | <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル</p> |

別表第5（第3条関係）

公園に関する整備基準

| 整備項目 | 整備基準 |
|--------------------------------------|---|
| 1・2 [略] | |
| 3 階段（その踊場を含む。） | <p>主たる園路に階段又は段を設ける場合、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> |
| 4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。） | <p>傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 手すりの端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|--------------|---|
| | <p>以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> | | |
| <p>6 休憩所・ 管理事務所</p> | <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、9の項に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(5) [略]</p> | <p>5 休憩所</p> | <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、7の項に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(5) [略]</p> |
| <p>7 野外劇場 ・野外音楽 堂</p> | <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 出入口は、5の項(1)の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 出入口と(3)の車椅子使用者用観覧スペース及び(4)の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、</p> | | |

車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

- (3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、9の項に掲げる基準に適合するものであること。

| | | | |
|--------------|--|--------------|--|
| | <p>(5) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは1.2メートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(6) (1)から(5)までの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p> | | |
| <p>8 駐車場</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 車両への乗降の用に供する部分は、できるだけ水平とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、1の項に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> | <p>6 駐車場</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> |
| <p>9 便所</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) 便所を設ける場合は、(1)に掲げる基準に適合させることのほか、<u>車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</u></p> <p>(3) 車椅子使用者便房の構造は、次に掲げるものである</p> | <p>7 便所</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準に適合させるほか、みんなのトイレを設けることとする</u>こと。</p> <p>(3) <u>みんなのトイレの構造は、次に掲げるものであること。</u></p> |

| | | | |
|--------------------------|--|--|--|
| | <p>こと。 ア～オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>(4) (2)の便房が設けられた便所の出入口には、<u>車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房があることを、(2)の便房の出入口には車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房であることを表示する標識を設けること。</u></p> <p>(5) (2)の便房が設けられた便所以外に便所を設ける場合は、<u>準車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。</u></p> <p>(6) <u>車椅子使用者便房又は準車椅子使用者用便房を設けた場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。</u> ア～ウ [略]</p> <p>(7) [略]</p> | | <p>ア～オ [略]</p> <p>カ <u>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を1以上設けること。</u></p> <p>キ [略]</p> <p>(4) <u>みんなのトイレ以外に便所を設ける場合は、ゆとりブースを1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう努めること。</u></p> <p>(5) <u>みんなのトイレ又はゆとりブースを設ける場合には、便所内に、次に掲げる手洗器を設けること。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(6) [略]</p> |
| <p><u>10</u> [略]</p> | | <p><u>8</u> [略]</p> | |
| <p><u>11</u> 掲示板及び標識</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1の項から<u>10</u>の項までの規定により設けられた施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた主要な出入口及び2の項の規定により設けられた園路の付近に設けること。</p> <p>(3) [略]</p> | <p><u>9</u> 掲示板及び標識</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 1の項から<u>8</u>の項までの規定により設けられた施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた主要な出入口及び2の項の規定により設けられた園路の付近に設けること。</p> <p>(3) [略]</p> | |
| <p><u>12</u> [略]</p> | | <p><u>10</u> [略]</p> | |

様式第2号（その3）及び様式第2号（その4）を次のように改める。

様式第2号（その3）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

1 出入口

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------|-----|
| ① 出入口の幅は、80cm以上であるか（1以上） | 適・否 | |
| ② 戸を設ける場合の構造 | | 有・無 |
| (1) 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合） | 適・否 | |
| (2) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉できる戸（回転式を除く。）であるか | 適・否 | |
| (3) 当該戸の前後に高低差がないか | 適・否 | |
| (4) 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合） | 適・否 | |
| ③ 通行の際に支障となる段がないか | 適・否 | |

2 通路

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|--|------|-----|
| ① 表面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ② 段を設ける場合の構造 * 1 | | 有・無 |
| (1) 段は識別しやすいか | 適・否 | |
| (2) 段はつまずきにくいものか | 適・否 | |
| ③ 幅は1.5m以上であるか（傾斜路と接する部分） | 適・否 | |
| ④ 通行に支障となる突出物はないか * 2 | 適・否 | |
| ⑤ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がない構造であるか | 適・否 | |
| ⑥ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）がされているか * 3 | 適・否 | |

注意1 * 1印は、通路に段を設ける場合は、5に掲げる基準に適合すること。

注意2 * 2印は、通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合、この限りでない。

注意3 * 3印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合

3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（その踊場を含む。）

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------|----|
| ① 両側に2段の手すりがあるか（手すりの両端に点字表示） | 適・否 | |
| ② 表面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ③ 前後の通路と識別しやすいものか | 適・否 | |
| ④ 両側に側壁又は5cm以上の立ち上がり部があるか | 適・否 | |
| ⑤ 点状ブロック等の敷設（傾斜路の上端に近接する踊場の部分）がされているか * 1 | 適・否 | |

注意1 * 1印は、2の項の注意3のほか、傾斜がある部分と連続して手すりを両側に設ける場合は、この限りでない。

4 エスカレーター

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|--------------------------------|------|----|
| ① 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けているか | 適・否 | |

5 階段（その踊場を含む。）

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------|----|
| ① 両側に2段の手すりがあるか（手すりの両端に点字表示） | 適・否 | |
| ② 回り段ではないか * 1 | 適・否 | |
| ③ 表面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ④ 段は識別しやすいか | 適・否 | |
| ⑤ 段鼻の突き出しがないものか又は蹴込みが2 cm以下であるか | 適・否 | |
| ⑥ 両側に側壁又は2 cm以上の立ち上がり部があるか | 適・否 | |
| ⑦ 照明設備があるか | 適・否 | |
| ⑧ 高さ3 m以内ごとに踏幅1.2 m以上の踊場があるか（高さ3 mを超える階段） | 適・否 | |
| ⑨ 踊場を除き、中間にも手すりがあるか（4 mを超える幅の階段） | 適・否 | |
| ⑩ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）がされているか * 2 | 適・否 | |

注意1 * 1印は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意2 * 2印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・段がある部分と連続して両側に手すりを設ける場合

6 視覚障害者誘導用ブロック等

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|--|------|----|
| ① 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法による誘導する設備があるか * 1 | 適・否 | |
| ② 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した通路等と以下の間の経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているか * 1 | 適・否 | |
| (1) 移動等円滑化された経路を構成する8のエレベーター(9)に規定する乗降ロビーに設ける操作盤 | 適・否 | |
| (2) 15の④に規定する設備（音によるものを除く。） | 適・否 | |
| (3) 便所の出入口 | 適・否 | |
| (4) 乗車券等販売所 | 適・否 | |
| (5) 待合所 | 適・否 | |
| (6) 案内所 | 適・否 | |
| ③ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロックを敷設しているか | 適・否 | |
| ④ 視覚障害者誘導用ブロックは識別しやすいか | 適・否 | |

注意1 * 1印は、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の経路を構成する通路等であって当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、この限りでない。

7 便所

| 整備項目 | | 整備状況 | 摘要 |
|---------------------------|---|------|-----|
| ① | 便所の出入口の付近に男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための設備（音、点字その他の方法）を設けているか | 適・否 | |
| ② | 床面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ③ | 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上） | 適・否 | |
| | 上記の小便器の両側に手すりが設けられているか（1以上） | 適・否 | |
| ④ | 車椅子使用者用便所の設置（1以上） | | 有・無 |
| | (1) 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、8の通路に掲げる基準に適合するものであるか | 適・否 | |
| | (2) 出入口の幅は80cm以上であるか | 適・否 | |
| | (3) 出入口に車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか *1 | 適・否 | |
| | (4) 出入口に戸を設ける場合の構造 | | 有・無 |
| | ・幅は80cm以上であるか | 適・否 | |
| | ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか | 適・否 | |
| | (5) 車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか | 適・否 | |
| | (6) 腰掛便座、手すり等を設けているか | 適・否 | |
| | (7) 便所と便所の出入口に車椅子使用者用便房に関する表示をしているか | 適・否 | |
| (8) 手洗器 | | 有・無 | |
| ・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間であるか | 適・否 | | |
| ・手洗器具は、容易に操作できるものか | 適・否 | | |
| ・強度の確保又は両側に手すりがあるか | 適・否 | | |
| ⑤ | 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便所の設置（1以上） | | 有・無 |
| (1) | 便所と便所の出入口に水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房に関する表示をしているか | 適・否 | |
| ⑥ | 準車椅子使用者用便房（1以上） *2 | | 有・無 |
| | (1) 腰掛便座、手すり等を設けているか | 適・否 | |
| | (2) 車椅子で利用しやすいよう、十分な空間が確保されているか | 適・否 | |
| | (3) 出入口の幅は80cm以上であるか | 適・否 | |
| | (4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか | 適・否 | |
| | (5) 手洗器 | | 有・無 |
| | ・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間があるか | 適・否 | |
| ・手洗器具は、容易に操作できるものか | 適・否 | | |
| ・強度の確保又は両側に手すりがあるか | 適・否 | | |
| (6) | 出入口に準車椅子使用者用便房であることを表示しているか | | |
| ⑦ | 乳幼児設備（1以上） | | 有・無 |
| | (1) 便房内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けたか | 適・否 | |
| | (2) 便所内に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか | 適・否 | |
| | (3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか | 適・否 | |

注意1 *1印は、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

注意2 *2印は、車椅子使用者用便房以外に便所を設ける場合は、準車椅子使用者用便房のある便所を設けること。

| | | | | |
|---------|---|--|--|-----|
| | (14) 管制運転（地震、火災、停電時等）を行う装置を設け、作動時にその旨を音声及び文字で知らせる設備を設けているか | | 適・否 | |
| | (15) 台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮しているか | | 適・否 | |
| エスカレーター | ① エスカレーターの設置 * 7 (1) 上り及び下り専用を設けているか * 8 (2) 踏み段及びくし板は滑りにくい仕上げであるか (3) 昇降口における踏段は同一平面状に3枚以上あるか (4) 踏み段は識別しやすいか (5) くし板は識別しやすいか (6) 進入可否の表示があるか * 9 (7) 幅は80cm以上であるか(★1) (8) 車椅子対応（昇降に必要な広さ、車止めの設置）になっているか(★2) | | 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 | 有・無 |
| 経路 | 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくなっているか。 | | 適・否 | |
| 乗継ぎ経路 | ① 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（乗継ぎ経路）のうち、移動等円滑化経路②、出入口、通路、傾斜路、エレベーター、エスカレーターの基準に適合するものを、乗降場ごとに1以上設けているか。 | | 適・否 | |
| | ② 主たる乗継ぎ経路と①の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくなっているか。 | | 適・否 | |
| 線路、水路等 | 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上設けているか。 * 10 | | 適・否 | |

注意1 *1印は、構造上の理由により設置できない場合は、車椅子使用者の円滑な利用ができるエスカレーター又は昇降機に代えることができる。

注意2 *2印は、公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより、高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と鉄道車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、この限りでない。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、同様とする。

注意3 *3印は、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意4 *4印は、傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下とする。

注意5 *5印は、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

注意6 *6印は、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

注意7 *7印のうち、★1及び★2については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りる。

注意8 *8印は、利用者が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。

注意9 *9印は、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

注意10 *10印は、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しない場合は、この限りではない。

9 改札口

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------------|----|
| ① 改札口を設ける場合（1以上） （1）幅は90cm以上であるか （2）通行に支障となる段がないか | 適・否 適・否 | |
| ② 自動改札機への進入の可否は容易に識別できるか | 適・否 | |

10 乗降場

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------------|-----|
| 【鉄道の駅のプラットフォーム】 * 1 | | 有・無 |
| ① プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は小さいものか * 2 | 適・否 | |
| ② プラットホームと鉄道車両の乗降口との床面は平らであるか [隙間又は段差がある場合] ・車椅子使用者の円滑な乗降のため、十分な長さ、幅及び強度を有する設備があるか（1以上） * 3 | 適・否 適・否 | 有・無 |
| ③ 横断勾配は1%を標準としているか * 3 | 適・否 | |
| ④ 表面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ⑤ 線路側に視覚障害者の転落を防止する設備があるか * 4 | 適・否 | |
| ⑥ 線路側以外の端部に転落防止設備があるか * 5 | 適・否 | |
| ⑦ 列車の接近を警告するための設備（文字、音声等）があるか * 6 | 適・否 | |
| ⑧ 照明設備があるか | 適・否 | |
| ⑨ 鉄道の駅の適切な場所に、列車に設けられる車椅子スペースに通じる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しているか。 | 適・否 | |
| 【バスターミナルの乗降場】 | | 有・無 |
| ① 床の表面は、滑りにくい仕上げであるか。 | 適・否 | |
| ② 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のに供する場所に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられているか。 | 適・否 | |
| ③ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。 | 適・否 | |

注意1 * 1印については、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームは④及び⑦は適用しない。

注意2 * 2印は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲とする。また、構造上の理由によりやむを得ず間隔が大きいときは、利用者に対して警告するための設備を設けること。

注意3 * 3印は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意4 * 4印は、発着するすべての鉄道車両の乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（利用者の流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。また、鉄道車両を一定の位置に停止させることができない場合は、点状ブロック等その他の設備を設けること。

注意5 * 5印は、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

注意6 * 6印は、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

1.1 乗車券等販売所等 *1

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------------|-----|
| ① 乗車券等販売所等を設ける場合（1以上） | | |
| (1) 出入口を設ける場合 ・幅は80cm以上であるか | 適・否 | 有・無 |
| (2) 戸を設ける場合 ・幅は80cm以上であるか ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であるか | 適・否 適・否 | 有・無 |
| (3) 通過する際に支障となる段がないか *2 | 適・否 | |
| ② カウンターは車椅子使用者の利用に適した構造であるか（1以上） *3 | 適・否 | |
| ③ 聴覚障害者が意思疎通を図るための設備を設けているか（勤務する者を置かないものを除く。） 当該設備がある旨を表示しているか | 適・否 適・否 | |

注意1 *1印について、移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上の構造は8の通路に掲げる基準に適合するものとする。

注意2 *2印は、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意3 *3印は、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

1.2 券売機 *1

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|-------------------|----|
| ① 券売機を設ける場合（1以上） | | |
| (1) 金銭投入口等の高さは車椅子使用者の利用に配慮した構造であるか | 適・否 | |
| (2) 視覚障害者の利用に配慮したものであるか ・主要なボタンに点字表示があるか ・音声案内があるか（ボタンのない券売機の場合） ・点字の運賃表を設置しているか | 適・否 適・否 適・否 | |

注意1 *1印について、乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口が設けられている場合は、この限りでない。

1.3 休憩設備

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|------------------------|------|----|
| ① 休憩設備を設けているか（1以上） *1 | 適・否 | |
| ② 休憩設備又はその付近に適切な表示があるか | 適・否 | |

注意1 *1印は、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

1.4 育児用施設

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|-----------------------|------|----|
| ① 育児用施設を設けているか | 適・否 | |
| ② 出入口又はその付近に適切な表示があるか | 適・否 | |

1 5 標識

| | 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|---|-------------------|----|
| ① | 移動等円滑化のための主要な設備（*1）又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識があるか | 適・否 | |
| ② | 標識の構造 (1) 日本産業規格Z8210に適合しているか (2) 高齢者、障害者等の見やすい位置にあるか (3) 高齢者、障害者等が表示の内容を容易に識別できるか | 適・否 適・否 適・否 | |
| ③ | 公共用通路に直接通じる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板を設けているか *2 | 適・否 | |
| ④ | 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、公共交通機関の施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか | 適・否 | |
| ⑤ | 聴覚障害者に配慮した文字情報表示設備を設けているか（案内、呼出し等の窓口を設ける場合） | 適・否 | |
| ⑥ | 避難に配慮した誘導灯を設けているか（点滅機能及び音声誘導機能） *3 | 適・否 | |
| ⑦ | 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けているか *4 | 適・否 | |

注意1 *1印の移動等円滑化のための主要な設備とは、「エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備」のことをいう。

注意2 *2印は、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

注意3 *3印は、避難口誘導灯のうち屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入口に設けるものに限る。

注意4 *4印は、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

様式第2号（その4）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公園）

1 主要な出入口（1以上）

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|------------|-----|
| ① 幅は1.2m以上であるか * 1 | 適・否 | |
| ② 車止めの相互間の間隔は90cm以上であるか（1以上） | 適・否 | |
| ③ 出入口から1.5m以上の水平面が確保されているか * 2 | 適・否 | |
| ④ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか * 3 | 適・否 | |
| ⑤ 戸を設ける場合の構造 (1) 幅は80cm以上であるか (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であるか | 適・否 適・否 | 有・無 |
| ⑥ 表面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ⑦ 線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設しているか(出入口が車道等と接する部分等) | 適・否 | |

注意1 * 1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすること。

注意2 * 2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意3 * 3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

2 園路

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|-------------------------------|------|----|
| ① 幅は1.8m以上であるか * 1 | 適・否 | |
| ② 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか * 2 | 適・否 | |
| ③ 縦断勾配は5%以下であるか * 3 | 適・否 | |
| ④ 横断勾配は1%以下であるか * 4 | 適・否 | |
| ⑤ 路面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ⑥ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がないものか | 適・否 | |

注意1 * 1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を1.2m以上とすること。

注意2 * 2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意3 * 3印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすること。

注意4 * 4印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすること。

3 階段（その踊場を含む。）

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|--------------------------------------|------|----|
| ① 手すりが両側にあるか（両端に階段の通じる場所を示す点字表示） * 1 | 適・否 | |
| ② 回り段ではないか * 1 | 適・否 | |
| ③ 踏面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |

| | | | | |
|---|-----------------------------------|-----|-----|--|
| ④ | 段はつまずきにくいものか | | 適・否 | |
| ⑤ | 両側に側壁又は立ち上がり部があるか | | 適・否 | |
| ⑥ | 段は識別しやすいか | | 適・否 | |
| ⑦ | 傾斜路を併設しているか（階段を設ける場合） | * 2 | 適・否 | |
| ⑧ | 幅は、1.2 m以上であるか | | 適・否 | |
| ⑨ | 高さ2.5 m以下ごとに奥行き1.2 m以上の踊場があるか | | 適・否 | |
| ⑩ | 段の寸法 | | | |
| | (1) 踏上げは15 cm以下であるか | | 適・否 | |
| | (2) 踏面は30 cm以上であるか | | 適・否 | |
| | (3) 踏込みは2 cm以下であるか | | 適・否 | |
| | (4) 同一階段における、それぞれの寸法は一定であるか | | 適・否 | |
| ⑪ | 段がある部分の上端に近接する園路に点状ブロック等が敷設されているか | | 適・否 | |

注意1 * 1印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意2 * 2印は、地形の状況その他の特別な理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもって代えることができる。

4 主たる園路に設けられる階段又は段に併設する傾斜路（その踊場を含む。）

| 整備項目 | | 整備状況 | 摘要 |
|------|--|------|-----|
| ① | 幅は1.2 m以上であるか | * 1 | 適・否 |
| ② | 縦断勾配は8%以下であるか | | 適・否 |
| ③ | 横断勾配は設けていないか | | 適・否 |
| ④ | 路面は滑りにくい仕上げであるか | | 適・否 |
| ⑤ | 高さ75 cm以内ごとに踏幅1.5 m以上の踊場があるか（高さ75 cmを超える傾斜路） | | 適・否 |
| ⑥ | 手すりが両側にあるか（両端に傾斜路の通じる場所を示す点字表示） | * 2 | 適・否 |
| ⑦ | 両側に側壁又は立ち上がり部があるか | | 適・否 |
| ⑧ | 高齢者、障害者等の転落を防止する設備があるか（転落するおそれのある場所） | | 適・否 |
| ⑨ | 点状ブロック等の敷設（傾斜路の上端に近接する踊場の部分）がされているか | * 3 | 適・否 |

注意1 * 1印は、階段又は段に併設する場合は、90 cm以上とすることができる。

注意2 * 2印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

注意3 * 3印は、高さが16 cmを超えない傾斜路の上端に近接するものである場合は、この限りでない。

5 屋根付広場

| 整備項目 | | 整備状況 | 摘要 |
|------|----------------------------------|------|-----|
| ① | 屋根付広場を設ける場合（1以上） | | |
| | (1) 出入口を設ける場合の構造 | | 有・無 |
| | ・幅は1.2 m以上であるか | * 1 | 適・否 |
| | ・車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか | * 2 | 適・否 |
| | (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されているか。 | | 適・否 |

注意1 * 1印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、90 cm以上とすることができる。

注意 2 * 2 印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、傾斜路を併設すること。

6 休憩所・管理事務所

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|--|------|-----|
| ① 休憩所を設ける場合（1以上） * 1 | | |
| (1) 出入口を設ける場合の構造 | | 有・無 |
| ・幅は1.2m以上であるか * 2 | 適・否 | |
| ・車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか * 3 | 適・否 | |
| (2) 戸を設ける場合の構造 | | 有・無 |
| ・幅は80cm以上であるか | 適・否 | |
| ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造でのものであるか | 適・否 | |
| ② カウンターは車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであるか（1以上） * 4 | 適・否 | |
| ③ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されているか | 適・否 | |
| ④ 便所を設ける場合は、9に掲げる基準に適合しているか（1以上） | 適・否 | |

注意 1 * 1 印の整備箇所は、管理事務所について準用する。

注意 2 * 2 印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。

注意 3 * 3 印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

注意 4 * 4 印は、常時勤務する者が容易にカウンターの前へ出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

7 野外劇場・野外音楽堂 * 1

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|--|------|-----|
| ① 出入口を設ける場合 | | 有・無 |
| (1) 幅は1.2m以上であるか * 2 | 適・否 | |
| (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか * 3 | 適・否 | |
| ② 出入口と（3）の車椅子使用者用観覧スペース及び（4）の便所との間の経路を構成する通路の構造 | | 有・無 |
| (1) 幅は、1.2m以上であるか * 4 | 適・否 | |
| (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないか * 3 | 適・否 | |
| (3) 縦断勾配は、5%以下であるか * 5 | 適・否 | |
| (4) 横断勾配は、1%以下であるか * 6 | 適・否 | |
| (5) 路面は、滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられているか | 適・否 | |
| ③ 車椅子使用者用観覧スペースの設置数（ ）箇所 | 適・否 | |
| (1) 収容定員数が200以下の場合 収容定員数（ ） / 50 = （ ） 箇所 | | |
| (2) 収容定員数が200を超える場合 | | |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| | 収容定員数 () / 100 + 2 = () 箇所 | | |
| ④ | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、9の項(2)から(7)までの基準に適合するものであるか(1以上) | 適・否 | |
| ⑤ | 車椅子使用者用観覧スペースの構造 | | |
| | (1) 幅は90cm以上であるか | 適・否 | |
| | (2) 奥行きは1.2以上であるか | 適・否 | |
| | (3) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段はないか | 適・否 | |
| | (4) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられているか | 適・否 | |

注意1 * 1印の整備箇所は野外音楽堂について準用する。

注意2 * 2印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、90cm以上とすること。

注意3 * 3印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、傾斜路を併設すること。

注意4 * 4印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。

注意5 * 5印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすること

注意6 * 6印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすること

8 駐車場 * 1

| | 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|---|-------------------|----|
| ① | 車椅子使用者用駐車施設の設置数 () 台 (1) 全駐車台数が200以下の場合 全駐車台数 () / 50 = () 台 (2) 全駐車台数が200を超える場合 全駐車台数 () / 100 + 2 = () 台 | 適・否 | |
| ② | 車椅子使用者用駐車施設の構造 (1) 幅は3.5m以上であるか (2) 車椅子使用者用駐車施設の表示があるか (3) 車両への乗降部分はできるだけ水平であるか | 適・否 適・否 適・否 | |
| ③ | 出入り口までの距離ができるだけ短い位置に設けられているか | 適・否 | |

注意1 * 1印は、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

9 便所

| | 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|---|------------|-----|
| ① | 床面は滑りにくい仕上げであるか | 適・否 | |
| ② | 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上) 上記の小便器の両側に手すりが適切に配置されているか(1以上) | 適・否 適・否 | |
| ③ | 車椅子使用者用便房(1以上) (1) 出入口の幅は80cm以上であるか (2) 出入口に車椅子使用者が通過するのに支障となる段がないか * 1 | 適・否 適・否 | 有・無 |

| | | |
|--|-------------------|-----|
| (3) 出入口に戸を設ける場合の構造 ・幅は80cm以上であるか ・高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか | 適・否 適・否 | 有・無 |
| (4) 車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間が確保されているか | 適・否 | |
| (5) 腰掛便座、手すり等を設けているか | 適・否 | |
| (6) 便房と便所の出入口に車椅子利用者用便房に関する表示をしているか | 適・否 | |
| (7) 手洗器 ・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間であるか ・手洗器具は、容易に操作できるものか ・強度の確保又は両側に手すりがあるか | 適・否 適・否 適・否 | 有・無 |
| ④ 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房の設置（1以上） | | 有・無 |
| (1) 便房と便所の出入口に水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房に関する表示をしているか | 適・否 | |
| ⑤ 準車椅子利用者用便房（1以上） * 2 | | 有・無 |
| (1) 腰掛便座、手すり等を設けているか | 適・否 | |
| (2) 車椅子で利用しやすいよう、十分な空間が確保されているか | 適・否 | |
| (3) 出入口の幅は80cm以上であるか | 適・否 | |
| (4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものか | 適・否 | |
| (5) 手洗器 ・車椅子使用者の利用に配慮した高さ及び空間があるか ・手洗器具は、容易に操作できるものか ・強度の確保又は両側に手すりがあるか | 適・否 適・否 適・否 | 有・無 |
| (6) 出入口に準車椅子利用者用便房であることを表示しているか | 適・否 | |
| ⑥ 乳幼児設備（1以上） | | 有・無 |
| (1) 便房内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けたか | 適・否 | |
| (2) 便所内に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか | 適・否 | |
| (3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか | 適・否 | |

注意1 * 1印は、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

注意2 * 2印は、車椅子利用者用便房以外に便所を設ける場合は、準車椅子利用者用便房を設けること。

10 水飲場及び手洗場

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---------------------------------|------|----|
| ① 高齢者、障害者等の利用に適した構造のものであるか（1以上） | 適・否 | |

11 掲示板及び標識

| 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|----------------------------------|------|----|
| ① 高齢者、障害者等の利用に配慮しているものか | 適・否 | |
| ② 表示された内容が容易に識別できるものか | 適・否 | |
| ③ 視覚障害者に配慮した点字、音声その他の方法による設備があるか | 適・否 | |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| ④ | 主要な出入口及び園路の付近に設けているか（1以上）（1から10までに規定する施設の配置を表示した標識を設ける場合） | 適・否 | |
| ⑤ | 聴覚障害者に配慮した文字情報表示設備があるか | 適・否 | |

1 2 育児用施設

| | 整備項目 | 整備状況 | 摘要 |
|---|---------------------------------|------|----|
| ① | 育児用施設が設けられているか（当該公園に管理施設を設ける場合） | 適・否 | |
| ② | 出入口又はその付近に適切な表示があるか | 適・否 | |

第2条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年さいたま市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中様式第2号（その1）の改正規定を次のように改める。

様式第2号（その1）を次のように改める。

様式第2号（その1）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（建築物）

○一般基準

1 出入口

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|------------------------------------|----|------|----|
| ① 戸に衝突の防止措置があるか（前面が透明な戸の場合） | | 適・否 | |
| ② 利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できるか（自動ドアの場合） | | 適・否 | |

注意1 適用欄の各印は、次に掲げる者が利用するものについて適用することを示す。（以下同じ。）

◎ : 不特定かつ多数の者

□ : 主として高齢者、障害者等

△ : 主として視覚障害者

無印 : 不特定かつ多数の者、主として高齢者、障害者等、主として視覚障害者及び多数の者

注意2 整備状況欄には、該当する方へ○を付ける。該当する特定施設等がない場合は斜線を記入する。（以下同じ。）

注意3 備考欄の各印は、次の法令においても整備の基準であることを示す。（共同住宅又は寄宿舍、車両の駐車場等若しくは公共用歩廊にあっては2,000㎡以上、公衆便所にあっては50㎡以上のものに限る。）（以下同じ。）

: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）

: 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（以下「県条例」という。）

2 廊下等

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 表面は滑りにくい仕上げであるか | | 適・否 | # |
| ② 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）*1 | ◎△ | 適・否 | # |
| ③ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く。） | | 適・否 | |

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合

・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

3 階段

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|-------------------------------------|----|------|----|
| ① 手すりを設けているか（踊場を除く。） | | 適・否 | # |
| 〃 両側に設けているか（踊場を含む。） | | 適・否 | ## |
| ② 表面は滑りにくい仕上げであるか | | 適・否 | # |
| ③ 段は識別しやすいものか | | 適・否 | # |
| ④ 段はつまずきにくいものか | | 適・否 | # |
| 段鼻の突き出しがなく、蹴込みは2cm以下か | | 適・否 | |
| ⑤ 点状ブロック等の敷設（段がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1 | ◎△ | 適・否 | # |
| ⑥ 主な階段を回り階段としていないか*2 | | 適・否 | # |
| ⑦ 踏面の両側に、側壁又は2cm以上の立上がり部があるか | | 適・否 | |

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

・段がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

注意2 *2印は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときはこの限りではない。

4 傾斜路

| | 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|--|----|------|----|
| ① | 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜がある部分は免除） | | 適・否 | # |
| | 〃 両側に設けているか（ 〃 ） | | 適・否 | |
| ② | 表面は滑りにくい仕上げであるか | | 適・否 | # |
| ③ | 前後の廊下等と識別しやすいものか | | 適・否 | # |
| ④ | 点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分）*1 | ◎△ | 適・否 | # |
| ⑤ | 両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか | | 適・否 | |

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりを設ける場合

5 便所（⑤を除き、男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）

| | 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|---|----|------|-----|
| ① | 「車椅子使用者用便房」を設けているか（1以上） | — | — | |
| | (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか | | 適・否 | # |
| | (2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか | | 適・否 | # |
| | 「車椅子使用者用便房」（なお、床面積の合計が500㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舎又は下宿を除く。）及び公衆便所にあつては、車椅子が360度回転できるよう、直径1.5m以上の円が内接できる空間を確保すること。） | | 適・否 | |
| ② | (3) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか | | 適・否 | |
| | 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上） | | 適・否 | # |
| ③ | 「車椅子使用者用便房」が2以上又は「車椅子使用者用便房」及び次に掲げる便所（「準車椅子使用者用便房」）のある便房がそれぞれ1以上あるか（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（ホテル若しくは旅館又は共同住宅、寄宿舎若しくは下宿を除く。）に限る。） | | 適・否 | |
| | (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか | | | |
| | (2) 車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか | | | |
| ④ | 次の手洗器を設けているか（「車椅子使用者用便房」、「準車椅子使用者用便房」のある便所内） | — | — | |
| | (1) 車椅子使用者の利用に配慮した高さであり、下部に空間があるか | | 適・否 | |
| | (2) もたれかかった時に耐えうるものか又は両側に手すりが適切に配置されているか | | 適・否 | |
| | (3) 手洗器具は容易に操作できるか | | 適・否 | |
| ⑤ | 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けているか（1以上） | | 適・否 | # |
| | 小便器の両側に手すりが適切に配置されているか（1以上） | | 適・否 | |
| ⑥ | 乳幼児設備（1以上）（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）* （1以上）（床面積の合計が500㎡以上の建築物及び公衆便所）*1 （1以上）（床面積の合計が500㎡未満の建築物（公衆便所を除く。））*1（努力基準） | | 適・否 | # # |
| | (1) 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を設けたか（1以上） | | 適・否 | # # |
| | (2) 便所内又は利用しやすい場所に、乳幼児用ベッドその他おむつの交換ができる設備を設けたか（1以上） | | 適・否 | # # |
| | (3) (1)、(2)の表示が便所の出入口にあるか | | 適・否 | # # |

注意 * 1 印の行に記載の建築物は、以下に掲げる施設に限る。

- ・学校（幼稚園に限る。）
- ・病院又は診療所
- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・福祉ホームその他これに類するもの（主として障害者等が利用するものに限る。）
- ・児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館
- ・飲食店

6 浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------|----|
| ① 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか | | 適・否 | |
| ② 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保され、段はないか | | 適・否 | |
| ③ 水洗器具は容易に操作できるか | | 適・否 | |
| ④ 更衣ブース、シャワーブースの出入口の幅は 85 cm 以上であるか（1 以上）（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80 cm 以上） | | 適・否 | |

7 ホテル・旅館の客室

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------|-------------------------|
| ① 「車椅子使用者用客室」を設けているか （客室総数の 1 / 100 以上（50 室未満は不要）） 〔客室の総数（ ） / 100 = （ ）以上（小数点以下切上げ。以下同じ。）〕 | ◎□ | 適・否 | 車椅子使用者用客室 （ ） 室 # |
| （客室の総数 200 未満の場合はその 1 / 50 以上） 〔客室の総数（ ） / 50 = （ ）以上〕 | ◎□ | 適・否 | |
| （客室の総数が 200 以上の場合はその 1 / 100 + 2 以上） 〔客室の総数（ ） / 100 + 2 = （ ）以上〕 | ◎□ | 適・否 | |
| ② 「車椅子使用者用客室」の構造は適切か | — | — | |
| (1) 便所 （当該客室のある階に「車椅子使用者用便所」が設けられた共用便所がある場合は除く。） | — | — | |
| ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか | ◎□ | 適・否 | # |
| ・車椅子で円滑に利用できる十分な空間が確保されているか | ◎□ | 適・否 | # |
| ・床の表面は滑りにくい仕上げであるか | ◎□ | 適・否 | |
| ・出入口の幅は 80 cm 以上であるか | ◎□ | 適・否 | # |
| ・ “ ” 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80 cm 以上） | ◎□ | 適・否 | |
| ・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | ◎□ | 適・否 | # |
| (2) 浴室又はシャワー室 （次の基準を満たした共用の浴室等がある場合は除く。） | — | — | |
| ・車椅子使用者が円滑に利用できる構造か（浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。十分な空間確保。） | ◎□ | 適・否 | # |
| ・出入口の幅は 80 cm 以上であるか | ◎□ | 適・否 | # |
| ・ “ ” 85 cm 以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80 cm 以上） | ◎□ | 適・否 | |
| ・戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | ◎□ | 適・否 | # |
| (3) 客室には、車椅子が 360 度回転できるよう、直径 1.5 m 以上の円が内接できる空間が確保されているか | ◎□ | 適・否 | |
| ③ 非常警報装置を設けているか（聴覚障害者が利用する客室内）（努力基準） | ◎□ | 適・否 | |

8 客席

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|------|----|------|----|
|------|----|------|----|

| | | | |
|--|--|--|-----------------------|
| ① 「車椅子使用者用客席」を設けているか (客席の総数200未満の場合はその1/50以上) [客席の総数() / 50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (客席の総数が200以上1,000未満の場合はその1/100 + 2以上) [客席の総数() / 100 + 2 = () 以上] (客席の総数が1,000以上の場合はその1/500 + 10以上) [客席の総数() / 500 + 10 = () 以上] | <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> | 適・否 | 車椅子使用者用客席 () 席 |
| ② 「車椅子使用者用客席」の幅は90cm以上、奥行きは、1.2m以上であるか | <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> | 適・否 | |
| ③ 「移動等円滑化経路」を構成する出入口から「車椅子使用者客席」までの経路は適切か (1) 幅は、1.2m以上であるか (2) 傾斜路は適切か ・手すりを両側に設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜がある部分は免除) ・表面は滑りにくい仕上げであるか ・両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか ・幅は1.2m以上(段併設の場合は90cm以上)であるか ・勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ・高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踊場を設けているか ・踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか | - <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> - <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> | - 適・否 - 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 | |
| ④ 難聴者の聴力を補うための装置を設けているか(努力基準) (客席の総数200未満の場合はその1/50以上) [客席の総数() / 50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (客席の総数が200以上1,000未満の場合はその1/100 + 2以上) [客席の総数() / 100 + 2 = () 以上] (客席の総数が1,000以上の場合はその1/500 + 10以上) | - <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> | - 適・否 適・否 適・否 | 車椅子使用者用客席 () 席 |

9 カウンター等

| | 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|---|----|------|----|
| ① | 車椅子使用者の利用に配慮(高さ、下部空間)したか(カウンター、記載台、公衆電話台) | | 適・否 | |
| ② | 高齢者、障害者等の利用に配慮したか(券売機、公衆電話機、自動販売機、水飲み器など)(努力基準) | | 適・否 | |

10 休憩設備

| | 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|---|----|------|----|
| ① | 「休憩設備」を適切な位置に設けているか(2,000㎡以上の建築物に廊下等を設ける場合に限る。)*1 | | 適・否 | |
| ② | 必要に応じ、その表示をしたか | | 適・否 | |

注意1 *1印は、以下に掲げる施設を除く。

- ・公衆便所
- ・主として自動車の駐車のために供する施設

1 1 敷地内の通路

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 表面は滑りにくい仕上げであるか | | 適・否 | # |
| ② 段がある部分は適切か | — | — | |
| (1) 手すりを設けているか | | 適・否 | # |
| 〃 両側に設けているか | | 適・否 | |
| (2) 段は識別しやすいものか | | 適・否 | # |
| (3) 段はつまずきにくいものか | | 適・否 | # |
| 段鼻の突き出しがなく、踏込みは2cm以下か | | 適・否 | |
| ③ 傾斜路は適切か | — | — | |
| (1) 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜がある部分は免除） | | 適・否 | # |
| 〃 両側に設けているか（ 〃 ） | | 適・否 | |
| (2) 前後の通路と識別しやすいものか | | 適・否 | # |
| (3) 両側に側壁又は5cm以上の立上がり部があるか | | 適・否 | |
| ④ 通行の支障となる突出物はないか（通行の安全上支障が生じないよう措置が講じられた場合を除く） | | 適・否 | |
| ⑤ 排水溝の溝蓋は、白杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造か | | 適・否 | |

1 2 駐車場*1

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|-------------------|---------------------------|
| ① 「車椅子使用者用駐車施設」（1以上）を設けているか *2 | | 適・否 | 車椅子使用者用駐車施設 () 台 # |
| (全駐車台数が200未満の場合はその1/50以上) 〔全駐車台数() / 50 = () 以上 (小数点以下切上げ。以下同じ。)] (全駐車台数が200以上1,000未満の場合はその1/100 + 2以上) 〔全駐車台数() / 100 + 2 = () 以上] (全駐車台数が1,000以上の場合はその1/500 + 10以上) 〔全駐車台数() / 500 + 10 = () 以上] | | 適・否 適・否 適・否 | |
| ② 「車椅子使用者用駐車施設」の構造は適切か | — | — | |
| (1) 幅は3.5m以上であるか | | 適・否 | # |
| (2) 奥行きは6m以上であるか | | 適・否 | |
| (3) 「利用居室」までの経路が、できるだけ短い位置に設けられているか | | 適・否 | # |
| (4) 車両への乗降部分はできるだけ水平であるか | | 適・否 | |
| ③ 「高齢者、障害者等優先停車施設」（車寄せを設けた場合）は利用に配慮したか（努力基準） | — | — | |
| (1) 車両への乗降部分はできるだけ水平で、1.5m×1.5m以上であるか | | 適・否 | |
| (2) 必要に応じ、表示をしたか | | 適・否 | |
| (3) 出入口からの経路は、「移動等円滑化経路」を構成しているか | | 適・否 | |

注意1 *1印は、駐車場が2以上あるときは、合わせて1の駐車場とみなす。

注意2 *2印は、共同住宅、寄宿舎にあっては、2,000㎡以上のものに限る。

1 3 標識

| | 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|--|----|-----------------|----|
| ① | 標識（移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近の見やすい位置に）が設置されているか | | 適・否 | # |
| ② | ①で設ける標識の内容が J I S Z 8 2 1 0 に適合しているか | | 適・否 | # |
| ③ | ①以外の標識は適切か (1) 見やすい位置に設置されているか (2) 内容が容易に識別できるか | — | — 適・否 適・否 | |
| ④ | 誘導灯（直接地上へ通じる出入口、直通階段の出入口）は避難に配慮したものか（点滅機能及び音声誘導機能付き） （自動火災報知設備の設置を必要としない建築物を除く） | ◎□ | 適・否 | |

1 4 案内設備

| | 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|---|----|------|----|
| ① | 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等又は案内所を設けているか（エレベーター等、便所、駐車施設の配置を容易に確認できる場合は免除） | | 適・否 | # |
| ② | 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所の配置を点字等で示す設備又は案内所を設けているか | | 適・否 | # |
| ③ | 聴覚障害者に配慮した設備を設けたか（案内、呼出し等の窓口）（努力基準） | | 適・否 | |

○移動等円滑化経路

1 各経路

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 次の各経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除） | — | — | |
| (1) 「道等」から「利用居室」まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除） | | 適・否 | # |
| (2) 「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「車椅子使用者用便房」まで | | 適・否 | # |
| 「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）から「準車椅子使用者用便房」まで | | 適・否 | |
| (3) 「車椅子使用者用駐車施設」から「利用居室」（「利用居室」がない場合は、「道等」）まで | | 適・否 | # |
| (4) 共用歩廊の場合、「道等」から共用歩廊を通過し、その他方の側の「道等」まで | | 適・否 | # |

2 出入口

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 幅は80cm以上であるか | | 適・否 | # |
| 幅は85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上） | | 適・否 | |
| ② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | | 適・否 | # |
| ③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か | — | — | |
| (1) 幅は90cm以上であるか | | 適・否 | |
| (2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準） | | 適・否 | |

3 廊下等

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|-----|
| ① 幅は1.2m以上であるか | | 適・否 | # |
| ② 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか | | 適・否 | # |
| ③ 末端の付近に車椅子が転回可能な場所があるか | | 適・否 | |
| ④ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | | 適・否 | # |
| ⑤ 手すりを設けたか（病院、診療所、老人ホーム、福祉ホーム（高齢者、障害者等が利用するものに限る。）に限る。） | ◎□ | 適・否 | |
| ⑥ 乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備を設け、その位置を表示しているか（1以上）（5,000㎡以上のもの）*1（廊下等以外の場所に設け、廊下等にその位置を表示することでも可） | ◎□ | 適・否 | # # |

注意1 *1印は、以下に掲げる施設に限る。

- ・病院又は診療所
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗
- ・ホテル又は旅館
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・博物館、美術館又は図書館

4 傾斜路

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 幅は1.2m以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか | | 適・否 | # |
| ② 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか | | 適・否 | # |
| ③ 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踊場を設けているか | | 適・否 | # |
| ④ 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか | | 適・否 | |

5 エレベーター及びその乗降ロビー

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|---------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| ① 籠は必要階（「利用居室」、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか 籠は必要階（「準車椅子使用者用便房」のある階）に停止するか | | 適・否 | # |
| ② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか | | 適・否 | # |
| ③ 籠の奥行きは1.35m以上（床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満の共同住宅、寄宿舎及び下宿にあっては、1.15m以上）であるか | | 適・否 | # |
| ④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m以上であるか | | 適・否 | # |
| ⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか | | 適・否 | # |
| ⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか | | 適・否 | # |
| ⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか | | 適・否 | # |
| ⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか | | 適・否 | |
| ⑨ 籠内に鏡を設けているか | | 適・否 | |
| ⑩ 戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか | | 適・否 | |
| ⑪ 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1) 籠の幅は1.4m以上であるか (2) 籠は車椅子が転回できる構造か | - ◎ ◎ | - 適・否 適・否 | # # |
| ⑫ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用する者の場合*1 (1) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (2) 籠内及び乗降ロビーに点字等の方法による制御装置を視覚障害者が円滑に操作できる位置に設けているか (3) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか (4) 開閉する籠の出入口を知らせる音声装置を設けているか（出入口が複数あるエレベーターの場合） (5) 管制運転（地震、火災、停電時等）を行う装置を設け、作動時にその旨を音声及び文字で知らせる設備を設けているか（努力基準） | - ◎△ ◎△ ◎△ ◎△ ◎△ | - 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 | # # # |

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------------------------|-------------|
| ① エレベーターの場合 (1) 段差解消機*1であるか (2) 籠の幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか (3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） | - | - 適・否 適・否 適・否 | # # # |
| ② エスカレーターの場合 車椅子使用者用エスカレーター*2であるか | - | - 適・否 | # |

注意1 *1印の「段差解消機」とは、昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、籠の定格速度が1.5m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものは、平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものをいう。以下同じ。

注意2 *2印の「車椅子使用者用エスカレーター」とは、車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時における踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにおいて、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のものをいう。以下同じ。

7 敷地内の通路*1

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------|----|
| ① 幅は1.2m以上であるか | | 適・否 | # |
| 幅は1.4m以上であるか | | 適・否 | |
| ② 区間50m以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか | | 適・否 | # |
| ③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | | 適・否 | # |
| ④ 傾斜路は適切か | — | — | |
| (1) 幅は1.2m以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか | | 適・否 | # |
| (2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか | | 適・否 | # |
| (3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除） | | 適・否 | # |
| (4) 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか | | 適・否 | |

注意1 *1印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○共同住宅及びホテル又は旅館における特定経路（移動等円滑化経路を除く。）

1 経路

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|----------|----|
| ① 次の経路に階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は免除） (1) 「道等」から各住戸又は各客室まで（1層移動のみの場合は、上下移動の部分は免除） | — | — 適・否 | |

2 出入口（各住戸又は各居室の出入口は除く。）

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|-----------------|----|
| ① 幅は85cm以上であるか（構造上困難な場合又は車椅子使用者が直進できる場合は、80cm以上） | | 適・否 | |
| ② 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | | 適・否 | |
| ③ 直接地上へ通じる主要な出入口は適切か (1) 幅は90cm以上であるか (2) 屋根又はひさしを設けたか（努力基準） | — | — 適・否 適・否 | |

3 廊下等

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------|----|
| ① 幅は1.2m以上であるか | | 適・否 | |
| ② 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか | | 適・否 | |
| ③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | | 適・否 | |

4 傾斜路

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 幅は1.2m以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか | | 適・否 | |
| ② 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか | | 適・否 | |
| ③ 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踊場を設けているか | | 適・否 | |
| ④ 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか | | 適・否 | |

5 エレベーター及びその乗降ロビー

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------|----|
| ① 籠は必要階（各住戸又は各客室、「車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設」のある階、及び地上階）に停止するか | | 適・否 | |
| ② 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか | | 適・否 | |
| ③ 籠の奥行きは1.15m以上であるか | | 適・否 | |
| ④ 乗降ロビーは水平で、1.5m×1.5m以上であるか | | 適・否 | |
| ⑤ 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか | | 適・否 | |
| ⑥ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか | | 適・否 | |
| ⑦ 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか | | 適・否 | |
| ⑧ 籠内の両側面に手すりを設けているか | | 適・否 | |
| ⑨ 籠内に鏡を設けているか | | 適・否 | |
| ⑩ 戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか | | 適・否 | |

6 特殊な構造又は使用形態のエレベーター等

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|---|----|------------------------|----|
| ① エレベーターの場合 (1) 段差解消機であるか (2) 籠の幅は70cm以上、奥行きは1.2m以上であるか (3) 籠の奥行きと幅は十分であるか（車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合） | — | — 適・否 適・否 適・否 | |
| ② エスカレーターの場合 車椅子使用者用エスカレーターであるか | — | — 適・否 | |

7 敷地内の通路*1

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|-------------------------------|----|
| ① 幅は1.4m以上であるか | | 適・否 | |
| ② 区間50m以内ごとに車椅子が転回に支障がない場所があるか | | 適・否 | |
| ③ 戸を設ける場合は車椅子使用者が容易に開閉して通過しやすく、前後に高低差がないか | | 適・否 | |
| ④ 傾斜路は適切か (1) 幅は1.2m以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか (2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか (3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに1.5m以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除） (4) 踊場を設ける場合は踏幅1.5m以上であるか | — | — 適・否 適・否 適・否 適・否 | |

注意1 *1印は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までとする。

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）*1

| 整備項目 | 適用 | 整備状況 | 備考 |
|--|----|------|----|
| ① 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等により誘導する設備の設置（進行方向を変更する必要のない風除室は免除） | ◎△ | 適・否 | # |
| ② 線状ブロック等及び点状ブロック等は識別しやすいものか | ◎△ | 適・否 | # |
| ③ 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか | ◎△ | 適・否 | # |
| ④ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか *2 | ◎△ | 適・否 | # |

注意1 *1印は、以下の場合を除く。

- ・主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口までの経路を整備してある場合

注意2 *2印は、以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・高さが16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接する場合
- ・段又は傾斜がある部分と連続して両側（法では片側）に手すりが設けられている踊り場である場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設について適用し、同日前に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設については、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日から30日を経過する日までの間に特定生活関連施設の工事に着手する場合における第1条の規定による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則第5条の規定の適用については、同条第1項中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する30日前までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とする。

さいたま市規則第78号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (公示の方法) 第4条 条例第11条第1項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例により <u>掲</u> 示する。 | (公示の方法) 第4条 条例第11条第1項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する <u>掲</u> 示場に <u>掲</u> 示することにより行うほか、市長が <u>適</u> 当と認める方法により行うものとする。 |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第79号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(公開抽選の立会い)</p> <p>第5条 入居申込者は、<u>条例第10条第1項</u>の公開抽選に立ち会うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(条例第10条第2項の規則で定めるもの)</u></p> <p>第5条の2 <u>条例第10条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>又は<u>パートナーシップ関係の相手方(双方又はいずれか一方が性自認又は性的指向に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した関係の相手方で市長が認めるものをいう。以下同じ。)</u>がある60歳以上の入居申込者であつて、他に同居し、又は同居しようとする者がいないもの</p> <p>(2) <u>60歳以上の現に同居し、又は同居しようとする、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がある入居申込者であつて、他に同居し、又は同居しようとする者がいないもの</u></p> <p>(3) <u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び次のいずれかに該当する者のみと現に同居し、若しくは同居しようとする入居申込者(入居申込者又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の双方若しくはいずれか一方が60歳以上である場合に限る。)</u></p> <p>ア <u>入居申込者の18歳未満の3親等以内の親族又は児童福祉法(昭和22年法律第164</u></p> | <p style="text-align: center;">(公開抽選の立会い)</p> <p>第5条 入居申込者は、<u>条例第10条第2項及び第4項</u>の公開抽選に立ち会うことができる。</p> |

号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(以下「里子」という。)

イ 入居申込者の60歳以上の3親等以内の親族

(4) 入居申込者又は入居申込者と同居し、若しくは同居しようとする者が次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する精神障害者(ウに該当する知的障害者を除く。)で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級であるもの

ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者で、その知的障害の程度がイに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

オ 条例第6条第1項第1号ウ、エ及びカからケまでのいずれかに該当する者

(5) 18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある児童又は里子と同居してこれを扶養する者

(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶

者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童又は里子を扶養しているもの

(7) 40歳未満である配偶者と現に同居し、又は同居しようとする40歳未満の者

(8) 4人以上の親族等と現に同居し、又は同居しようとする者

(9) 前各号に該当する者のほか、特に住宅に困窮し、居住の安定確保が必要と市長が認める者

(条例第11条の2の規則で定めるもの)

第5条の3 条例第11条の2の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 前条第4号から第7号までのいずれかに該当する者

(2) 前号に該当する者のほか、市長が特に居住の安定確保が必要と認める者

(条例第17条第3項の規則で定める者)

第12条の2 条例第17条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) [略]

(2) 知的障害者福祉法にいう知的障害者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）

(4) [略]

(使用者の選考)

第27条 [略]

2 [略]

3 身体障害者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級から4級までのものが申請をする場合は、第1項の規定にかかわらず、優先して使用させることができる。

(条例第17条第3項の規則で定める者)

第12条の2 条例第17条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) [略]

(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）

(4) [略]

(使用者の選考)

第27条 [略]

2 [略]

3 身体障害者で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級から4級までのものが申請をする場合は、第1項の規定にかかわらず、優先して使用させることができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

市営住宅入居申込書

年 月 日

(宛先)

申込者氏名

さいたま市市営住宅条例第9条第1項の規定により、次のとおり市営住宅への入居を申し込みます。

なお、この申込書を提出するに当たり、入居資格（募集案内 ページ）があることを誓約するとともに、次のことに同意します。

- この申込書の記載内容及び入居資格の有無について、埼玉県警察本部への照会など、必要に応じてさいたま市が調査すること。
- この申込書に虚偽や事実と異なる記載がされている場合又は入居資格を満たしていると証明できない場合は、この申込みを無効とされても異議を申し立てないこと。

| | | | | | | | |
|---|------|---|------|-------|----|-------|-------|
| 住所 | 郵便番号 | | 電話番号 | | | | |
| 勤務先 | 名称 | | 電話番号 | | | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| 入居しようとする者の氏名 | | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 年齢 | 障害の等級 | |
| フリガナ | | 本人 | 男・女 | 年 月 日 | 歳 | 有・無 | 身体 級 |
| 氏名 | | | | | | 精神 級 | 療育 判定 |
| フリガナ | | | 男・女 | 年 月 日 | 歳 | 有・無 | 身体 級 |
| 氏名 | | | | | | 精神 級 | 療育 判定 |
| フリガナ | | | 男・女 | 年 月 日 | 歳 | 有・無 | 身体 級 |
| 氏名 | | | | | | 精神 級 | 療育 判定 |
| フリガナ | | | 男・女 | 年 月 日 | 歳 | 有・無 | 身体 級 |
| 氏名 | | | | | | 精神 級 | 療育 判定 |
| フリガナ | | | 男・女 | 年 月 日 | 歳 | 有・無 | 身体 級 |
| 氏名 | | | | | | 精神 級 | 療育 判定 |
| 申込理由 (市営住宅へのお申込時には、住宅に困窮している理由として、条例第10条第1項各号に該当する必要があります。主な該当番号1つに○を付けてください。) | | 1 住宅以外の建物等や保安上危険・有害な状態にある住宅に居住している（第1号） 2 他世帯等との同居等により不便な状態にある（第2号） 3 住宅の規模等の関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態（第3号） 4 立退き要求を受けている（第4号） 5 住宅がなく遠隔の地に居住している又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いをしている（第5号） 6 その他の理由により住宅に困窮しているのが明らかである（第6号） | | | | | |
| 世帯状況の申告(1～13のうち主な該当番号1つに○を付けてください。また、14に該当する場合は○を付けてください。) ※条例及び規則等を参照すること | | 1 高齢者 2 障害者 3 中国残留邦人 4 戦傷病者 5 被爆者 6 引揚者 7 ハンセン病患者 8 DV被害者 9 犯罪被害者 10 子育て 11 母子等 12 若者夫婦 13 大家族 14 多数回落選 | | | | | |
| 申込団地 | No. | 種別 | | 団地名 | | 間取り | |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第80号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成17年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (随意契約によることができる上限額等) 第56条 令第21条の13第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u> (2) 財産の買入れ <u>300万円</u> (3) 物件の借入れ <u>150万円</u> (4) 財産の売払い <u>100万円</u> (5) 物件の貸付け <u>50万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u> | (随意契約によることができる上限額等) 第56条 令第21条の13第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u> (2) 財産の買入れ <u>160万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 物件の貸付け <u>30万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市規則第 8 1 号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (様式の準用) 第 5 条 令第 2 条第 6 項の規定による届出の様式については様式第 1 4 号を、法第 1 4 条の 1 8 第 2 項後段の規定による通知書の様式については様式第 2 1 号を、 <u>令第 6 条の 7 第 4 項</u> において準用する令第 6 条の 2 の 4 ただし書の納期限変更通知書については様式第 1 8 号を、法第 1 6 条第 3 項（法第 1 6 条の 3 第 3 項及び第 1 6 条の 4 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については様式第 3 0 号をそれぞれ準用する。 | (様式の準用) 第 5 条 令第 2 条第 6 項の規定による届出の様式については様式第 1 4 号を、法第 1 4 条の 1 8 第 2 項後段の規定による通知書の様式については様式第 2 1 号を、 <u>令第 6 条の 8 第 4 項</u> において準用する令第 6 条の 2 の 4 ただし書の納期限変更通知書については様式第 1 8 号を、法第 1 6 条第 3 項（法第 1 6 条の 3 第 3 項及び第 1 6 条の 4 第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による増担保の提供等の必要な行為を求める文書については様式第 3 0 号をそれぞれ準用する。 |
| 様式第 6 号（別表第 1 関係） [略] | 様式第 6 号 <u>（その 1）</u> （別表第 1 関係） [略] |

様式第 6 号（その 2）を削る。

様式第 9 号（表）を次のように改める。

領収済通知書
さいたま市

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 納税者 | | | |
|-----|--|--|--|

| | | |
|-------|-------|------|
| 税目 | 調定年度 | 課税年度 |
| 通知書番号 | 期別 | |
| 期 C | 納付書種類 | |

| | |
|-----|---|
| 税額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 納期限 | |

| |
|-------|
| 領収日付印 |
|-------|

(さいたま市控)

納付書(原符)
さいたま市

| |
|-------|
| 通知書番号 |
|-------|

| |
|----|
| 期別 |
|----|

| | |
|----|---|
| 税額 | 円 |
|----|---|

| | |
|-----|---|
| 延滞金 | 円 |
|-----|---|

| | |
|----|---|
| 合計 | 円 |
|----|---|

| |
|-----|
| 納期限 |
|-----|

| |
|-----|
| 納税者 |
|-----|

| |
|-------|
| 領収日付印 |
|-------|

(金融機関控)

領収証書
さいたま市

| |
|-------|
| 通知書番号 |
|-------|

| |
|----|
| 期別 |
|----|

| | |
|----|---|
| 税額 | 円 |
|----|---|

| | |
|-----|---|
| 延滞金 | 円 |
|-----|---|

| | |
|----|---|
| 合計 | 円 |
|----|---|

| |
|-----|
| 納期限 |
|-----|

| |
|-----|
| 納税者 |
|-----|

収入印紙不要

| |
|-------|
| 領収日付印 |
|-------|

(納税者控)

督促状

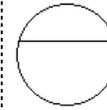
次の金額が未納になっておりますので、至急納付してください。
この督促状は、 年 月 日現在で納付を確認できなかった方について作成しています。既に納付されている場合は、行き違いですので、ご了承ください。

| |
|-----|
| 納税者 |
|-----|

| | |
|-------|---|
| 年 度 | |
| 税 目 | |
| 通知書番号 | |
| 期 別 | |
| 税 額 | 円 |
| 納 期 限 | |

発行日

さいたま市長 印



様

様式第41号(4) (表) を次のように改める。

様式第41号(4) (別表第1関係) (表)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|------|-----|-----|--------|-----------------------|----|------|---|-------|-----|------------------|-----|-----|---|-------|-----|--|--|--|--|--|-----------------------|---------|--|--|--|--|--|
| さいたま市 納付書兼領収済通知書 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | 口座記号番号 | | | 税額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収納機番 | 関号 | 納付番号 | | | | 確認番号 | | 納付区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | 通知書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | 期別 | | 期C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">延滞金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[]</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[]</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> (さいたま市控/ CVS 等本部控) </td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">CVS等収納用</td> <td colspan="5" style="height: 150px;"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 延滞金 | [] | 円 | 合計額 | [] | 円 | 領収日付印 | 納税者 | | | | | | (さいたま市控/ CVS 等本部控) | CVS等収納用 | | | | | |
| 延滞金 | [] | 円 | 合計額 | [] | 円 | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者 | | | | | | (さいたま市控/ CVS 等本部控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CVS等収納用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市 原符兼払込金受領証 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座記号番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通知書番号 | | | | 期別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税額 | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(金融機関控/ CVS等店舗控)</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 領収日付印 | | (金融機関控/ CVS等店舗控) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (金融機関控/ CVS等店舗控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市 領収証書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座記号番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通知書番号 | | | | 期別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税額 | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(納税者控)</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 領収日付印 | | (納税者控) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (納税者控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第42号(6)(表)を次のように改める。

様式第42号(6) (別表第1関係) (表)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|------|-----|--|--------|-------------------|----|------|---|-------|--|------------------|--------|--|---|-------|-----|--|--|--|--|--|-------------------|---------|--|--|--|--|--|
| さいたま市 納付書兼領収済通知書 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | 口座記号番号 | | | 税額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収納機番 | 関号 | 納付番号 | | | | 確認番号 | | 納付区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | 通知書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | 期別 | | 期C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">延滞金</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 15%;">合計額</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(さいたま市控/ CVS等本部控)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">CVS等収納用</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 | 納税者 | | | | | | (さいたま市控/ CVS等本部控) | CVS等収納用 | | | | | |
| 延滞金 | | 円 | 合計額 | | 円 | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者 | | | | | | (さいたま市控/ CVS等本部控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CVS等収納用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市 原符兼払込金受領証 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座記号番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通知書番号 | | | 期別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税額 | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(金融機関控/ CVS等店舗控)</td> <td style="text-align: center;">(納税者控)</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 領収日付印 | | (金融機関控/ CVS等店舗控) | (納税者控) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (金融機関控/ CVS等店舗控) | (納税者控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市 領収証書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座記号番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通知書番号 | | | 期別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税額 | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|-----|--|--|----------|-----|--|--|--------------------------|--|--|-----|--|--|-----|--|--|-----|--|---|--|--|-----|-----|--|--|----------|-----|--|--|---|--|--|-----|--|--|-----|--|--|-----|--|
| <p>様式第46号（別表第1関係） [略] 法人市民税更正（決定）通知書 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税割額の明細</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 ⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | | | [略] | [略] | | | 法人税割額の明細 | [略] | | | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 ⑧ | | | [略] | | | [略] | | | [略] | | <p>様式第46号（別表第1関係） [略] 法人市民税更正（決定）通知書 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人税割額の明細</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | | | [略] | [略] | | | 法人税割額の明細 | [略] | | | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧ | | | [略] | | | [略] | | | [略] | |
| | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税割額の明細 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 ⑧ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税割額の明細 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第66号(4)（表）を次のように改める。

様式第66号(4) (別表第1関係) (表)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------|-------------------|----------------------|------|--|--------|----------------------|---|-----|----------------------|---|-------|-----|----------------------|--|--|--|--|-------------------|---------|----------------------|--|--|--|--|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| さいたま市 納付書兼領収済通知書 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | 口座記号番号 | | 税額 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収納機番 | 関号 | 納付番号 | | | | 確認番号 | | 納付区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | 通知書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | 期別 | | 期C | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> <td>合計額</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td colspan="5"><input type="text"/></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(さいたま市控/ CVS等本部控)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">CVS等収納用</td> <td colspan="5"><input type="text"/></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 延滞金 | <input type="text"/> | 円 | 合計額 | <input type="text"/> | 円 | 領収日付印 | 納税者 | <input type="text"/> | | | | | (さいたま市控/ CVS等本部控) | CVS等収納用 | <input type="text"/> | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | <input type="text"/> | 円 | 合計額 | <input type="text"/> | 円 | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者 | <input type="text"/> | | | | | (さいたま市控/ CVS等本部控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CVS等収納用 | <input type="text"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="height: 50px;"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 取りまとめ店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取りまとめ店 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま市 原符兼払込金受領証 公 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座記号番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納税者氏名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定年度 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通知書番号 | <input type="text"/> | | | | | 期別 | <input type="text"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納付書番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税額 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(金融機関控/ CVS等店舗控)</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (金融機関控/ CVS等店舗控) | | | | | | | | | |
| 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (金融機関控/ CVS等店舗控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(納税者控)</td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (納税者控) | | | | | | | | | |
| 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (納税者控) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 様式第74号（別表第1関係） [略] 固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第15項の規定により、次のとおり申告します。 [略] | 様式第74号（別表第1関係） [略] 固定資産税耐震基準適合家屋に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第14項の規定により、次のとおり申告します。 [略] |
| 様式第75号（別表第1関係） [略] 固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第16項の規定により、次のとおり申告します。 [略] | 様式第75号（別表第1関係） [略] 固定資産税改修実演芸術公演施設に係る減額申告書 [略] さいたま市市税条例附則第19条第15項の規定により、次のとおり申告します。 [略] |

様式第80号（表）を次のように改める。

| | | | | |
|--|------------|--|------|-------|
| さいたま市 納付書兼領収済通知書 公 | | | | |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 | 口座記号 | 税額 | 円 |
| 収納機関番号 | 納付番号 | 確認番号 | 納付区分 | |
| 税目 | | 通知書番号 | 期別 | 期C |
| 納期限 | | | | |
| 延滞金 <input style="width:50px;" type="text"/> 円 | | 合計額 <input style="width:50px;" type="text"/> 円 | | 領収日付印 |
| 納税者 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">取りまとめ店</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(さいたま市控 ／CVS等本部 控)</p> | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">CVS等収納用</div> | | | | |

| | |
|--|------------|
| さいたま市 原符兼払込金受領証 公 | |
| 口座記号番号 | さいたま市会計管理者 |
| 加入者名 | さいたま市会計管理者 |
| 納税者氏名 | |
| 税目 | |
| 調定年度 | |
| 通知書番号 | 期別 |
| 納付書番号 | |
| 税額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計額 | 円 |
| 納期限 | |
| お問い合わせ先 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">領収日付印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">(金融機関控／ CVS等店舗 控)</p> | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|------------|----|---------|-----|-----|-----|----|--|---|
| 年度 軽自動車税 (種別割) 納税通知書兼領収証書 公 | | | | | | | | | | | |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">次のとおり決定しましたので、本書の税額を納期限までに納付してください。</p> | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">通知書番号</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">お問い合わせ先</p> | 通知書番号 | | 税額 | 円 | 延滞金 | 円 | 合計額 | 円 | | |
| 通知書番号 | | | | | | | | | | | |
| 税額 | 円 | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | 円 | | | | | | | | | | |
| 合計額 | 円 | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">標識 (車両) 番号</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>最初の新規検査の時期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額 (税率)</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">さいたま市長 印</p> | 標識 (車両) 番号 | | 最初の新規検査の時期 | | 税額 (税率) | 円 | 納期限 | | 納期 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">領収日付印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">(納税者控)</p> |
| 標識 (車両) 番号 | | | | | | | | | | | |
| 最初の新規検査の時期 | | | | | | | | | | | |
| 税額 (税率) | 円 | | | | | | | | | | |
| 納期限 | | | | | | | | | | | |
| 納期 | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| 軽自動車税 (種別割) 納税証明書 年度 (継続検査用) | |
| 標識 (車両) 番号 | |
| 氏名 (名称) | |
| 有効期限 | |
| <p>上記については滞納がないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 印</p> | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;">領収日付印</div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">(納税者控)</p> | <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">標識 (車両) 欄に*印のあるもの及び金融機関の領収日付印のないものは証明書として使用できません。</p> |

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|--|-------|-----|--------------|-----|--|-----|---|-----|--|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|--|
| <p>様式第 8 4 号（別表第 1 関係） 軽自動車税（種別割）減免申請書</p> <p>[略] [略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">軽自動車等</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">排気量</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最高出力</td> <td style="text-align: center;">KW</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | [略] | | 軽自動車等 | [略] | 排気量 | [略] | 最高出力 | KW | [略] | | <p>様式第 8 4 号（別表第 1 関係） 軽自動車税（種別割）減免申請書</p> <p>[略] [略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">軽自動車等</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">排気量</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | [略] | | 軽自動車等 | [略] | 排気量 | [略] | [略] | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車等 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排気量 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最高出力 | KW | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 軽自動車等 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排気量 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第 8 5 号（別表第 1 関係） 身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）減免申請書</p> <p>[略] [略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">運転する者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">又は特定免 許情報</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運転免許証</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | [略] | | 運転する者 | [略] | 又は特定免 許情報 | [略] | 運転免許証 | [略] | <p>様式第 8 5 号（別表第 1 関係） 身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）減免申請書</p> <p>[略] [略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">運転する者</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運転免許証</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> | [略] | | 運転する者 | [略] | 運転免許証 | [略] | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転する者 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 又は特定免 許情報 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転免許証 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転する者 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運転免許証 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>様式第 8 8 号（別表第 1 関係） 原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">車種</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車台番号</td> <td></td> </tr> </table> | [略] | | 車種 | | 車台番号 | | <p>様式第 8 8 号（別表第 1 関係） 原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">車種</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | [略] | | 車種 | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車台番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 車種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------|----------|------|----|
| 総排気量 定格出力 | CC KW | 最高出力 | KW |
| [略] | | | |

[略]

様式第93号(その1)(別表第1関係)

- 1 条例第91条第1号ア及びウの原動機付自転車標識のひな型
[略]
- 2 条例第91条第1号イ及びエの原動機付自転車標識のひな型
[略]
- 3 条例第91条第1号オの原動機付自転車標識及び条例第91条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型
[略]
- 4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。
 - (1) 条例第91条第1号ア及びウの原動機付自転車 白色
 - (2) [略]
 - (3) 条例第91条第1号エの原動機付自転車 薄桃色
 - (4) 条例第91条第1号オの原動機付自転車 薄青色
 - (5) [略]

様式第93号(その2)(別表第1関係)

- 1 条例第91条第1号ア及びウの原動機付自転車標識のひな型
(1)・(2) [略]
- 2 条例第91条第1号イ及びエの原動機付自転車標識のひな型
[略]
- 3 条例第91条第1号オの原動機付自転車標識及び条例第91条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型
[略]
- 4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。
 - (1) 条例第91条第1号ア及びウの原動機付自転車 白色
 - (2) [略]
 - (3) 条例第91条第1号エの原動機付自転車 薄桃色
 - (4) 条例第91条第1号オの原動機付自転車 薄青色

| | | |
|------|--------------|----------|
| 車台番号 | 総排気量 定格出力 | CC KW |
| [略] | | |

[略]

様式第93号(その1)(別表第1関係)

- 1 条例第91条第1号アの原動機付自転車標識のひな型
[略]
- 2 条例第91条第1号イ及びウの原動機付自転車標識のひな型
[略]
- 3 条例第91条第1号エの原動機付自転車標識及び条例第91条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型
[略]
- 4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。
 - (1) 条例第91条第1号アの原動機付自転車 白色
 - (2) [略]
 - (3) 条例第91条第1号ウの原動機付自転車 薄桃色
 - (4) 条例第91条第1号エの原動機付自転車 薄青色
 - (5) [略]

様式第93号(その2)(別表第1関係)

- 1 条例第91条第1号アの原動機付自転車標識のひな型
(1)・(2) [略]
- 2 条例第91条第1号イ及びウの原動機付自転車標識のひな型
[略]
- 3 条例第91条第1号エの原動機付自転車標識及び条例第91条第2号イの小型特殊自動車標識のひな型
[略]
- 4 標識の文字の塗色は濃紺色とし、様式の地の塗色は次に掲げるところによる。
 - (1) 条例第91条第1号アの原動機付自転車 白色
 - (2) [略]
 - (3) 条例第91条第1号ウの原動機付自転車 薄桃色
 - (4) 条例第91条第1号エの原動機付自転車 薄青色

(5) [略]

(5) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第85号の改正は公布の日から、様式第6号（その1）の改正及び様式第6号（その2）を削る改正は令和7年6月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市市税条例施行規則様式第46号の規定は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分までの法人の市民税については、なお従前の例による。

さいたま市規則第82号

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年さいたま市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(生活困窮者住居確保給付金の支給の決定)</p> <p>第2条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、省令第13条の規定による生活困窮者住居確保給付金の申請があったときは、その内容を審査し、支給することと決定したときは、<u>次の各号に掲げる支給の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、支給しないことと決定したときは住居確保給付金不支給通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。</u></u></p> <p>(1) <u>省令第11条第1項第1号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給 住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助）（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>省令第11条第1項第2号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給 住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）（様式第1号の2）</u></p> <p>様式第1号（第2条関係） （表）</p> <p>[略] <u>住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助）</u> [略]</p> <p>3 支給方法 <input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 <input type="checkbox"/> 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給</p> | <p style="text-align: center;">(生活困窮者住居確保給付金の支給の決定)</p> <p>第2条 <u>さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）により設置された福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）は、省令第13条の規定による生活困窮者住居確保給付金の申請があったときは、その内容を審査し、支給することと決定したときは<u>住居確保給付金支給決定通知書（様式第1号）</u>により、支給しないことと決定したときは住居確保給付金不支給通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係） （表）</p> <p>[略] <u>住居確保給付金支給決定通知書</u> [略]</p> <p>3 支給方法 <input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 <input type="checkbox"/> 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給</p> |

| | |
|---|---|
| <p>決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う方法により、<u>賃料が確実に</u>貸主又は貸主から委託を受けた事業者^に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>[略]</p> | <p>決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う方法により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者^に<u>賃料が確実に</u>支払われることを条件として、支給決定者に支給する。</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <p>[略]</p> |
|---|---|

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

(表)

第 号
年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長



住居確保給付金支給決定通知書 (転居費用補助)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 円

- 2 支給方法
- 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
 - 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。
 - クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合限り、支給決定者に支給する。

4 支給対象となる転居先の住宅 名称

所在地

(裏)

(注)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>様式第4号（第3条関係） （表）</p> <p>[略]</p> <p>住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長） [略]</p> <p>3 支給方法 <input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う方法により、<u>賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者</u>に支払われることを条件として、支給決定者に支給する。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">（裏）</p> <p>[略]</p> | <p>様式第4号（第3条関係） （表）</p> <p>[略]</p> <p>住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長） [略]</p> <p>3 支給方法 <input type="checkbox"/> 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払に係る債務の弁済を行う方法により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者<u>に賃料が確実に支払われる</u>ことを条件として、支給決定者に支給する。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">（裏）</p> <p>[略]</p> |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。